

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

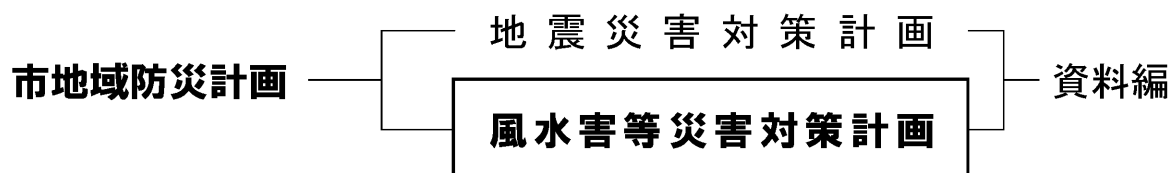
第1章 風水害等災害対策計画の目的及び性格

1 風水害等災害対策計画の目的

この「風水害等災害対策計画」は、風水害等災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき、事前の対策を推進して、風水害等災害に強いまちづくりを進めるとともに、風水害等災害が発生した際の応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護することを目的とする。

2 風水害等災害対策計画の構成及び内容

風水害等災害対策計画は、風水害等災害における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めている。



(1) 風水害等災害対策計画の構成

ア 第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

風水害等災害対策計画の目的、位置付け、推進主体等について定めている。

イ 第2編 風水害対策編

風水害に強いまちづくりの推進、応急活動事前対策、応急活動対策及び復旧・復興対策について定めている。

ウ 第3編 火山災害対策編

火山災害予防、火山災害時の応急活動計画について定めている。

エ 第4編 航空災害対策編

航空災害応急対策の備え、航空災害時の応急活動計画について定めている。

オ 第5編 鉄道災害対策編

鉄道災害応急対策の備え、鉄道災害時の応急活動計画について定めている。

カ 第6編 道路災害対策編

道路災害応急対策の備え、道路災害時の応急活動計画について定めている。

キ 第7編 放射性物質災害対策編

放射性物質災害予防、放射性物質災害時の応急活動計画について定めている。

ク 第8編 その他災害対策編

その他災害応急対策の備え、その他災害時の応急活動計画について定めている。

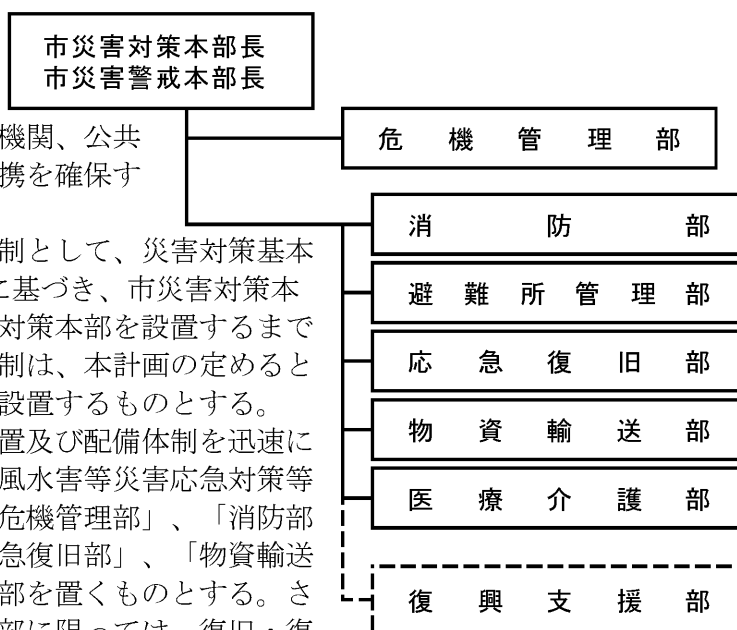
(2) 市の体制

市は、風水害等災害対策計画を円滑に実施するため、国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他自治体等との連携を確保する。

市は、風水害等災害対策体制として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市災害対策本部を設置する。また、市災害対策本部を設置するまでに至らない段階における体制は、本計画の定めるところにより市災害警戒本部を設置するものとする。

市は、状況に応じた本部設置及び配備体制を迅速に執るものとし、また、円滑な風水害等災害応急対策等が実施できるよう各本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」の6部を置くものとする。さらに、風水害の市災害対策本部に限っては、復旧・復興時に「復興支援部」を置くものとする。なお、各本部の組織及び運営については、各本部の要綱に定める。

市は、風水害等災害発生時に迅速かつ確実に体制が執れるようあらかじめ危機対応の部を確立しておくものとする。



(3) 下位計画等

風水害等災害対策計画に基づく防災上の必要な諸活動については、危機対応の部ごとにあらかじめ行動計画を作成するものとし、必要に応じて適宜修正することを妨げず、必要に応じた各種細部マニュアルを適宜作成するものとする。

- 【資料2-1】 海老名市防災会議条例
- 【資料2-2】 海老名市防災会議運営要綱
- 【資料2-3】 海老名市防災会議委員名簿
- 【資料2-4】 海老名市災害対策基本条例
- 【資料2-5】 海老名市災害対策本部条例
- 【資料2-6】 海老名市災害対策本部要綱
- 【資料2-9】 海老名市災害警戒本部要綱
- 【資料2-10】 海老名市危機事象に関する情報連絡会内規

第2章 市域の概要

第1節 自然的条件

1 位置及び地勢

市は、北緯35度28分38秒から23分59秒まで、東経139度26分11秒から22分9秒まで、海拔11メートルから84メートルまでにあり、県のほぼ中央部に位置する。東は綾瀬市及び大和市、西は相模川を隔てて厚木市、南は寒川町及び藤沢市、北は座間市の6市町に接しており、東京都区部や京浜地区とは交通機関により1時間以内に結ばれ、内陸交通の要衝の地でもある。

面積は、26.59平方キロメートルで、東西約6,150メートル、南北約8,700メートルの長方形をなし、東部丘陵地帯と西部の水田地帯を通称「相模横山九里」が隔てている地勢になっている。

2 気象

市における平成3年から令和2年までの年間平均気温は、15.6度で比較的温暖である。冬季1月の平均気温が4.7度で最も寒い月となっており、夏季8月の平均気温が26.9度と最も暑い月になっている。同期間の年間平均降水量は平均で1,761ミリメートルとなっており、時期的には9月及び10月の降水量が多くなっている。

気候的特色は、相模川の東側で盆地気候を有しており、冬の朝の冷え込みは厳しく、夏の最高気温が高くなる傾向にある。また、年間降水量は、県内では西部内陸山地に行くほど雨量が多くなり、県央に位置する市の年間降水量は箱根のほぼ半分となっている。

3 地質

市域の地質は、西部と東部とに区分され、東部丘陵地帯と西部水田地帯では地質構成に差がある。

西部は、相模川の活動により作られた沖積低地であり、極めて厚い軟弱地質を形成する頂部泥層及び上部砂層から交互に三層の砂層及び泥層が重なり、およそ10メートルで第一の岩盤層、その後40メートル程度で基底に達する。

東部は、表面が関東ローム層に覆われ、およそ20メートル程度でその下部に砂礫（れき）層の基底部に達する。この砂礫（れき）層の下には、第3紀層が不整合に存在し、更にその下部は小仏層（中世層）になっている。

第2節 社会的条件

市の歴史は古く、奈良時代の天平13年に聖武天皇が国分寺建立の詔勅を發布したことにより、相模国分寺、相模国分寺尼寺が建設された。当時は、既に東海道が横切っており、相模国の穀倉地帯でもあったことから、この地方の中心として繁栄した。

明治22年4月1日の市制・町村制施行により、北部9か村が合併して海老名村に、南部8か村が合併して有馬村になった。その後、海老名村は、昭和15年12月20日に町制を施行して海老名町となり、昭和30年7月20日には町制合併促進法（昭和28年法律第258号）の適用を受けて有馬村と合併した。

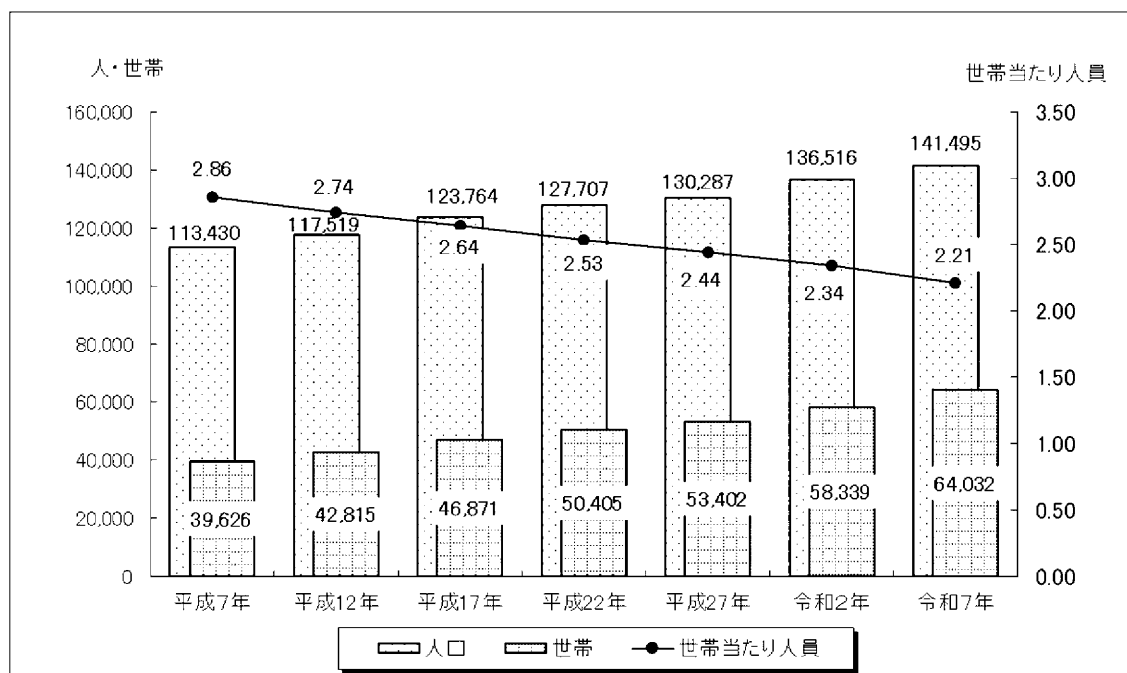
高度成長期を迎え、人口の急増、東名高速道路の開通、企業の進出等、急速に都市化が進む中、昭和46年11月1日に市制を施行し、新たなスタートを切った。

1 人口・世帯

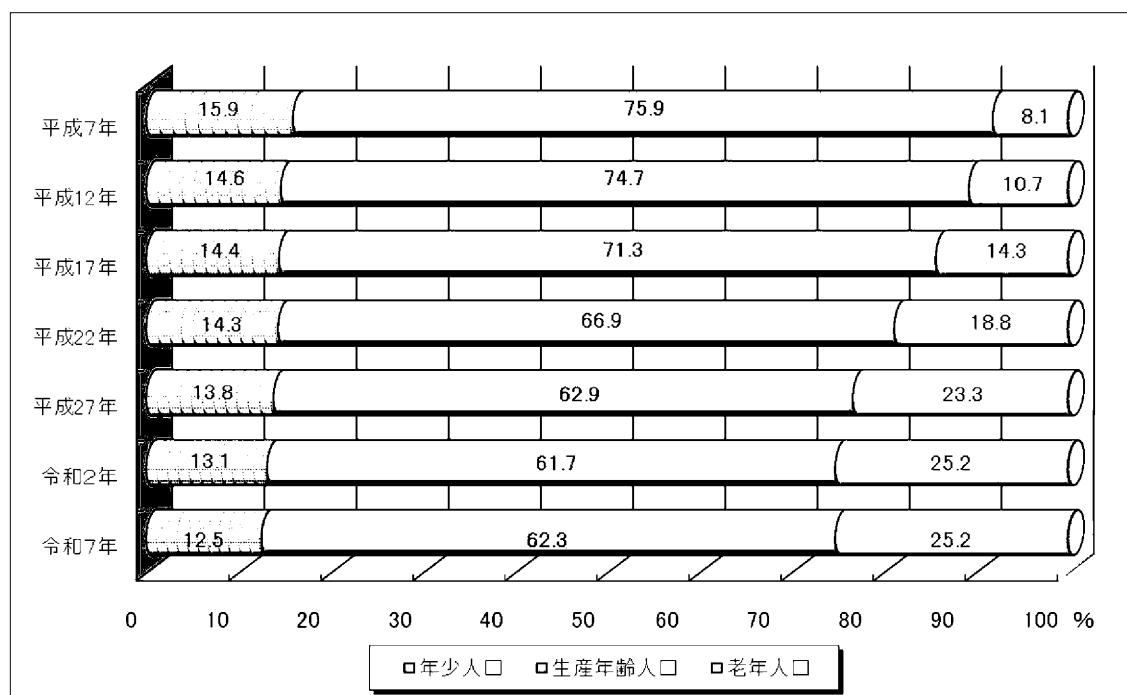
近年、駅周辺開発や宅地開発が進み、人口・世帯については緩やかな増加傾向をたどっているが、1世帯当たりの人口は年々減少しており、世帯の小規模化が進行している。

令和2年国勢調査の確定人口を基にした推計人口における令和7年12月1日現在の状況は人口141,495人、世帯数64,032世帯、1世帯当たりの人口は2.21人になっている。また、人口構成の推移を年齢3区分別人口でみると、年少人口（0歳から14歳まで）の減少はそれほど顕著ではないが、生産年齢人口（15歳から64歳まで）の減少が顕著であり、老年人口（65歳以上）の増加により、高齢化が進行しており、要配慮者対策の更なる充実が必要となっている。

■人口・世帯の推移（資料 令和2年国勢調査等）



■年齢3区分別人口の推移（資料：令和2年国勢調査等）



2 交通条件

鉄道は、北部から西部にかけて東日本旅客鉄道相模線及び小田急電鉄小田原線、東部から西部にかけては相模鉄道本線と3線を擁し、市内に9駅が所在している。

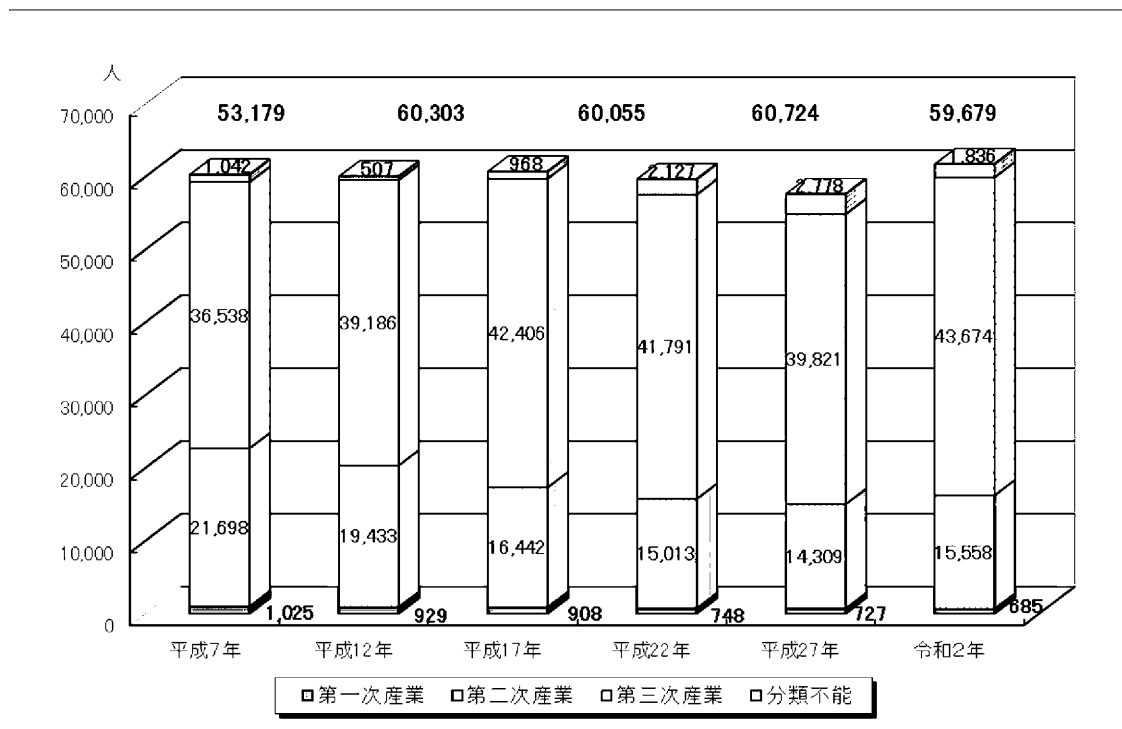
市の中心部である海老名駅は、小田急電鉄小田原線で小田急電鉄新宿駅まで最短41分、相模鉄道本線で相模鉄道横浜駅までは最短26分で結ばれており、昨今では、小田急電鉄ロマンスカーの海老名駅停車、相模鉄道本線の東日本旅客鉄道及び東京急行電鉄への直通線の開通や相模鉄道海老名駅の駅舎改良工事により、ターミナル駅としての拠点整備が進んでいる。

道路は、東名高速道路及び国道246号の2本の大動脈が市域を東西に横断し、南北には、首都圏中央連絡自動車道により、市内から海老名ICを通じて、東名高速道路や中央自動車道へのアクセスが容易となった。そのほか、海老名南JCTからの新東名高速道路への接続や、これらを補完する広域幹線道路が南北・東西方向に整備され、首都圏における交通網の拠点として、海老名の持つ優位性がますます高まってきている。

3 産業活動

第一次産業に含まれる農業は、米作、野菜、花き栽培等を中心とした都市型農業が営まれているが、高齢化等により生産性の低下が進行しつつある。製造業及び建設業が多くを占める第二次産業は、近年微減傾向であるが、その他商業・サービス業等の第三次産業は、大規模店舗の進出等により増加傾向となっている。また、産業別就業人口の総数は、令和2年国勢調査によると増加に転じているが、これは、海老名駅周辺の大型マンション建設等により生産人口が増加したためと考えられる。この産業別就業人口の割合は、第三次産業が約70パーセントと最も多く、増加傾向に推移している一方、第一次産業及び第二次産業は減少傾向にある。

■産業別人口の推移（資料：令和2年国勢調査）



4 土地利用

近年、宅地開発が進み、年々宅地面積の増大が見られ、宅地等の都市的土地利用が約70パーセント、農地・山林等の自然的土地利用が約30パーセントを占めている。推移をみると、田・畑・山林原野等の自然的土地利用が減少傾向にある。

第3章 風水害等災害対策計画の推進主体とその役割

第1節 市、県及び防災関係機関の実施責任

1 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他自治体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、指定行政機関及びその他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から風水害予防体制の整備を図るとともに、風水害等災害時には風水害等災害応急措置を実施する。また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

- 【資料1-1】 神奈川県
- 【資料1-2】 その他神奈川県関係機関
- 【資料1-3】 指定地方行政機関
- 【資料1-4】 指定公共機関
- 【資料1-5】 指定地方公共機関
- 【資料1-6】 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- 【資料1-7】 自衛隊

第2節 市民等の責務

1 市民

- (1) 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、3日分以上、推奨1週間分の飲料水・食料、トイレ袋、トイレトペーパー、マスク、消毒液、体温計、スマートフォン、携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止等の予防対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、風水害等災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど市民自らが防災対策を行う。
- (2) 「自分たちの地域は自分たちで守る。」という隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（自主防災組織）を結成するものとし、自主防災隊を編成する。また、その活動への積極的な参画に努める。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した風水害等災害防災に関する知識、技能等を風水害等の災害発生時に発揮できるよう努める。

- (4) 風水害等の災害が発生した場合には、地域において相互協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努める。
- (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておく。
- (6) 過去に起こった大規模風水害等の教訓や風水害災害文化を確実に後世に伝えていく。
- (7) 平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時取るべき行動を自ら判断するよう努める。また、災害の危険が高まった時には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、市からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取る。

2 企業

- (1) 日頃から、管理する施設及び設備の耐震性の確保や、飲料水、食料等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 風水害等災害対策の責任者を定め、風水害等災害が発生した場合の従業員の執るべき行動を明確にし、市民及び自主防災組織（自主防災隊）と連携して、地域における風水害等の防災活動に参加するための体制を整備するように努めるとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。
- (3) 風水害等の災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、市民及び自主防災組織（自主防災隊）と連携して、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うように努める。
- (4) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

3 災害救援ボランティア

- (1) 日頃から、地域、行政又は関係機関が開催する防災に関する研修会、訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるように努める。
- (2) 風水害等災害時の活動は、飲料水・食料、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動する。また、ボランティア相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努める。
- (3) 市は、市社会福祉協議会、県及び関係機関と連携して、風水害等災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会及び養成講座の開催並びに活動拠点の確保等、環境整備に努める。

第3節 市、県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災知識の普及及び教育並びに災害教訓の伝承に関する啓発
- (3) 風水害等災害対策の組織の整備並びに防災に関する調査、研究及び訓練の実施
- (4) 防災施設等の公共施設の新設及び整備
- (5) 防災に必要な物資並びに資機材の備蓄及び整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 風水害等に関する情報の収集・伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 風水害等災害時における保健衛生、文教及び交通対策
- (11) 被災施設の復旧
- (12) その他風水害等災害応急対策
- (13) その他風水害等災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県の出先機関等

(1) 厚木土木事務所

相模川の風水害等災害被害調査及び風水害等災害復旧

(2) 厚木土木事務所 東部センター

ア 風水害等災害時における市内の県管理の道路及び橋りょうの通行の確保

イ 市内の県管理の道路、橋りょう及び河川の風水害等被害調査並びにこれらの風水害等災害復旧

(3) 流域下水道整備事務所

相模川流域下水道の風水害等災害被害調査及び風水害等災害復旧

(4) 企業庁 海老名水道営業所

ア 風水害等災害時における応急飲料水の確保

イ 応急給水活動に対する支援

ウ 水道施設の風水害等災害被害調査及び風水害等災害復旧

(5) 県央地域県政総合センター

ア 風水害等災害時における管内県機関に係る応急対策の実施

イ 風水害等災害時における情報の収集等

ウ 市内の治山及び農林関連の風水害等災害被害調査並びに風水害等災害復旧

エ 資源配分の連絡調整

(6) 厚木保健福祉事務所

風水害等災害時における市内の保健衛生対策

(7) 海老名警察署

風水害等災害時における警備・交通対策

3 指定地方行政機関

(1) 財務省 関東財務局（横浜財務事務所）

- ア 風水害等災害時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- イ 風水害等災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- ウ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
- エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付

(2) 農林水産省 関東農政局 神奈川県拠点

- ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
- イ 応急用食料等の支援に関すること
- ウ 食品の需給・価格動向等に関すること

(3) 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 厚木出張所

- ア 風水害等災害時における市内の国道及びこれに付随する橋りょうでの交通確保
- イ 市内の国道及びこれに付随する橋りょうの風水害等災害被害調査並びにこれらの風水害等災害復旧
- ウ 市内の国道及びこれに付随する橋りょうの二次災害防止工事の施工

(4) 国土交通省 気象庁 東京管区气象台（横浜地方气象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(5) 総務省 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援
- ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
- エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(6) 厚生労働省 神奈川労働局

- ア 工場・工場現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助及び被災労働者の労働災害補償等
- イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助
- ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
- エ 被災者の雇用対策

4 指定公共機関

(1) 鉄道機関（東日本旅客鉄道株式会社及び東海旅客鉄道株式会社）

- ア 鉄道並びに軌道施設の整備及び保全

- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 鉄道、軌道関係被害調査及び災害復旧
- (2) 電信電話機関（ＮＴＴ東日本株式会社 神奈川事業部、株式会社 ＮＴＴドコモ神奈川支店及びＮＴＴドコモビジネス株式会社）
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (3) 日本銀行横浜支店
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- (4) 日本赤十字社神奈川県支部
 - ア 医療救護
 - イ こころのケア
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 災害時の血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他風水害等災害救護に必要な業務
 - キ 復旧・復興に関する業務
 - ク 防災・減災に関する業務
- (5) 日本放送協会 横浜放送局
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 風水害等災害状況及び風水害等災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安
- (6) 中日本高速道路株式会社 東京支社 横浜保全・サービスセンター
 - ア 道路（付属物を含む。）の保全
 - イ 風水害等災害時の災害復旧
 - ウ 風水害等災害時における緊急交通路の確保
- (7) 日本郵便株式会社（海老名郵便局、国分郵便局、大塚本町郵便局、海老名大谷郵便局、海老名河原口郵便局、海老名国分寺台郵便局、有馬郵便局、海老名中新田郵便局、かしわ台駅前郵便局、杉久保郵便局、海老名西口郵便局及び神奈川西郵便局）
 - ア 風水害等災害時における郵便物の送達の確保
 - イ 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - ウ 被災者に対する郵便はがきなどの無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除

- エ 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
- オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
- カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資
- キ 市内における建物及び道路等の被災状況情報の提供
- ク 被災した市民の安否及び避難先等情報の提供
- ケ 市内避難所等への臨時郵便差出箱の設置

(8) 東京ガスネットワーク株式会社

- ア 災害時における都市ガスの供給の確保
- イ ガス供給施設の被害調査及び復旧

(9) 日本通運株式会社 藤沢支店

- ア 風水害等災害対策用物資の輸送確保
- イ 風水害等災害時の応急輸送対策

(10) 東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社及び相模原支社

- ア 電力供給施設の整備及び点検
- イ 風水害等災害時における電力供給の確保
- ウ 被災施設の風水害等災害被害調査及び風水害等災害復旧

(11) KDDI株式会社 首都圏総支社

- ア 電気通信施設の整備及び保全
- イ 風水害等災害時における電気通信の疎通

5 指定地方公共機関

(1) 公益社団法人 神奈川県医師会、一般社団法人 神奈川県歯科医師会、公益社団法人 神奈川県薬剤師会、公益社団法人 神奈川県栄養士会、公益財団法人 神奈川県看護協会、地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

- ア 医療助産等救護活動の実施
- イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(2) 放送機関（株式会社 アール・エフ・ラジオ日本、株式会社 テレビ神奈川及び横浜エフエム放送株式会社、株式会社 ジェイコム湘南・神奈川、イッツ・コミュニケーション株式会社）

- ア 気象予報、警報等の放送の周知
- イ 緊急地震速報の迅速な伝達
- ウ 風水害等災害状況及び風水害等災害対策に関する放送
- エ 放送施設の保安

(3) 株式会社 神奈川新聞社

風水害等災害状況及び風水害等災害対策に関する報道

(4) 鉄道機関（小田急電鉄株式会社及び相模鉄道株式会社）

- ア 鉄道及び軌道施設の整備及び保全
- イ 風水害等災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 風水害等災害時の応急輸送対策
- エ 鉄道及び軌道関係風水害等災害被害調査並びに風水害等災害復旧

(5) 自動車運送機関（一般社団法人 神奈川県バス協会、神奈川中央交通株式会社、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 神奈川県タクシー協会）

- ア 被災地の人員輸送の確保
- イ 風水害等災害時の応急輸送対策
- ウ 災害対策用物資の輸送確保

(6) 神奈川県相模川左岸土地改良区

- ア 土地改良施設の整備
- イ 農業湛（たん）水の防排除活動
- ウ 農地及び農業施設の風水害等災害被害調査及び風水害等災害復旧

(7) 公益社団法人 神奈川県LPガス協会 県央支部

- ア 安全広報
- イ ガス施設の応急復旧

(8) 神奈川県住宅供給公社

風水害等災害時における住宅の緊急貸付け

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人 海老名市医師会、海老名市歯科医師会、海老名市薬剤師会及び病院等医療関係者

- ア 医療施設での避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 風水害等災害時における病人、負傷者等の収容及び保護
- ウ 風水害等災害時における収容者の保護及び誘導
- エ 風水害等災害時における被災負傷者の治療及び助産

(2) 海老名エフエム放送株式会社

- ア 気象予報、警報等の放送の周知
- イ 風水害等災害状況及び風水害等災害対策に関する放送
- ウ 放送施設の保安

(3) さがみ農業協同組合

- ア 市が行う風水害等災害被害状況調査及び風水害等災害応急対策への協力
- イ 農作物風水害等災害応急対策の指導
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
- エ 被災農家に対する融資のあつ旋

(4) 海老名商工会議所及び商工業関係団体

- ア 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
- イ 市が行う商工業関係風水害等災害被害状況調査及び風水害等災害応急対策への協力

(5) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備、避難確保計画や非常災害対処計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 風水害等災害時における入所者の保護及び誘導

(6) 学校法人

- ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 風水害等災害時における応急教育対策計画の確立と実施

(7) 金融機関

被災事業者等に対する資金融資

(8) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

ア 安全管理の徹底

イ 防護施設の整備

(9) 水道用水供給事業者

ア 県及び市が行う風水害等災害被害状況調査並びに風水害等災害応急給水への協力

イ 風水害等災害応急給水活動用資機材及び風水害等災害復旧用資機材の整備

7 自衛隊

(1) 防災関係資料の基礎調査

(2) 自衛隊災害派遣計画の作成

(3) 「神奈川県地域防災計画」に合わせた防災に関する訓練の実施

(4) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧

(5) 風水害等災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第2編 風水害対策編

序章 神奈川県水防災戦略

1 趣旨

近年、地球温暖化などの気候変動の影響により、毎年のように台風や線状降水帯の発生などに伴う集中豪雨に見舞われており、深刻な風水害や土砂災害が発生している。世界に目を向けても、熱波、洪水、海面上昇等による多くの被害が発生しており、その要因は、地球温暖化等の気候変動の影響といわれている。今後も、こうした異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されるなか、県では、気候が非常事態にあるという「危機感」を共有するため、令和2年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行なった。

台風をはじめとする風水害は、忘れたところに発生するのではなく、いつ起きてもおかしくないものと認識し、被害の軽減に向けて、国や自治体による公助、住民による自助と共助が連携し、最大限可能な対策に取り組む必要がある。

そこで、台風被害からの復旧復興に取り組むことに併せ、水害への対応力強化のための対策として、「神奈川県水防災戦略」を定め、戦略的、計画的に対策を進め、水害や土砂災害による被害の最小化を目指す。

令和3年5月、集中豪雨の頻発、降雨量の増大に対応するため、流域全体を俯瞰し、関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める「流域治水関連法」が成立し、従前からの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、その流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策への転換を図ることとされた。

また、令和3年7月、静岡県熱海市で発生した土石流災害では、多くの人命が失われ、盛土規制の在り方が課題となったことから、令和4年5月に、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「盛土規制法」が成立した。

こうした政策環境の変化を踏まえ、令和5年3月に戦略を改定し、さらなる対策強化を図ることとした。戦略改定以降も、台風や線状降水帯の発生により、全国各地で豪雨災害が頻発し、本市でも深刻な被害の発生リスクが高まっている。

また、石川県能登地方では、令和6年元日に発生した大地震に続き、9月には集中豪雨にも見舞われ、深刻な二重被災が発生した。

さらに、線状降水帯の発生情報の提供など、高度化が進む防災気象情報への対応や、情報通信分野を中心としたデジタル化が著しく進展を見せる中、新たな技術を活用した災害対応の高度化への取り組みも必須となっている。

このように激甚化・頻発化する風水害に対応するため、引き続きハード・ソフトの両面から被害の最小化を目指す取り組みを進めるとともに、孤立地域対策や複合災害など、新たな課題にも対応するため、戦略を改定し、さらなる対策強化を図る。

2 対象とする災害

台風や豪雨による洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等

3 戦略の目標

住民による適切な避難行動を促進するとともに、水害や土砂災害による被害の最小化を目指し、次の目標を定める。

「水害からの逃げ遅れゼロ」

「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」

4 戦略の対象とする対策

(1) 緊急に実施することで被害を最小化するためのハード対策

早急に対応が必要な箇所、迅速な整備が必要な箇所等に対して、令和4年から令和9年にかけて実施し、危険箇所の解消を図る。

(2) 中長期的な視点で取組を加速させるハード対策

中長期的な視点で取り組む事業のうち、減災、強靱化の効果が早期に期待できる事業について、充実強化、事業の前倒しなどを図る。

(3) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

市が行う避難対策、減災対策への支援、市民の適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県農災害対応体制の強化等を図る。

第1章 風水害に強いまちづくり

市は、その自然的条件、社会的条件から、相模川、目久尻川、永池川、鳩川の4河川による影響を受けやすく、これら河川の氾濫等による風水害や、相模川に沿った段丘崖付近の急斜面では、土砂災害が懸念されている。そのため、これまでも公共の福祉、自然環境の保全を図りつつ、自然的、社会的及び文化的な条件に配慮し、市民の安全・安心を図るため、各種災害により危険が及ぶ地域について市民に情報提供するとともに、風水害に強いまちづくりに取り組んでいるが、更に風水害による被害を最小化する「減災」の考えも踏まえ、総合的かつ計画的な土地利用を基本とし「住みたい 住み続けたいまち 海老名」の実現に向けたまちづくりを進めている。

第1節 計画的な土地利用及び市街地整備の推進

県のおおむね中央に位置する市は、産業の進展に伴い、都市構造が複雑化しており、人口も年々増加傾向にあることから、一部の地域では過密化が進行している。このような現況から、防災性の向上を図る必要があるため、都市空間の確保、再開発時には市街地の整備を促進するとともに、河川整備等や緑地の保全を図る。

市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

1 総合的かつ計画的な土地利用の推進

- (1) 市は、風水害に強いまちづくりを目指し、市域の安全性を高めるため、市都市計画等に基づき、防災に配慮した総合的かつ計画的な土地利用を推進する。 [市]
- (2) 市は、県と連携して河川整備等や緑地の保全を図り、保水機能の向上を図る。 [市]
- (3) 市は、公園の整備を図り、オープンスペースの確保を図る。 [市]
- (4) 市は、農地の整備を進めるとともに災害時に避難場所及び復旧活動用地としても活用可能な防災に資する農地の確保を図る。 [市]

- 【資料2-11】 海老名市防災協力農地制度要綱
- 【資料5-1】 海老名市防災協力農地一覧
- 【資料9-1】 用途地域別面積
- 【資料9-3】 県立都市公園
- 【資料9-4】 都市公園
- 【資料9-6】 経営耕地面積及び経営放棄地面積

2 風水害に強いまちづくりの推進

- (1) 市は、都市防災総合推進事業（社会資本整備総合交付金）の採択に向けた取組における県の支援を受け、災害危険度判定調査、住民等とのまちづくり活動及び防災まちづくり拠点等の地区公共施設整備を推進する。 [市]
- (2) 市は、県の支援を受け、地籍調査を実施し、大規模風水害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進する。 [市]

3 危険を回避した土地利用

市は、県が作成した、相模川、目久尻川、鳩川、永池川が洪水を起こした場合の洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等を防災ガイドブックや防災ホームページ、防災アプリで情報提供し、周知を図る。また、風水害履歴や危険区域箇所等、過去の自然災害の災害履歴を市民に提供する。 [市]

4 市街地の整備

市は、防災を念頭において駅周辺における市街地再開発事業等のまちづくりを進める。

[市]

5 開発協議に関わる安全性の配慮

市は、開発の協議に当たっては、安全性に配慮した指導を進める。

[市]

6 盛土の安全性

市は、盛土による災害防止のための総点検の結果、人家・公共施設等に被害を及ぼす恐れがあると判断したものについて、盛土の安全性を把握する調査を進め、土砂の撤去や崩落防止の必要性について検証する。

[民・危・応・物]

第2節 治水対策

都市化の進展や、気候変動による集中豪雨などが頻発する状況の中、土地利用に当たっても、治水施設設備とともに、河川流域において適正な保水・遊水機能を持たせることが必要であり、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策への転換を推進する。

市は、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する。また、透水性舗装の施行、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるように図る。

また、県と横浜地方気象台が共同で発表する氾濫注意報・警報、県又は河川事務所が発表する大雨注意報・警報及び洪水予報河川並びに水位周知河川の水位に注視し、洪水時における市民等の円滑かつ迅速な避難に資する情報を提供するなど風水害時の避難体制の整備を推進する。

1 治水施設等の整備

(1) 県は、県民の安全確保のため、管理する河川について都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）に基づき整備する。

[県]

(2) 県は、総合治水対策特定河川に指定されている目久尻川について、流域の保水機能の確保、安全な土地利用の指導等と併せて治水施設の整備を積極的に進める。

[県]

2 安全に配慮した行政指導の実施

(1) 市は、市街地再開発事業等において、透水性舗装や調整池等の設置による流出抑制を事業者へ指導する。

[市]

(2) 市は、土地区画整理事業においても、透水性舗装の促進による流出抑制や盛土の抑制等、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者を指導する。

[市]

3 浸水想定区域の指定、公表等

(1) 県は、洪水予報河川、水位周知河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

[県]

(2) 市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

[市]

4 浸水想定区域における避難の確保

- (1) 市は、浸水想定区域ごとに、避難情報等の伝達方法、避難場所、避難所予定施設等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に、主として要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。また、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについても同様に定める。
大規模工場等の範囲は次のとおりとする。 [市]

- ア 用途 工場、作業場又は倉庫
イ 延べ面積 10,000平方メートル以上

- (2) 市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。 [市]
- (3) 市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難所予定施設等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。 [市]
- (4) 市は、相模川、鳩川等河川に囲まれた土地の避難、救助・救急ルートの実現を図るための道路ネットワークを整備する。 [市]

【資料2-21】 海老名市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例

【資料5-2】 水防法及び土砂災害防止法に基づき定める要配慮者利用施設一覧

5 要配慮者利用施設、大規模工場等における避難、浸水対策等

- (1) 「海老名市地域防災計画」に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。 [事]
- (2) 市は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。 [市]
- (3) 「海老名市地域防災計画」に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。 [事]

6 地下街等における浸水の危険性の周知

市及び地下駐車場、アンダーパス等、浸水被害が想定される施設の管理者は、日頃から排水施設等の点検を行うとともに、洪水等による地下施設等への水の急激な流入等の危険性についての周知、啓発に努める。 [危・応・消・物]

第3節 河川改修

近年、河川流域の都市化の進展は著しいものがあり、従来保有していた保水・遊水機能の減少に伴い、河川への直接流出量が増大している。また、沿川に人家や工場等が密集しており、従来と同程度の洪水でも被害が大きくなる傾向がある。

計画的な河川改修の実施

- (1) 県は、相模川について、長期的には100年から150年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保することを目標としているが、相模川については、河原口地区の拡幅を進め、治水安全度の確保を図る。 [県]
- (2) 県は、目久尻川、永池川、鳩川については、長期的には30年から100年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保することを目標としているが、特に過去の大雨で水害が発生した河川や都市化の進展が著しい地域を流れる河川については、当面、1時間当たりおおむね50ミリメートルから60ミリメートルまでの降雨に対応した治水安全度の確保を図る。 [県]

第4節 下水道整備

下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とした污水排水施設の整備及び浸水の防除を目的とした雨水排水施設等の整備を実施しているが、現状は、雨水整備が污水整備に比べて多少遅れているため、市は污水排水施設の整備とバランスの取れた雨水排水施設等の整備を促進していく。

下水道施設の整備

市は、排水施設の整備、マンホールなどの浮上・飛散防止等の対策を推進する。 [市]

第5節 水害予防施設の維持補修

市では、農地・農業施設及び周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、ハザードマップの作成・配布等を計画的に推進し、地域の安全性を確保する。

1 農業用施設等の整備・改修

- (1) 市は、脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進する。 [市]
- (2) 市は、流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域において、排水整備工事を計画的に実施する。 [市]

2 農地保全施設等の整備・維持補修

市は、急傾斜地帯の農地の降雨による被災防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施する。 [市]

3 農業用施設の整備・維持補修

市は、広域農道機能の保持又は向上のための維持補修を行う。 [市]

第6節 土砂災害対策

市では、豪雨等による崖崩れなどの土砂災害に備えるため、急傾斜地崩壊危険区域等の周知徹底に努める。

1 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止

- (1) 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する管理の強化について（昭和47年7月20日付け建設省河砂発第50号）により市内63か所を急傾斜地崩壊危険箇所とし、そのう

ち、4か所を急傾斜地法第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域に指定している。 [県]

- (2) 県は、土砂災害防止法第7条第1項の規定により市内52区域102斜面を土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊（崖崩れ））に指定している。また、40区域73斜面を土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊（崖崩れ））に指定している。 [県]

【資料9－7】 急傾斜地崩壊危険区域一覧

【資料9－8】 土砂災害警戒区域一覧

【資料9－9】 危険物等施設一覧

2 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策

- (1) 市は、土砂災害警戒区域内のある要配慮者利用施設の管理者等に対して土砂災害警戒情報の発表等の情報を提供するとともに、防災体制の整備に努める。 [市]
- (2) 市は、「海老名市地域防災計画」において、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項について定める。 [市]

【資料5－2】 水防法及び土砂災害防止法に基づき定める要配慮者利用施設一覧

3 土砂災害に関する気象情報

市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるようレベル3土砂災害警報発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、横浜地方気象台と県の共同でレベル4土砂災害危険警報が発表される。 [国・県]

4 土砂災害への対策

- (1) 市は、県の支援を受け、市内4か所の急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止工事を既に実施している。なお、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域内において、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのある急傾斜地を把握した場合は、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊防止工事等について県と協議し、土砂災害対策に努める。 [県・市]
- (2) 市は、急傾斜地崩壊危険区域の管理及び保全の制限に係る土砂災害防止パトロールを県と協力し、実施する。 [県・市]
- (3) 市は、土砂災害防止法第8条第3項の規定により、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。また、土砂災害警戒区域内に居住する市民に対し崖崩れの危険性を周知徹底するとともに、緊急時には、必要に応じて関係自治会長等を通じて、土砂災害警戒区域内の市民が速やかに避難準備をできるように、あらかじめ啓発に努める。 [市]
- (4) 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 [市]

- (5) 市は、避難所予定施設等の指定を進め、また、土砂災害警戒区域に居住する地域住民や要配慮者利用施設の関係者等に対して、土砂災害対策に関する計画内容の周知を徹底する。 [市]

5 要配慮者利用施設における避難対策等

「海老名市地域防災計画」に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、作成した計画について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。 [事]

第7節 地盤沈下の防止

地盤沈下は、地下水を採取することにより、地下水位が低下し、地層が収縮するために起こるといわれている。地下水の過剰な汲み上げに起因する地盤沈下は沈静化の傾向にあるが、軟弱地盤における圧密沈下によるものと思われる地盤沈下が局地的にみられる。

市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日条例第35号）により規制を行っており、地盤沈下の状況を把握するため、地下水位の観測等を行っている。

地下水の採取の規制

市は、県条例で指定する地下水採取規制地域の地盤沈下調査（水準測量等）を県の支援を受けて実施する。 [市]

第8節 建築物の安全確保対策

住宅をはじめとする建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条に基づき、風圧に対する構造計算によって安全性を確認しているが、施工又は維持管理に起因すると考えられる建築物の外装等の剥離、落下による事故が発生している。また、近年、1時間当たり100ミリメートルを越すような集中豪雨の発生頻度が高まってきており、内水による浸水により住宅やビルの地下施設等に大きな被害が生じていることから、都市の安全性の向上を図るため、建築物の安全確保、落下物の防止対策及び浸水防止対策を促進する。

1 普及・啓発

市は、県と共同して、地下室の安全対策・落下物防止及び浸水防止の普及・啓発を行う。 [市]

2 応急対策上必要な施設の安全確保

市及び施設管理者は、劇場、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設、医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。 [市・事]

第9節 ライフラインの安全対策

電気、ガス、水道、電話・通信施設等のライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であることから、風水害時にもライフライン機能を確保できるよう各事業者は、施設の安全強化対策をより一層の推進を図るとともに、施設の多重化及び代替設備の整備等の促進に努める。

1 上水道施設

- (1) 県営水道は、台風等による電力供給停止に伴う長時間の停電に備え、浄水場における、非常用予備発電設備及び加圧ポンプ所非常用発電設備の設置を進める。また、風水害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施設整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備等を進める。 [県]
- (2) 市は、風水害時の飲料水を確保するため、避難所予定施設等に設置した耐震性貯水槽等の適正な管理を実施する。 [市]

2 下水道施設

- (1) 県は、災害時の相互融通機能を確保するため、流域下水道の処理場のネットワーク化を進める。 [県]
- (2) 市は、下水道施設の水害に対する汚水管渠の排水機能を確保するため、密閉性が高いマンホール蓋の交換を進める。 [市]
- (3) 市は、風水害時にも下水道施設の機能を維持又は早期に回復できるよう下水道業務継続計画（下水道BCP）を参考に関係機関との連携を図る。 [市]

3 無電柱化

道路管理者は、風水害時の電柱倒壊による電線類の寸断及び緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線管理者と協調して、緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、電柱化を推進し、ライフラインの安全性及び防災対策のより一層の向上を図る。

[県・市・事]

4 電気、ガス及び通信サービス

- (1) 電気、ガス及び通信サービス事業者は、各施設について、共同溝の整備等、防災性のより一層の向上に取り組む。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進める。 [事]
- (2) 市は、災害時に電気を供給することができる太陽光発電設備等の導入や電気自動車、燃料電池自動車、コージェネレーションシステム等の分散型電源の普及促進を図る。 [市]
- (3) NTT東日本が運用する災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話事業者が運用する災害用伝言版の利用方法を記載する帰宅困難者対策リーフレットの活用について県と連携し、周知に努める。 [市]

第2章 風水害時応急活動事前対策の充実

風水害については、発災直前・直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を軽減し、及び防止するための鍵となる。市は、国、県及び防災関係機関と連携を図って災害が発生するおそれがある場合又は風水害が発生した場合を想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えを行っている。

応急活動の実施に当たっては、市民に最も身近な市の役割が重要になるため、市は事前準備として県からの支援を受け、広域的対応に必要な緊急輸送道路の確保、さらには、その他自治体との連携等の充実強化を図るとともに、帰宅困難者対策、風水害廃棄物等の処理対策及び災害救援ボランティア活動の充実強化を図る。また、本市が風水害に見舞われた場合は、様々な枠組みにより多様な形態で多くの団体から実施される人的支援及び物的支援の迅速な応援要請及び当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを検討し、災害時広域受援体制の構築を図る。

平成30年6月に災害救助法が改正され、政令指定都市が国から指定を受けることで、救助の実施主体になり得ることになったことを受け、大規模風水害等の災害時に、救助主体が複数になっても、県の広域調整の下で迅速な救助が出来るように、県は平成30年12月に「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」を策定した。

令和2年春から令和5年春まで続いたコロナ禍により、感染症と自然災害との複合災害への対応が新たな課題になったため、コロナ禍における災害対応の経験を今後の災害対策強化に繋げる必要がある。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難情報の見直しや広域避難に関わる仕組みが導入された。近年頻発する大規模風水害等の災害の課題や教訓を踏まえた、法令等を含む制度改正などを踏まえ、適切かつ速やかに対策の充実を図る必要がある。

第1節 風水害時情報の収集・提供体制の拡充

市は、DXの一環として平成17年度から3か年で防災行政無線局同報系無線設備をデジタル化するとともに、移動系無線設備は、MCA無線機を導入し、市の公共施設、関係機関との情報受伝達体制を構築している。市民への情報伝達手段としては、同報系無線設備を補完するえびなメール、市防災ホームページ、防災ラジオなどの順次整備を推進し、風水害時における被害状況をいち早く確認するための防災情報システム（防災カメラ）を整備している。

また、市は、災害の状況により、必要と判断される場合は、自ら又は、災害時応援協定に基づき、無人航空機（ドローン）を活用した情報収集を行う。

市は、これらの情報受伝達手段を複合的に活用することから、現状システムの課題や通信システムに関する技術的・将来的な動向を踏まえ、災害情報の確実な受伝達体制を構築するため、風水害情報の収集・提供体制のより一層の充実に向けた検討を進める。

また、災害情報収集や避難対策など災害対応におけるAIやデジタル技術の活用など、防災・減災におけるDXの推進に努める。さらに、市民へ、避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、不特定多数の市民が情報を得やすいインターネット等の活用を図る。

1 風水害情報受伝達体制の充実

- (1) 市は、市民等に対し確実に情報を伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及びアラート（災害情報共有システム）の着実な運用管理を図る。 [危]
- (2) 市は、災害情報の確実な受伝達体制を構築するため、老朽化した防災行政無線局同報系無線設備及び通信規格が廃止される予定の移動系無線設備（MCA無線機）の更新並びに防災情報システム（防災カメラ）を整備し、管理運用を図る。また、防災ラジオ、えびなメールサービス、市防災ホームページ、フェイスブック、X（旧ツイッター）、LINE及び緊急速報メール（エリアメール）の管理運用を図る。 [危]

- (3) 市は、県の支援を受け、風水害時の情報収集・提供体制に当たっては、防災行政無線局同報系無線設備をはじめとする様々な情報受伝達機器等を効果的かつ複合的に活用することから、現状の課題並びに技術的及び将来的な動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けて検討を進める。 [危]
- (4) 市は、県災害情報管理システム^{※1}を活用し、県との情報受伝達能力及び関係機関との情報共有機能の充実を図る。 [危]
- (5) 市は、県との確実な風水害情報受伝達のため、県防災行政通信網^{※2}のバックアップ体制を整える。 [危]
- (6) 市は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法を定める。 [危]
- (7) 市は、洪水等により浸水が想定される区域の洪水情報の伝達方法を定める。 [危]
- (8) 市は、風水害時の国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）^{※3}の迅速な派遣等を含め、道路、河川、ダム、砂防、都市施設等の公共土木施設被害等の状況を迅速かつ確実に国土交通省と共有するため、国土交通省関東地方整備局との協定を締結し、平常時から連絡員（リエゾン）との情報共有等に努め、風水害時の支援体制を確立する。 [危]

- 【資料2-12】 海老名市防災行政無線局管理運用要綱
【資料2-13】 海老名市防災行政無線局MCA無線機管理運用基準
【資料2-14】 海老名市防災情報システム運用要綱
【資料3-1】 防災行政無線局同報系無線設備一覧
【資料3-2】 防災行政無線局移動系無線設備（MCA無線機）一覧
【資料8-1】 防災情報設備に係る施設の使用に関する協定書
（株式会社 リコーテクノロジーセンター）
【資料8-2】 災害時の情報交換に関する協定
（国土交通省 関東地方整備局）

-
- ※1 県災害情報管理システムは、「神奈川県災害情報管理システム運営要綱」により、県、市町村等をオンラインネットワークで結び、地震災害発生時には、市が把握した被害情報を、地震災害発生当初の速報からその後の詳細な被害内容までリアルタイムで県、市町村等で情報共有できるシステムのこと。
令和6年4月から、国は「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）」の運用を開始し、県が活用を検討中。
- ※2 県防災行政通信網とは、「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」及び「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要領」により、地震が発生したとき又は発生するおそれがあるときに行う緊急通信、緊急通信以外の一般通信、複数の通信局に対して同時に一方的に行う一斉通信及び個別の通信局間で行う個別通信により、音声又はファクシミリで行う通信網で、地震災害時における地震災害情報の伝達及び被害情報の収集その他応急対策に必要な応援要請等を県、県主要機関、他市町村及び防災関係機関と相互に通信することのできる通信網のこと。
- ※3 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）とは、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令（平成24年国土交通省訓令第31号）に基づき、国土交通省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局（航空交通管制部を除く。）及び気象庁に、それぞれ設置する派遣隊のこと。

2 被災者支援に関する情報システムの構築等

- (1) 市は、避難所等の管理、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するために導入したクラウド型被災者支援システムの適切な運用に努める。 [危]
- (2) 被災者支援システムの整備については、過去の災害の教訓を踏まえ、大規模風水害時は、市単独による被災者支援業務が進められず、広域応援を効果的に活用して被災者支援業務を実施せざるを得ないことを考慮し、被災者支援システムの広域的な整備及び運用並びに国、県による統一的なシステムの構築等の支援要望も含めて検討を進める。 [危]
- (3) 市は、市民、災害時医療救護関連施設及び避難所等への情報提供等に当たり、インターネットなど各種通信手段の活用を図る。 [危]
- (4) 市は、NTT東日本が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が地震災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 [危]
- (5) 市は、県と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県・市町村が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう体制の整備に努める。 [危]

3 報道機関との協力体制の確立

市は、テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなどの報道機関の協力のもと、発災時における風水害報道の拡充を図ることにより、被災者に対し必要な情報提供ができるよう体制の確立を図る。 [危]

4 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

市は、防災関係機関及びその他の防災関係団体と連携して、風水害時の情報受伝達に関する協力体制を確保する。 [危]

【資料8-78】 災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書
(株式会社 ゼンリン 第一事業本部神奈川・静岡エリア統括部)

5 研修・訓練の実施

- (1) 市は、県が実施する「神奈川県災害情報管理システム」の操作研修等に積極的に参加し、システム操作の習熟に努める。 [危]
- (2) 市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、風水害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど機器操作の習熟に努める。 [危]

第2節 市災害対策本部等組織体制の拡充

市は、災害時に市災害対策本部機能の確保を確実にするため、適切な職員の配備体制を整備するとともに、風水害及び職員参集の状況に応じた組織体制を執り、発災時における迅速かつ的確な市災害対策本部活動を実施するため、活動を明確にした行動計画を定め、必要に応じて各種細部マニュアルを整備し、同時又は連続して複数の災害が発生する複合災害等、様々な場面を想定したより実践的な訓練等を計画的かつ継続的に実施し、刻々と変化する被災者ニーズに即応できる災害対策本部機能並びに県及び他市町村との連携及び連絡体制の拡充を図る。

風水害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、風水害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

1 市災害対策本部の組織体制の充実等

- (1) 大規模災害への対応では、災害対策本部に情報が集約され、本部の下で一元化した対応を行うことが重要であるため、市は、地震災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を平常時から図り、災害対策本部の機能の充実強化に努める。

[危]

- (2) 市は、風水害時に迅速かつ確実に災害対策本部体制が執れるよう平常時から危機対応の部として危機管理部、消防部、避難所管理部、応急復旧部、物資輸送部及び医療介護部の6部を確立する。

[危・消・避・応・物・医]

- (3) 市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できる組織体制をあらかじめ想定し、災害対策本部組織や行動計画、各種細部マニュアルを検証し、定期的に見直し、必要に応じて修正するとともに、不足するマニュアル等については、迅速に整備する。

[危・消・避・応・物・医]

2 県現地災害対策本部の連携強化

市は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、県現地災害対策本部との連携の充実を図る。

[危]

3 災害対策本部室の代替機能の整備等

- (1) 市は、災害対策本部室（本庁舎）が被災した場合は、消防庁舎を代替災害対策本部室とするため、防災行政無線等の災害対策本部としての機能を維持できるよう災害対策本部の代替機能の充実を図る。また、消防庁舎及びその他市の施設が被災した場合も想定し、南部大型防災備蓄倉庫の敷地を災害対策本部の代替地としての拡充整備を図り、災害対策本部機能や本部員等の交通手段の確保等、災害対策本部の代替機能の整備に努める。

[危]

- (2) 市は、風水害による浸水で庁舎内に立ち入ることが危険と判断される場合を想定し、初動期における災害対策本部の屋外運営手段等の構築を図る。

[危]

【資料9-11】 海老名市災害対策本部等代替施設一覧

【資料2-15】 海老名市大型防災備蓄倉庫設置条例

【資料4-1】 大型防災備蓄倉庫設置場所一覧

4 組織体制の充実

市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう市災害対策本部等防災組織体制の充実を図るとともに、市本庁舎、市消防庁舎が被災した場合の更なる代替施設の確保に努める。

[危]

5 業務継続体制の確保

- (1) 市は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行う。また、通信途絶時のために備えた衛星携帯電話の整備や、その他非常用通信手段の確保に努める。 [危]
- (2) 市は、業務継続性確保のため、災害対策本部等が設置される庁舎等においては、非常用発電設備等の定期的な維持管理を行うとともに、浸水対策を講じる。 [物]
- (3) 市は、業務継続体制の点検を行い、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて修正する。 [危]
- (4) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう平常時から風水害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務の役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努める。 [危・消・避・応・物・医]

【資料4-2】 非常用発電設備一覧

【資料4-3】 今里給油所

6 研修・訓練の実施

- (1) 市は、職員の防災教育として「海老名市地域防災計画」や市災害対策本部等の組織体制の基本的な部分から段階的に教育するため、危機対処の各部に危機管理担当者を置き、年1回以上の危機管理研修を実施する。また、危機管理研修を受講した危機管理担当者は、各部にフィードバックし、教育・研修内容の共有を図る。 [危]
- (2) 市は、県、防災関係機関等と連携し、地震と連続する風水害といった複合災害など、様々な場面を想定した市災害対策本部の運営訓練や図上演習の実施に努める。様々な場面を想定した市災害対策本部の運営訓練の実施に努める。 [危]
- (3) 市は、閉庁時でも迅速な災害対策本部等の組織体制が組めるよう「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、職員の緊急参集訓練、登庁後の初期活動訓練等の実施に努める。 [危]
- (4) 市は、風水害時における市災害対策本部の円滑な運営や臨機応変に対応できる組織育成のためには、分刻みに展開する被害等の状況に対する瞬時の判断・対応及び先の展開を複数見越した対策等を実践的な図上訓練等により1回でも多く疑似体験することが重要であることから、危機対処の各部及び防災関係機関との連携・調整を目的とし、計画的かつ継続的に市災害対策本部オペレーションセンター訓練を実施する。 [危]

【資料2-16】 海老名市危機管理担当者設置要領

第3節 救助・救急及び消火活動体制の充実

市は、風水害時において、市の消防力を超える救助・救急及び消火活動を必要とする状況下となった場合は、災害対策本部長（市長）の指揮の下に、消防機関^{※4}が中核となって救助・救急・消火活動を実施するとともに、県に緊急消防援助隊、県警察、自衛隊等の協力要請を実施する。市は、こうした活動の中核として消防機能が十分発揮できるよう消防力を確保するため、消防車両等の消防装備の拡充に努めるとともに、十分な応急活動が実施できるよう資機材、飲料水・食料、燃料等の確保を進める。また、他市町村と広域的・機動的な支援活動を相互に実施するため、応援・受援体制の構築、応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換等の推進を図る。

市は、高層建築物の建設が進む中、大規模地震等の災害時のエレベーター停止に備えた、救出救助体制の確保を図る。

1 ヘリコプター等の活用

市は、風水害時の要員や物資の輸送、救助、重傷（症）者の搬送等のため、ヘリサインなどを整備し、ヘリコプターを活用するとともに、必要に応じて市自ら、又は災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン）の運用により、応急対策における機動性を高める。

また、無人航空機（ドローン）を操作できる職員を確保し、災害発生時における映像情報収集に努める。 [消・危]

【資料9-13】 公共施設におけるヘリサインの設置状況

2 救助用重機の確保

市は、崖崩れや洪水等による倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、風水害時におけるこれらの大型重機の確保に努める。 [消]

3 救急救命体制の強化

市は、救急隊員の確保を図るため、消防学校の救急専科教育に消防職員を派遣する。また、救命救急士^{※5}の能力、資質の一層の向上を図るため、県等が実施する救命指導医及び救急救命士の資質向上のための研修及び教育訓練に救急救命士を派遣する。 [消]

4 消防職員の資質向上

市は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、県等が実施する専科教育、幹部教育等の特別教育、研修及び教育訓練に職員を派遣する。 [消]

5 消防の強化

(1) 市は、県が支援する消防の広域化又は将来の消防の広域化に向け、市の消防力強化に向けた取組を推進する。 [消]

(2) 市は、救助・救急及び消火活動の中核として消防機能が発揮できるよう消防力を確保するため、消防の用に供する施設、消防車両及び消防装備並びに消防職員の適正配置に努める。 [消]

(3) 市は、風水害時に十分な応急活動が行えるよう資機材、飲料水・食料、燃料等の確保を進める。 [危]

(4) 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。 [消]

(5) 市は、消防力の充実強化を図るため、県等の支援を受けて防災用資機材を整備する。 [危・消]

※4 消防機関とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する市消防本部、市消防署及び市消防団のこと。

(6) 市は、風水害時における広域的な火災防御活動及び市民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に風水害時の対応についての事前計画を定める。〔消〕

(7) 市は、出火及び延焼拡大予防のための建築物及び建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底並びに消防力の整備強化及び消防水利の整備を図る。〔消〕

6 広域応援体制の強化

(1) 市は、風水害時において、緊急消防援助隊、警察、自衛隊等の広域的な応援要請を迅速に実施できる体制及び当該応援に対し円滑かつ効率的な受入れを検討し、緊急消防援助隊の受援に特化した災害時広域受援に関する計画等の整備を努める。また、緊急消防援助隊の受入施設等の提供に努める。〔消・危〕

(2) 市は、県と協調して緊急消防援助隊の対応訓練を実施する。〔消〕

【資料8-3】 災害時における施設利用の協力に関する協定書
(株式会社 サン・ライフ)

【資料5-3】 緊急消防援助隊の受入場所

7 研修・訓練の実施

市は、風水害発生時における県央東部消防指令センターとの連携・調整、市消防力の効率的かつ効果的な活用、緊急消防援助隊の受援体制、災害時医療救護関連施設との連携・調整等、風水害により大規模火災の発生、多数の要救助者の発生、多数の重症者等の発生等あらゆる場面を想定した研修・訓練の実施に努める。〔消〕

第4節 警備・救助対策

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種応急対策を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産の保護並びに県民の混乱の早期收拾を図るなど県民の社会生活の安定に努める。また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図るとともに、各種応急対策に必要な装備資機材の整備、風水害警備訓練の強化、防災関係機関との連携の強化等の推進を図り、警備体制の一層の強化を図る。

1 救出救助用資機材の整備等

県警察は、大規模風水害時における迅速かつ的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の飲料水・食料、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。 [県]

2 応援部隊の受入体制の確立

市は、県警察が、その他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を確立するため、受入施設等の提供に努める。 [危]

【資料5－4】 広域緊急援助隊受入場所

【資料8－4】 災害時における広域応援部隊の受入に関する協定書
(株式会社 海老名第一ビルディング)

3 研修・訓練の実施

市は、風水害時における県警察、海老名警察署との連携・調整を図るため、県警察、海老名警察署が実施する防災に関する研修・訓練に積極的に参加するとともに、市が実施する防災の研修・訓練への参加を積極的に呼び掛ける。 [危]

第5節 避難対策

市は、避難情報等の発令・伝達に関して、避難すべき区域（避難対象地域）や発令の具体的な判断基準、伝達手段、伝達先等についてあらかじめ定めるよう努めるとともに、避難対象地域等を県、県警察等の関係機関に通知する。また、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な風水害発生を考慮するよう努め、市民の警戒避難体制をあらかじめ計画し、躊躇なく避難情報等を発令できるよう平常時から風水害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁をあげた体制の構築に努める。

市は、市民等が、「自らの命は自ら守る。」という意識を持ち、避難情報等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す警戒レベル相当情報等に十分に留意し、災害が発生する前に、自らの判断で自発的に避難を行うことができるように、平時における防災知識の普及やハザードマップを活用した訓練等を通じて周知に努める。

また、令和3年の災害対策基本法の一部が改正され、市町村の地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成が市町村の努力義務とされた。

コロナ禍の教訓を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制、避難誘導体制等、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

災害対策基本法の改正により、東日本大震災の教訓を基に制度化された、災害発生後の市町村の区域外への避難である「広域一時滞在」に加え、災害が発生するおそれのある段階から、市町村の区域外に避難する「広域避難」の協議手続きなどが規定された。大規模な浸水被害等への対応として、広域避難を円滑に行える体制を整える必要がある。

1 避難情報等の発令基準の作成

- (1) 市は、内閣府の「避難情報等に関するガイドライン（令和8年3月）」を参考に作成した「海老名市避難情報発令の判断・伝達マニュアル」について、風水害時に適切な避難情報等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等をもとに、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断し、避難情報の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理して見直すように努める。 [危]
- (2) 市は、住民が主体的に避難行動をとれるよう、内閣府が作成した「避難情報等に関するガイドライン（令和8年3月）」に基づき、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報を提供する。 [危]
- (3) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合は、直ちに避難情報等を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するキキクル情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報等を発令できるよう発令範囲をあらかじめ具体的に設定するように努める。 [危]
- (4) 市は、避難情報発令時に避難所予定施設等を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることをあらかじめ市民に周知する。 [危]

- (5) 避難に際して、市が発令する避難情報については、次の表のとおり。（「避難情報等に関するガイドライン（令和8年3月）」内閣府を参考に作成） [危]

避難情報の名称	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は、立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測の困難な土砂災害の危険性のある区域や急激な水位上昇のおそれのある河川沿いでは、避難準備が整い次第、避難所等に立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	全員避難 ・予想される災害に対応した避難所予定施設等に速やかに立退き避難する。 ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した避難所等に緊急に避難する。 ・避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所（避難所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等）」への避難や少しでも命の助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）」を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保※ （市が発令） ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

- (6) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。 [危]

2 避難情報等の伝達

- (1) 市は、避難情報等の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や消防団、自主防災組織（自主防災隊）をはじめとした効果的かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の市民に迅速かつ的確に伝達できるよう努める。 [危]
- (2) 市は、気象警報、避難情報等を市民に周知することにより、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるようその伝達内容等についてあらかじめ検討するよう努める。 [危]
- (3) 市は、同一の水系を有する市町間において、相互に避難情報等の情報を共有するよう努める。 [危]

3 避難場所及び避難所予定施設等の確保及び整備

- (1) 市は、自主防災組織（自主防災隊）が、選定した一時避難場所の認定を行うとともに、広域避難場所の整備及び指定に努める。また、市民の身近にある農地空間を一時避難場所として活用できるよう「海老名市防災協力農地制度」の推進を図る。 [危]
- (2) 市は、風水害時に、一人でも多くの避難者等を受け入れられるよう市有施設や県有施設、民間施設等、避難所予定施設等の確保に向けて検討し、避難所予定施設等の指定に努める。 [危]
- (3) 市は、国有地、県有地・施設、民間施設等を避難場所又は避難所予定施設等に指定する場合は、協定等の締結により当該管理者との役割分担の明確化を図る。 [危]
- (4) 市は、市民等が平常時から避難場所を認識できるよう、また、風水害時には、避難者が速やかに避難できるよう避難場所標識等を整備する。さらに、避難所予定施設等は、風水害時に避難所等として開設された旨が避難者に分かるよう標識等の整備を推進する。 [危]
- (5) 市は、避難場所等の標識等を整備する場合は、日本産業規格に基づく避難場所図記号及び避難所図記号を使用するとともに、避難場所等の標識等の見方に関する周知に努める。また、外国人にも配慮した外国語表記の推進に努める。 [危]
- (6) 市は、大規模風水害発生時において、市単独では避難場所及び避難所等の確保が困難となった場合及び二次災害発生の危険がある場合に、市域を超えた広域的な避難の支援ができるよう県及び他市町村と共同して体制の整備を図る。 [危]
- (7) 市は、県と協力し、避難所予定施設等を地域における防災対策の拠点として活用できるよう物資の備蓄の充実に努めるとともに、避難所予定施設の管理者は、施設浸水対策及びバリアフリー化に努める。 [危・避・応・医]
- (8) 市は、避難所予定施設等の指定・整備を行う場合は、災害時の供給継続性の観点から中圧導管による都市ガス供給、燃料備蓄という観点からLPガスの有用性について検討するとともに、県の支援を受けて物資の備蓄、非常用電源等の整備を行う。 [危]
- (9) 市は、避難所予定施設等に指定されている施設に設置している非常用発電設備の維持管理を行うとともに、大規模停電及び計画停電を想定し、自立分散型エネルギーシステムや太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。 [危・避・応・医]
- (10) 市は、指定管理者制度により、指定する避難所予定施設等その他の市の施設を管理する指定管理者との協定に、避難所予定施設等に指定されている施設であること、その運用に協力すること、緊急の必要がある場合は指定管理者においても自らの判断により適切な災害対応に努めることを盛り込むとともに、具体的な災害対応について伝達する。 [危・避・応・物・医]

- (11) 新型コロナウイルスの蔓延事態においては避難所においても、「3密」の回避が求められる。市は、各自治会とともに、自治会館や公民館等をペットの同行を含めた、補助的な避難所又は避難場所として活用できるように検討を行う。 [危・避・応・物・医]
- (12) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。 [危・避]
- (13) 市は、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努め、避難の円滑化に努める。 [危・避]
- (14) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等も開設するよう努める。 [危・避・医]

4 避難計画の作成

- (1) 市は、風水害時に自主防災組織（自主防災隊）等が、安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう避難計画の作成及び市民への周知に努める。その際、河川管理者等と十分協議の上、過去の洪水による浸水実績、土砂災害記録等により、避難対象地域を特定する。 [危]
- (2) 市は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」を参考に、市地域防災計画に基づき、所管課等の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民政委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努める。 [医]
- (3) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるように努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるように努める。 [医・危]
- (4) 社会福祉施設等の管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等の作成や避難訓練を実施し、市は県と連携してその支援に努める。 [福・医]
- (5) 市は、施設管理者等が、気象庁から発信される防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講ずる際に、消防団、地域社会との連携等の地域の支援が受けられるよう工夫に努める。 [医・危]
- (6) 市は、洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定により、「海老名市地域防災計画」において、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。 [危]

【資料2-22】 海老名市地区防災計画

5 一時避難場所の認定等

- (1) 市は、自主防災組織（自主防災隊）が、市民の身近にある公園、神社、空き地等を避難場所を選定し、申請のあった場合で、避難場所に適していると認めるときは、一時避難場所に認定する。 [危]

- (2) 市は、市民の身近にある農地空間を一時避難場所として活用できるよう「海老名市防災協力農地制度」を推進する。 [危]

【資料5-5】 一時避難場所一覧

6 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害対策基本法に基づき、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を指定する。なお、市では、広域避難場所及び避難所予定施設等を指定緊急避難場所に指定している。

市は、指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。また、民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるとともに、発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置、無人航空機の活用にも努めるものとする。また、指定緊急避難場所の整備に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。 [危]

ア 広域避難場所

市は、「火災が発生し、更に延焼拡大し、その輻（ふく）射熱から身を保護するのに十分な広さを持つ場所で、身の周辺又は地域全体が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときに避難する場所」として、「神奈川県大震火災避難対策計画」に定める選定基準に適合して確認を踏まえ、広域避難場所を指定している。 [危]

イ 避難所予定施設等

(ア) 避難所予定施設

市は、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難所として開設する予定の施設で、避難を余儀なくされた者等の生命及び身体の安全を一定の期間又は一時的に保護する施設」として、避難所予定施設を指定している。 [危]

(イ) 補完避難所予定施設

市は、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難を余儀なくされた者等を既に開設している避難所に収容しきれない場合等に、それを補完する避難所として開設する予定の施設で、避難を余儀なくされた者等の生命及び身体の安全を一定の期間又は一時的に保護する施設」として、補完避難所予定施設を指定している。 [危]

(ウ) 福祉避難所予定施設

市は、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、原則として福祉的支援の体制が確保できたときに福祉避難所として開設する予定の施設で、避難所等での生活が困難で福祉的支援が必要な要配慮者（高齢者及び障がい者）の生命及び身体の安全を一定の期間又は一時的に保護する施設」として福祉避難所予定施設を指定している。 [危]

(エ) 一時滞在所予定施設

市は、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、一時滞在所として開設する予定の施設で、鉄道等の運行の中止等により徒歩等で帰宅するために情報を収集する駅滞留者又は交通機関の不通等により交通機関情報を収集する帰宅困難者

の生命及び身体の安全を一時的に保護する施設」として、一時滞在所予定施設を指定している。 [危]

(2) 指定避難所の指定

市は、災害対策基本法に基づき、想定される地震災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、地震災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。なお、市では、避難所予定施設等を指定避難所として指定している。これらの指定避難所は、武力攻撃事態等においても使用可能な場合には使用される。 [危]

- 【資料5-6】 指定緊急避難場所一覧
- 【資料5-7】 指定避難所一覧
- 【資料5-8】 指定福祉避難所一覧
- 【資料5-9】 広域避難場所一覧
- 【資料5-10】 避難所予定施設一覧
- 【資料5-11】 補完避難所予定施設一覧
- 【資料5-12】 一次福祉避難所予定施設一覧
- 【資料5-13】 二次福祉避難所予定施設一覧
- 【資料5-14】 一時滞在所予定施設一覧
- 【資料8-5】 広域避難場所としての使用に関する協定書
(富士フィルムビジネスイノベーション株式会社 海老名事業所)
- 【資料8-6】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立中央農業高等学校)
- 【資料8-7】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立海老名高等学校)
- 【資料8-8】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立有馬高等学校)
- 【資料8-9】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立かながわ農業アカデミー)
- 【資料8-10】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立えびな支援学校)
- 【資料8-109】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(イオンリテール株式会社 イオン海老名店)
- 【資料8-110】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(株式会社 フラワーランド)
- 【資料8-111】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(ガイアネクスト 海老名駅前店)
- 【資料8-112】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(フードワン 海老名店)
- 【資料8-113】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(島忠 海老名店)
- 【資料8-114】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(三井不動産株式会社)
- 【資料8-115】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(株式会社 ニラク)
- 【資料8-116】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(株式会社 小田急SCディベロップメント 海老名営業室)

- 【資料8-117】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(アンダーツリー株式会社)
- 【資料8-118】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(株式会社 ダイエー・三井不動産リアルティ株式会社)
- 【資料8-121】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(株式会社 アビバ)
- 【資料8-122】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(株式会社 相鉄アーバンクリエイツ)
- 【資料8-123】 水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書
(株式会社 エイヴィ)

7 避難所等開設チームの設置

市は、風水害時に避難所予定施設等を避難所等として迅速に開設できるよう平常時から、避難所予定施設等ごとに、市職員、施設管理者、教職員等、自主防災組織（自主防災隊）により、避難所等開設チームを設置する。 [避・応・医・危]

- (1) 避難所予定施設のうち、市立学校の避難所予定施設を担当する職員は市長及び教育長が、教職員等については市立学校施設管理者である各市立学校長があらかじめ指名する。それ以外の避難所予定施設、一時滞在所予定施設及び福祉避難所予定施設を担当する職員は市長があらかじめ指名する。また、市長は、避難所予定施設及び補完避難所予定施設を担当する自主防災組織（自主防災隊）をあらかじめ割り当てる。

[避・応・医・危]

- (2) 自主防災組織（自主防災隊）の避難所開設チーム構成員は、自主防災隊長が指名する。

[避・危]

- (3) 避難所予定施設等に指定されている施設の避難所等開設チーム構成員は、施設管理者が指名する。

[避・応・医・危]

【資料5-15】 避難所等開設チーム一覧

8 避難所等の開設及び運営管理

- (1) 市は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、男女のニーズの違いなど男女双方の視点及び要配慮者等の多様な視点に配慮して「海老名市避難所運営マニュアル」を作成し、避難所等開設チームにより、避難所予定施設ごとの個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」及び「一時滞在所運営マニュアル」を作成した。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営ガイドライン」等の感染症予防対策を行ったうえで、避難所等として迅速な開設及び円滑な運営を行う。また、マニュアルは、定期的な見直しを図り、必要に応じて修正する。

[避・応・医・危]

- (2) 市は、生活必需物資等の備蓄を進めるとともに、迅速な避難所等の開設及び円滑な避難所等の運営管理を行うための開設備品や防災用資機材の整備を進める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

[危]

- (3) 過去の災害では、多くの職員が被災して避難所支援に当たる職員が不足し、市も県と合同で避難所支援を実施したなどの教訓を踏まえ、様々な枠組みにより実施される避難所支援に当たる人的支援の迅速な応援要請及び当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを検討し、災害時広域受援に関する計画等の整備を進める。

[危・避]

- (4) 市は、大規模風水害において、市が都心部と同時被災した場合も想定し、姉妹都市や災害時相互応援協定都市に対し、避難所支援に当たる人的支援の迅速な応援要請及び円滑かつ効率的な受援体制の構築を推進する。 [危・避]
- (5) 市は、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な避難所予定施設等の指定の促進と周知の徹底、避難所予定施設等の生活環境の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるなど、必要な対策に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
さらに、避難所予定施設等又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、仮設段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、アレルギーや化学物質過敏症にも可能な範囲で配慮する。 [危・避・医]
- (6) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 [危・避]
- (7) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 [危・避]

9 避難所外避難者への対策

市は、在宅での避難や車中泊等に備えて、避難所等で世帯ごとに配布する「海老名市避難所運営マニュアル」に定める「避難者登録票」の記載要領等を日頃から周知するとともに、在宅被災者、車中避難者、その他の場所に避難している者も安否の確認や物資を要請する際に記載する必要がある旨を周知する。 [危・避・応・医]

10 市民等への周知

- (1) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の市民への周知については、避難場所等の役割も含めてこの名称により市民が混乱を来さないようこれまで市民に周知を図り、なじみのある広域避難場所及び避難所予定施設等としてその役割も含め、日頃からの周知を継続する。 [危]
- (2) 市は、風水害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう地域内の避難場所及び避難所予定施設等並びに避難指示等の発令基準について、あらかじめ市民に周知するとともに、日中の自主避難の重要性についても周知するように努める。 [危]
- (3) 市は、市民や施設管理者等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報等から判断し、適切に避難行動がとれるよう、想定される災害毎に、避難場所や確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」や「マイ・タイムライン」などの作成の促進に努める。 [危]
- (4) 市は、風水害時に、市の避難所予定施設等がどのように避難所等として開設され、どのように運営されていくのかを市の避難所等を利用する可能性のある全ての市民等に広く周知するため、「海老名市避難所運営マニュアル」及び避難所予定施設等の個別の「避難所運営マニュアル」等については、避難所予定施設等で閲覧可能とするほか、ホームページ等を活用し、広く周知する。 [避・応・医・危]
- (5) 市は、避難所等で世帯ごとに配布する「海老名市避難所運営マニュアル」に定める「

避難者登録票」の記載要領等を日頃から周知するとともに、在宅被災者、車中避難者、その他の場所に避難している者も安否の確認や物資を要請する際に記載する必要がある旨を周知する。 [危・避・応・医]

- (6) 市は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったとき及び洪水等により浸水が想定される区域の洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を市民に周知するよう努める。 [危]
- (7) 市は、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう日頃から啓発する。また、通電する際は地域への周知に努める。 [危]
- (8) 市は、日頃から市民に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。 [危]

11 応急仮設住宅等

- (1) 市は、県と連携し、従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制についても検討する。 [応]
- (2) 市は、他の公的賃貸住宅事業者及び不動産関係団体と連携し、風水害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の空室情報の把握に努め、風水害時に迅速にあっ旋できるよう、また、民間賃貸住宅等を借上型応急仮設住宅として供給できるようあらかじめ体制を整備する。 [応]
- (3) 市は、県と応急仮設住宅の入居者選定基準、運営方法等について、地域の実情に応じた役割分担及び協力関係を明確にする。 [応]
- (4) 国は、被害認定調査や罹災証明書交付に関して経験や知見を有する罹災証明コーディネーターの派遣を通じて、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、地方公共団体に対して、罹災証明コーディネーター登録制度の周知や、職員の登録の呼びかけ等を行う。 [国]
- (5) 市は、風水害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう住家等被害の認定調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 [物・消・危]
- (6) 市は、住家等被害認定調査や罹災証明等書交付の担当部局である物資輸送部と、応急危険度判定の担当部局である応急復旧部が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、発災後、早期に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家等被害の認定調査・判定を実施できるよう努める。 [物・消・応・危]

【資料5-16】 応急仮設住宅等建設予定地一覧

【資料8-105】 災害時等における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書
(海老名市宅建業者協力会)

12 ペット対策

- (1) 県は、風水害により飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護等を図るため、県が作成した「災害時動物救護マニュアル」により、飼主に対し普段から備えておくべきことなどの普及・啓発を行う。 [危・物]

- (2) 市は、風水害等災害当初におけるペットの受け入れについて、飼主にとって避難しやすくする観点から、開設する全ての避難所で同行避難を受け入れる。なお、その後、被害状況が落ち着いた段階で北部公園体育館をペット同伴避難所として運営することを基本とする。 [避・危]
- (3) 市は、「生命あるものを大切にする」という観点に立ち、市民へ、避難所がペットを受け入れ可能であることを周知するとともに、ペットとの同行避難において、避難先で混乱が生じないように、普段からの備えや取組をすすめていくための行動指針（ガイドライン）の周知を図る。 [避・危]

13 海老名駅等周辺施設の対策

市は、海老名駅等の各施設の管理者に対し、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど日頃からの連携に努める。 [消・応・危]

14 研修・訓練の実施

- (1) 市は、風水害により避難を余儀なくされた者の安全を確保するため、避難所予定施設等への迅速な参集、安全点検、避難者等への呼び掛け、避難誘導、安全確保等避難所等開設チーム育成指導に係る研修・訓練の実施に努め、発災時の混乱防止を図る。また、避難者等同士が避難所等での共同生活を円滑に行うための役割を避難者が主体となって体験・経験し、避難所等の運営における共助の必要性・重要性を実感するための市民参加型の避難所等運営訓練の継続的な実施に努める。 [避・応・医・危]
- (2) 市は、風水害時に避難所等の開設報告、定時報告、物資要請等を無線機等により取りまとめたり、市からの情報を避難所等に無線機等で伝達したりするなどの情報収集・伝達に係る研修・訓練の実施に努める。 [避・応・医・危]
- (3) 市は、風水害時に指定管理者等が施設管理者としての役割を適切に対応できるよう施設の使用に係る研修・訓練の実施に努める。 [危・避・応・物・医]
- (4) 市は、県が防災関係機関及び市民と連携・調整して取り組む県立相模三川公園の来園者の避難誘導、避難者の受入対策等の検討、県のマニュアルづくり及び防災訓練の実施について連携・調整を図る。 [危]
- (5) 市は、風水害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう住家等被害認定調査担当者を育成するため、研修・訓練の実施に努める。また、県の主催する研修に積極的に参加する。 [物・消]
- (6) 市は、県及び関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型・民間賃貸住宅借上型）の供給に関する研修・訓練の実施に努める。 [応]

15 感染症対策

- (1) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、有症状者等を受け入れる際の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。 [危・避・医]
- (2) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 [危・避・医]

第6節 帰宅困難者対策

大規模風水害等の災害により交通機関の運行が停止した場合、多くの帰宅困難者が発生すると想定される。このような多くの帰宅困難者が一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合は、危険な状態となるとともに、大きな混乱の発生が懸念され、徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩場所等の不足も想定される。

東日本大震災（2011 年）では、市においても海老名駅を中心に 1,000 人以上の駅滞留者により混乱等が発生した。避難所等を開設し、400 人を超える帰宅困難者を一時的に収容したなどの教訓を踏まえ、帰宅困難者の発生を抑制するため、大規模地震に備え、市、県、県警察、海老名警察署、企業等あらゆる主体が情報共有を図り、連携・協働して、一斉帰宅抑制の周知を図り、一層具体化した帰宅困難者対策の推進を図る。

災害発生時の交通機関停止時に、主要駅周辺における滞留者の発生や混乱の状況などを速やかに判断し、関係機関と連携して、帰宅困難者一時滞在施設の開設と周知を円滑に行う体制の確保に努める。

1 一斉帰宅抑制の周知

- (1) 市は、大規模風水害等の災害発生直後においては、救助・救急、消火、緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「無闇に移動を開始しない。」という基本原則を市民、企業、事業所、県立高等学校等に周知を図るとともに従業員、生徒等を一定期間事業所、県立高等学校等内にとどめるよう一斉帰宅抑制の徹底を促す。 [危・応・物]
- (2) 市は、帰宅困難者とその家族間において、安否確認が取り合えるよう携帯電話災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル「171」などの複数の安否確認手段及びあらかじめ家族間で安否確認手段を決めておくことの必要性についての周知に努める。 [危]

2 企業等の取組の促進

- (1) 市は、企業等が従業員等を一定期間事業所等内にとどめるために必要となる飲料水・食料、物資等の備蓄、事業所敷地の浸水対策の促進を図る。 [危・物]
- (2) 市は、県と政令指定都市が連携して作成した企業のための帰宅困難者対策チェックシートの活用について周知する。 [危・応・物]

3 避難対策

- (1) 市は、県と連携して帰宅困難者の収容機能を持つ避難所予定施設及び補完避難所予定施設並びにその収容に特化した一時滞在所予定施設の確保に努めるとともに、開設基準等を定めた個別の「避難所運営マニュアル」及び「一時滞在所運営マニュアル」を作成し、及び必要に応じて修正し、市民等への周知を図る。 [避・応・危]
- (2) 市は、帰宅困難者の収容施設として避難所及び補完避難所並びに一時滞在所を開設した場合における飲料水等の計画的な備蓄を進める。 [危]
- (3) 市は、帰宅困難者が発生した場合の駅ごとの対応を県、県警察、海老名警察署、鉄道事業者、駅周辺事業者等で検討し、協議を進める。 [応・危]
- (4) 市は、帰宅困難者の収容機能を持つ避難所予定施設及び補完避難所予定施設並びにその収容に特化した一時滞在所予定施設の場所の周知や、発災時に施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報受伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネットなどを活用し、迅速に情報を提供できるよう検討を行う。 [応・避・危]
- (5) 市は、風水害時における県立高等学校等の生徒等の一斉帰宅を抑制し、生徒等の安全を確保するため、地震災害時に的確な情報共有等が図れるよう平常時から連携・調整の推進を図る。 [危・避]

【資料5－15】 帰宅困難者対策に係る避難所予定施設等一覧

【資料7－4】 鉄道駅乗車人員

4 徒歩帰宅者対策

市は、九都県市が事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションなど徒歩帰宅者の一助となる情報が示した「海老名市帰宅支援ミニマップ」を作成し、あらかじめ鉄道利用者に周知を図るとともに、風水害発生時に備え、鉄道事業者と協力し、駅への常置や徒歩帰宅者への配布方法等、徒歩帰宅者対策の推進を図る。 [応・危]

5 研修・訓練の実施

- (1) 市は、県、県警察、海老名警察署、鉄道事業者、駅周辺事業者等とそれぞれの役割を明確にするとともに、情報の受伝達方法等を含めた連携・協働の充実強化を図るため、継続的な帰宅困難者対策に係る研修・訓練の実施に努める。 [応・避・危・県・事]
- (2) 市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者の収容機能を持つ避難所予定施設及び補完避難所予定施設並びにその収容に特化した一時滞在所予定施設を、避難所及び補完避難所並びに一時滞在所として迅速に開設できるよう施設の安全点検、帰宅困難者への呼び掛け、避難誘導、安全確保等、避難所等開設チームの継続的な育成指導に係る研修・訓練の実施に努める。 [避・危・応]
- (3) 市は、県立高等学校等の生徒等の帰宅困難者対策や避難所等の支援等、生徒等による地域貢献等が発揮できるよう県立高等学校等が実施する研修・訓練を支援する。 [危・避]

第7節 要配慮者対策

市は、「海老名市避難行動要支援者全体計画」を定め、当該計画に基づき、「避難行動要支援者全体名簿」を作成する。また、避難支援に携わる関係者への情報共有等に関し同意を得た避難行動要支援者の情報を登載した「避難行動要支援者登録名簿」を作成し、地震災害時における避難行動要支援者の迅速な安否確認や適切な避難誘導等を行うため、避難支援に携わる関係者として、市消防本部、海老名警察署、自治会、民生委員児童委員及び地区社会福祉協議会に配布し、平常時から避難行動要支援者に関する情報共有等を図るとともに、「避難行動要支援者避難支援個別計画」の作成に努め、避難誘導、搬送等の体制整備を図る。

市は、要配慮者や特に避難行動要支援者の福祉避難所として社会福祉施設等の利用やその移送手段を確保するための協定の締結を推進する。

市は、地震災害時において、乳幼児を保護者に引き渡すまでの間の乳幼児の保護対策や外国語での防災啓発等外国人対策の推進に努め、要配慮者対策の推進を図る。

1 要配慮者情報の把握等

- (1) 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者を把握するため、災害対策基本法及び国が作成した「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」に基づき、「海老名市避難行動要支援者全体計画」を定め、「海老名市避難行動要支援者全体名簿」を作成し、避難行動要支援者の情報を毎年更新し、整理・管理の徹底を図る。 [危・医]
- (2) 市は、風水害時において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するため、特に必要があると認めるときは、「海老名市避難行動要支援者全体名簿」を市消防本部、海老名警察署、自治会、民生委員児童委員及び地区社会福祉協議会その他「海老名市避難行動要支援者全体計画」に定める避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に活用するものに提供できるよう電子媒体及び紙媒体での管理の徹底を図る。 [医]
- (3) 市は、「海老名市避難行動要支援者全体名簿」で管理する避難行動要支援者のうち、避難支援に携わる関係者への情報共有等に関し同意を得た避難行動要支援者の情報を登載した「海老名市避難行動要支援者登録名簿」を作成し、地震災害時に避難行動要支援者の効果的な避難誘導を実施するため、避難支援に携わる関係者として、市消防本部、海老名警察署、自治会、民生委員児童委員及び地区社会福祉協議会にあらかじめ「海老名市避難行動要支援者登録名簿」を配布し、情報共有を図る。なお、「海老名市避難行動要支援者登録名簿」の利用範囲は必要最低限とし、適切な管理のもとに運用が図られるよう当該情報管理システムを整備して、個人情報の流出防止等を徹底する。 [医]
- (4) 要配慮者利用施設の管理者は、地震災害時における要配慮者の家族等との連絡方法を定め、家族等及び要配慮者の安否情報・所在情報を把握できるように努める。 [避・医・事]

2 避難誘導、搬送等

- (1) 市は、風水害時において、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、民生委員・児童委員、自主防災組織（自主防災隊）、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう「海老名市避難行動要支援者全体計画」の定めるところにより、「避難行動要支援者避難支援個別計画」の作成に努める。 [医]
- (2) 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、要配慮者の迅速かつ安全な避難のため、民生委員児童委員、自主防災組織（自主防災隊）、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、近隣居住者、ボランティアなどに避難誘導、搬送等の協力が得られるよう連携・調整に努めるよう周知する。 [避・医]

- (3) 要配慮者利用施設の管理者は、要配慮者の迅速かつ安全な避難のため、民生委員児童委員、自主防災組織（自主防災隊）、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、近隣居住者、ボランティアなどの協力が得られるよう連携・調整に努める。 [福]
- (4) 市は、要配慮者や特に避難行動要支援者の避難や避難所から福祉避難所への移動に際し、要配慮者や特に避難行動要支援者の安全安心を図るため、ヘルパーなどの各種資格を有した専門ドライバーのサポートや電動リフト等の装備を備えた車両で移送できるようあらかじめ風水害時の移送協力に関する協定の締結を推進する。 [危・医]
- (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、風水害時における市、保育所、私立幼稚園、認定こども園等の施設及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。 [医]

【資料8-12】 災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書
(株式会社 ハートフルタクシー)

【資料8-13】 災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書
(株式会社 ユタカトラベル)

【資料8-14】 災害時等における住民等の移送協力に関する協定書
(海湘丸 海老名店)

【資料8-119】 災害時等における要援護者等の移送協力に関する協定書
(介護タクシークローバー)

【資料8-120】 災害時等における要援護者等の移送協力に関する協定書
(介護タクシーかがやき)

3 避難対策

- (1) 市は、風水害時に開設された避難所、補完避難所及び一時滞在所において、要配慮者が安心して生活又は滞在できるよう支援体制の整備に努める。 [避・応・医]
- (2) 市は、あらかじめ指定する福祉避難所予定施設については、風水害時に高齢者・障がい者及びその家族等が必要な生活支援を受けられるなどの安心した生活ができる体制の整備に努める。 [医]
- (3) 市は、風水害時に福祉避難所予定施設を福祉避難所として開設する場合の基準、福祉避難所として開設したときの高齢者・障がい者及びその家族等の受入基準並びに円滑な福祉避難所運営を行うための受入対象者に配慮した当該施設ごとに個別の「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、定期的な見直しを行い、必要に応じて修正する。 [医]
- (4) 市は、高齢者・障がい者の福祉避難所予定施設として、設備及び体制が整った社会福祉施設等を活用できるようあらかじめ社会福祉施設等の管理者と風水害時の施設利用等に関する協定の締結を推進する。 [危・医]
- (5) 市は、過去の災害の教訓を踏まえ、保護者等が乳幼児を迎えに行けない場合や乳幼児の緊急受入れなどを想定し、私立幼稚園等の通所施設における乳幼児等の緊急受入れ等について連携・調整を図る。 [医]
- (6) 市は、県と協力し、避難行動要支援者に配慮した構造及び設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置努めるとともに、避難行動要支援者の応急仮設住宅（福祉仮設住宅）への早期入居に努める。 [応・医]

【資料8-15】 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
(厚木ホテル協議会)

【資料8-16】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書
(社会福祉法人 星谷会)

【資料8-17】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書

- (社会福祉法人 中心会)
- 【資料8-18】 災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書
(社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス)
- 【資料8-19】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書
(社会福祉法人 ケアネット)
- 【資料8-20】 災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書
(医療法人 葉梨整形外科)
- 【資料8-21】 災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書
(SOMPOケアネクスト株式会社)
- 【資料8-22】 災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書
(株式会社 ニチイケアパレス)
- 【資料8-23】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書
(社会福祉法人 あすか福祉会)
- 【資料8-24】 災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書
(小原温泉旅館組合)
- 【資料8-25】 災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書
(鎌先温泉旅館組合)
- 【資料8-26】 災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する覚書
(海老名市私立幼稚園協議会)

4 社会福祉施設等の対策

- (1) 社会福祉施設等の管理者は、風水害発生時に迅速かつ的確な対応を行うため、浸水想定区域等を踏まえて作成された「海老名市地域防災計画」等を参考に、同施設等における避難確保計画を作成し、市へ提出するとともに、避難訓練を実施する。また、防災組織を強化し、市との緊急連絡体制の確保や市民、自主防災組織（自主防災隊）等との連携に努める。 [福]
- (2) 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員及び利用者に対して、風水害に関する基礎的知識並びに風水害時の対応についての理解及び関心を深めるための防災教育や避難訓練等を実施する。 [福]
- (3) 私立幼稚園等の通所施設は、風水害時において、乳幼児を保護者等に引き渡すまでの間の乳幼児の保護のため、市及び県との連携のもと、必要となる飲料水・食料の備蓄等に努める。 [事]
- (4) 市及び、社会福祉施設の管理者は、平常時から、かながわ災害福祉広域支援ネットワークとの連携強化に努める。 [医・福]

5 外国人への対応

- (1) 市は、避難場所等の標識等を整備する場合は、日本産業規格に基づく避難場所図記号及び避難所図記号を使用し、外国語表記の推進に努めるとともに、防災ガイドブックやハザードマップなど外国語での防災啓発等をホームページ等により行うなど外国人のための防災対策の推進に努める。 [危]
- (2) 市は、外国人住民及び外国人旅行者が風水害時において、より正確な情報収集が可能となるよう外国人向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及に努める。 [危]

6 マニュアルの修正

市は、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、県が市町村における要配

慮者への災害時における支援体制を整備するためのガイドラインを示した「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」、障がい者とその周囲の人たちのための「防災対策行動マニュアル」、被災者の健康やこころのケア、難病患者、人工透析患者、周産期・小児問題等への対応について定めた「災害時要援護者対応マニュアル」等の修正に注視し、市の各マニュアル等についても適宜見直しを行い、必要に応じて修正し、支援体制等の整備に努める。
[医・避・応]

7 研修・訓練の実施

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、風水害時に家族等及び要配慮者の安否情報・所在情報を把握するため、要配慮者の家族等との双方の協力により、連絡体制の確立を図り、日常的な訓練の実施に努める。
[避・医・福]
- (2) 市は、福祉避難所予定施設を福祉避難所として迅速に開設できるよう施設の安全点検、避難者への呼び掛け、避難誘導、安全確保等、福祉避難所開設チームの継続的な育成指導に係る研修・訓練の実施に努める。また、高齢者若しくは障がい者及びその介護者等同士が福祉避難所での共同生活を円滑に行うための役割を介護者等が主体となって体験・経験し、福祉避難所の運営における共助の必要性・重要性を実感するための市民参加型の福祉避難所運営訓練の継続的な実施に努める。
[医・危]
- (3) 市は、避難所、補完避難所及び一時滞在所において、福祉的支援を必要とする避難者を迅速に把握するための研修・訓練の実施に努める。また、避難所、補完避難所及び一時滞在所から福祉避難所への移送や、社会福祉施設等の利用に係る協定先との連携した研修・訓練の実施に努める。
[医・避・応・危]

第8節 飲料水・食料、生活必需物資等の供給対策

市は、風水害に備え、飲料水・食料、生活必需物資等を備蓄するために設置した避難所予定施設等の防災備蓄倉庫の維持管理を図るとともに、避難所予定施設等への補充物資等の備蓄及び全国からの物資の受入れなどを行えるよう整備した大型防災備蓄倉庫の維持管理を図る。また、避難を余儀なくされた避難者のため、避難所予定施設等には、あらかじめ避難所等の開設・運営備品を整備するとともに、飲料水・食料、生活必需物資等の備蓄を計画的に進める。

市は被災し、自ら物資の調達・輸送が困難な場合も被災者に物資が確実かつ迅速に届けられるよう平常時から県と連携し、物資の要請・調達・輸送体制の整備を図る。

市は、地元業者、各種組合等さらには全国ネットワークのある業者等との生活必需物資等の流通在庫を利用した調達に関する協定の推進及び拡充を図る。また、市民に対しては、地震災害時は、避難所等に避難するだけでなく、在宅被災生活を送ることも推進し、3日分以上、推奨1週間分の飲料水・食料、トイレ袋等の備蓄及び非常持ち出し品（常備薬、お薬手帳、ライト、ラジオ、携帯電話の充電器、乾電池等）の準備並びに老眼鏡、携帯電話等の常備品の確認に努めるよう周知徹底を図る。

市は、大規模風水害等の災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1 防災備蓄倉庫等の整備等

（1）市は、飲料水・食料、生活必需物資等を備蓄するために設置した避難所予定施設等の防災備蓄倉庫の整備及び維持管理を図るとともに、避難所予定施設等への補充物資等の備蓄及び全国からの物資の受入れなどを行えるよう整備した大型防災備蓄倉庫の維持管理を図る。また、平成28年熊本地震（2016年）の教訓を踏まえ、国等からのプッシュ型支援にも対応できるよう物資の受入体制を確実なものとするため、南部大型防災備蓄倉庫の敷地を物資受入拠点として拡充整備を進める。 [危]

（2）市は、民間事業者との間で協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築する。 [危]

2 飲料水・食料、生活必需物資等の確保

（1）市は、風水害時に避難を余儀なくされた避難者のため、「海老名市危機管理備蓄基本方針」に基づき、避難所予定施設等にはあらかじめ避難所等の開設・運営備品を整備するとともに、飲料水・食料、生活必需物資等の備蓄を進める。 [危]

（2）市は、避難所予定施設等での飲料水を確保するため、当該施設等に耐震性の飲料水兼用貯水槽等の整備を進めるとともに、地震災害時に確実に使用できるよう保守点検等を実施し、維持管理の徹底を図る。 [危]

（3）市は、風水害時の生活用水を確保するため、協力井戸制度の創設を推進する。また、近傍に家庭用井戸等のない地区には、防災用井戸の整備を推進するとともに、飲用の適否検査を定期的に実施する。 [危]

（4）市は、公共施設、公園等にマンホールトイレ、かまどベンチ等の防災機能を有した整備を推進する。 [危・避・応・物・医]

（5）市は、紙おむつなど平常業務に活用している物資は、風水害時に使用できるよう流通備蓄に努める。また、生活必需物資等の調達に関する協定先の流通在庫を効果的に活用できるよう連携・調整を図り、計画的な物資の確保に努める。 [危・医]

- (6) 市は、地元業者、各種組合等さらには全国ネットワークのある業者との生活必需物資等の流通在庫を利用した調達に関する協定の推進及び拡充を図る。 [危・物]
- (7) 市は、風水害時に確実な物資調達を実施するため、協定企業等との連絡体制の確立を図る。 [危・物]
- (8) 市は、協定企業等の物資品目、搬送手段等の具体的な運用をあらかじめ把握し、時系列・品目別に協定先を整理しておく。また、不足することが想定される物資については、協定品目の拡充及び協定企業等の拡大に努める。 [危・物]
- (9) 市は、風水害時における迅速な応急給水を実施するため、平常時から県営水道との応急給水連絡調整会議等を通じ、連携強化を図る。 [危]

- 【資料2-15】 海老名市大型防災備蓄倉庫設置条例
- 【資料4-1】 大型防災備蓄倉庫設置場所一覧
- 【資料4-5】 防災備蓄倉庫等設置場所一覧
- 【資料4-6】 飲料水兼用貯水槽設置場所一覧
- 【資料4-7】 地下水利用システム設置場所一覧
- 【資料4-8】 災害用指定配水池一覧
- 【資料4-9】 災害時炊き出し施設一覧
- 【資料4-10】 防災井戸
- 【資料4-11】 ポータブル電源設置場所一覧
- 【資料8-27】 災害時における施設使用の協力に関する協定書
(株式会社 リコーテクノロジーセンター)

3 要配慮者への配慮

- (1) 市は、飲料水・食料、生活必需物資等の備蓄に際しては、要配慮者に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備する。 [危]
- (2) 市は、過去の災害の教訓を踏まえ、保護者等が児童・生徒及び乳幼児等を迎えに行けない場合を想定し、市立学校等に飲料水・食料の計画的な備蓄を推進する。 [危]

4 物資の供給体制の整備

- (1) 市は、自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合においては、県が被災者に確実かつ迅速に物資が届けられるよう物資の要請、調達及び輸送の体制の整備を図るため県との連携を図る。 [物・危]
- (2) 市は、過去の災害において、道路被害、集積場所の人員不足等、県から市町村までの輸送、市町村から避難所等までの配送が滞り、避難所等で物資が不足するなどの教訓を踏まえ、国等が実施するプッシュ型支援を含む様々な枠組みにより実施される物的支援の迅速な応援要請及び当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを検討し、災害時広域受援に関する計画等の整備を進める等、円滑な物資の受入体制確保に努める。 [危・物]
- (3) 市は、大規模風水害において、市が都心部と同時被災した場合も想定し、姉妹都市や災害時相互応援協定都市に対し、物的支援の迅速な応援要請及び円滑かつ効率的な受援体制の構築を推進する。 [危・物]
- (4) 市は、風水害発生時における避難所等への円滑な救援物資の搬送を実施するため、個人又は事業所等が所有する車両を物資搬送活動等に活用するとともに、物資搬送活動等の協力制度を創設し、協力体制の整備を推進する。 [危・物]

- (5) 市は、物資の受援体制を強化するため、民間の物資拠点や輸送・集配のノウハウが活用できるよう、協定の充実のほか、関係機関との連絡体制の強化に努め、円滑な物資の受入体制の確保に努める。 [危・物]

【資料2-17】 海老名市災害時協力車両登録制度に関する規程

【資料7-5】 海老名市災害時協力車両登録数一覧

5 研修・訓練の実施

- (1) 市は、風水害時における確実な応急給水を実施するため、県営水道と協働し、応急給水に係る研修・訓練の実施に努める。 [物・危]
- (2) 市は、風水害時における物資の供給体制の整備を図るため、県、防災関係機関、物流事業者等と連携し、様々な事態を想定した物資輸送及び受入訓練を実施し、物資の受援体制の充実を図る。また、移送協力に関する協定先との連携訓練や災害時協力車両との連携訓練の実施に努めるとともに、生活必需物資等の協定先に対し物資の具体的な要請方法及び調達方法に係る研修・訓練を実施し、意思の疎通を図る。 [物・危]
- (3) 市は、県が計画する救助実施市や民間団体と連携した訓練・研修に参加し、県からの支援物資の受入体制の充実に努める。 [物・危]

第9節 医療・救護・防疫対策

県では、大規模風水害等の災害が発生した場合に、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護及び防疫活動が実施できるよう「神奈川県災害時保健医療救護計画」を定めるとともに、風水害時には保健医療福祉調整本部を設置し、窓口の一元化を図っている。また、県では、風水害発生直後から刻々と変化する医療ニーズに対応するため、県（保健医療福祉調整本部）と市医療介護部をつなぎ、様々な調整等を行う「地域災害医療対策会議」を設置し、同会議には、必要とされる医療支援が被災地に迅速かつ的確に提供されるよう神奈川県災害医療コーディネーターを設置している。

市は、県と連携を図り、大規模風水害等の災害時には、DMAT、DMAT-L、DPAT、DWA T等の迅速な要請及び円滑な受入れを行うための体制づくりを推進する。

1 情報伝達手段の整備

市は、市医師会等との風水害時情報伝達手段として無線等の確保及び定期的な情報伝達訓練の実施に努める。 [医]

2 災害医療の強化等

(1) 市は、市医師会、市消防本部、海老名警察署その他の関係機関と連携を図り、風水害時の医療体制づくりに努める。 [医・消・危]

(2) 市は、県と連携を図り、大規模風水害時には、DMAT、DMAT-L、DPAT等の迅速な要請及び円滑な受入れを行うための体制づくりを推進する。 [医]

(3) 市は、医療機関等が被災した場合は、市医師会等関係機関と協力し、EMISを活用した広域的な救急活動を実施する。 [医・消]

【資料4-4】 災害時医療救護関連施設の非常用発電設備一覧

【資料6-1】 神奈川DMAT指定病院一覧

【資料6-2】 神奈川DMAT-L指定病院一覧

3 保健福祉事務所機能の強化

県は、風水害時における保健福祉事務所機能を強化し、市その他関係団体等との連携を図りながら、医療ボランティアの受入調整等の医療救護活動及び防疫活動に関する情報の収集・提供を行う。 [県]

4 災害用医薬品等の確保対策の推進

(1) 市及び市薬剤師会は、災害時医療救護関連施設で使用する医薬品等の備蓄に努める。

(2) 市は、地震災害時に必要な医薬品、診療材料等は、市医師会及び市薬剤師会から支援を受け、必要があれば県に医薬品等の供給を要請する。 [医・危]

【資料6-3】 災害時医療救護関連施設一覧

5 遺体対策

(1) 市は、風水害時における遺体対策を進めるため、遺体安置所予定施設として市総合体育館を指定し、遺体収容袋、シート等の備蓄に努める。 [危]

(2) 市は、風水害時における遺体対策を進めるため、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行うとともに、県に対して、広域的な協力体制を要請する。 [医・危]

【資料6-4】 遺体安置所予定施設一覧

6 研修・訓練の実施

- (1) 市は、大規模風水害、局所災害等様々な状況を想定し、市医師会、市消防本部、海老名警察署、神奈川DMA T－L（海老名総合病院）その他災害時医療救護関連施設ほか関係機関の災害医療連携の強化を図るため、トリアージ及び救命措置等を含めた災害医療に関する訓練等を実施する。 [医・消・危]
- (2) 市は、広域的な救急活動を実施できるようEMISの操作等を熟知するため、研修・訓練を実施し、又は積極的に参加する。 [医・消]
- (3) 市は、風水害時の遺体対策として、県、県警察、海老名警察署、市医師会、市歯科医師会その他の関係機関とのそれぞれの役割を明確にし、遺体安置所の開設、遺体の収容、検視、検案、遺族等へ引渡しなどの連携・調整を図り、遺体安置所に係る研修・訓練の実施に努める。 [医・県・危]

第10節 文教対策

市教育委員会は、県教育委員会が作成している「学校防災活動マニュアルの作成指針」を受け、地域防災計画に基づき、風水害時における児童・生徒の生命及び身体の安全確保並びに緊急事態に備え、迅速かつ的確な保護対策等について、学校防災計画を作成して、事前対策の充実を図る。

1 学校における防災体制の整備

- (1) 市教育委員会及び市立学校は、児童・生徒の通学路の安全点検を行うとともに、風水害時のより安全な通学路を選定するよう定期的な見直しを行う。 [避]
- (2) 市教育委員会及び市立学校は、風水害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定める。 [避]
- (3) 市教育委員会及び市立学校は、特別支援学級等の障がいがある児童・生徒の避難については、障がいの状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整える。 [避]
- (4) 市及び市教育委員会は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行う。 [避]
- (5) 児童・生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用する。 [避]
- (6) 市教育委員会及び市立学校は、過去の災害の教訓を踏まえ、保護者等が児童・生徒を迎えに行けない場合を想定し、児童・生徒の安全を確保するため、引渡し場所での待機時間、その後の待機場所を時系列で定めるなどの具体的な安全確保対策を図る。また、市及び市教育委員会は、児童・生徒分及び教職員分の飲料水・食料の備蓄及び更新を行う。 [避・危]

2 学校等における避難所等の開設

- (1) 市は、避難所予定施設に指定している市立学校及び補完避難所予定施設に指定している県立施設等が風水害時において有効に機能するため、避難所予定施設を避難所として、補完避難所予定施設を補完避難所として開設する手順、市、市立学校、県立施設等の役割分担等を確認し、連携強化を図る。 [避・危]
- (2) 市教育委員会及び市立学校は、児童・生徒のいる時間帯に風水害が発生した場合は、避難所開設チームである市職員は市本庁舎から参集するため、速やかな参集が期待できないことを想定し、児童・生徒と避難者（保護者を含む。）が混在しないよう校門等で避難者を誘導する教職員等をあらかじめ指名しておく。 [避]

3 文化財の保護

市教育委員会は、県教育委員会と文化財の風水害対策を確立し、文化財を保護するため、「神奈川県文化財防災策マニュアル」に従い、地域における文化財の所在情報の充実及び整理を行い、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、被災時における文化財のレスキュー活動を含めた対応等、具体的な風水害時の文化財防災対策の検討を進める。 [避]

4 研修・訓練の実施

- (1) 市教育委員会及び市立学校は、家庭・地域と連携した防災訓練を実施する。 [避]
- (2) 市教育委員会は、県が主催する小・中学校教職員を対象とした専門研修により、防災に関する専門的知識及び技能の習得並びに学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な担い手となる教職員の育成を図る。 [避]

- (3) 市教育委員会は、市立学校において、児童・生徒が各教科及び特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害の危険を理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるため、県教育委員会が作成した防災教育指導資料等を用いて段階的な防災教育を実施する。 [避]
- (4) 市教育委員会及び市立学校は、風水害により避難を余儀なくされた者の安全を確保するため、避難所予定施設への迅速な参集、安全点検、避難者等への呼び掛け、避難誘導、安全確保等避難所開設チーム育成指導に係る研修・訓練の実施に努め、発災時の混乱防止を図る。また、避難者同士が避難所での共同生活を円滑に行うための役割を避難者が主体となって体験・経験し、避難所の運営における共助の必要性・重要性を実感するための市民参加型の避難所運営訓練の継続的な実施に努める。 [避・危]
- (5) 市立学校は、避難所予定施設に指定されていることから、児童・生徒の安全を確保するため、児童・生徒と避難者が混在しないよう考慮した児童・生徒の保護者への引渡し訓練を実施するとともに、保護者が迎えに来ることができないことも想定し、児童・生徒を段階的に移動させるための対策を検討し、研修・訓練の実施に努める。 [避]

第11節 緊急輸送道路及び緊急交通路等の確保対策

市は、風水害発生後の特に初期段階は、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うために緊急通行車両の通行を確保することから、一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保し、また、緊急物資の供給及び応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路の確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施する。緊急輸送の確保を早期に確実に図るため、道路防災対策及び各関係機関との情報連絡体制の強化等を通じて、安全性及び信頼性の高い道路網並びに緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路の機能確保に向けて整備を進める。

風水害の発生により、応急対策を的確かつ円滑に実施するため、緊急交通路が指定され、交通規制により公用車を含む一般車両の通行が禁止又は制限される。地震災害発生後は、緊急交通路を走行するためには、海老名警察署で緊急通行車両標章等の交付手続を実施する必要があるが、風水害発生後の海老名警察署での交付手続は、迅速に対応できないことを想定し、あらかじめ県警察において、緊急通行車両の事前届出手続を行い、風水害時に円滑に公用車を運行できるように努める。

1 緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路の安全点検及び復旧体制の整備

- (1) 市、県及び高速道路会社等の各道路管理者は、一般道、高速道及び鉄道の立体交差点、隧道等の重要構造物の安全点検を進めているのに併せて被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について整備等に努める。また、風水害時における建設業者等との協力体制の充実強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

[応・県・事]

- (2) 国は、平成30年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする措置の導入及び災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設した。また、令和7年4月の道路法等の改正において、大規模な災害が発生した場合に緊急輸送の確保を図るため、第28条の2第1項に基づく協議会における協議を経て、道路啓開計画を定めることや、災害時における代行制度の拡充などが規定された。

[国]

- (3) 市は、海老名駅中心市街地や鉄道立体交差、橋りょう等の道路ネットワークを整備するなど、地震災害時の救助及び避難経路の充実を図る。

[応]

【資料7-6】 緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路一覧

2 緊急通行車両の事前届出

市は、緊急交通路における緊急通行車両の事前届出手続を行い、当該車両が風水害時に円滑に運行できるよう努める。

[物・危]

【資料7-7】 緊急交通路指定想定路線一覧

3 ヘリコプター臨時離発着場の確保

市は、東日本大震災（2011年）において、姉妹都市への迅速な支援のため、米軍のヘリコプターに協力依頼し、物資支援を実施したなどの教訓から、市が被災した場合を想定し、県と連携して大型ヘリコプターの離発着が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めるとともに、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるようヘリコプター臨時離着陸場の確保に努める。

[危・消]

【資料7-8】 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

4 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

市、県、県警察及び高速道路会社等の各道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路復旧の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図る。 [物・応・県・事]

【資料7－6】 緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路一覧

【資料7－7】 緊急交通路指定想定路線一覧

5 燃料の確保

市は、大規模風水害時に、今里給油所において、風水害対策上重要な車両等及び施設等に安定した石油類燃料の供給を行うための拠点とするため、神奈川県石油商業組合高座支部海老名部会との協定により燃料の確保対策を進めていく。 [物・危]

【資料8－28】 災害時等における燃料の供給に関する協定
(神奈川県石油商業組合高座支部海老名部会)

6 研修・訓練の実施

市は、風水害発生後の特に初期段階は、救助・救急・消火及び医療救護活動を迅速に行うため、市内の危険箇所等をあらかじめ把握した上で、緊急輸送道路、緊急輸送補完道路等の点検を円滑かつ効率的に実施するための研修・訓練の実施に努める。 [応]

第12節 ライフラインの応急復旧対策

市、県及びライフライン事業者は、ライフライン施設が市民生活に欠かすことのできない施設であるため、その安全性の向上に努めているが、風水害が発生した場合には、被害が生じることも想定し、できるだけ早期かつ安全に復旧できるよう応急復旧用の資機材の備蓄及び応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、その他都道府県等との応援協力体制の整備等の応急復旧対策を進めていく。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

1 上水道対策

県営水道では、日本水道協会等を通じて他の水道事業者等による実践的な対応が可能となるような応援の受入れ及び復旧活動に係る計画を必要に応じて見直す。また、復旧用資機材の備蓄を進め、風水害時には医療機関、社会福祉施設、避難所予定施設等の防災上重要な建築物に配慮し、早期に復旧するよう対策を進め、さらに、風水害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等に自家発電機の整備を進める。 [県]

2 下水道対策

市は、下水道の具体的な復旧活動マニュアル等の整備や他市町村等との広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、地震災害時には、汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道機能を早期に復旧するよう対策をさらに進める。 [応]

3 電気及びガス対策

電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において被災地域の市民に復旧状況及び安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間、県災害対策本部等との相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進める。 [事]

4 通信サービス対策

- (1) 市及びNTT東日本株式会社神奈川事業部は、風水害時に、避難所予定施設等の被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。また、株式会社NTTドコモ神奈川支店は、風水害時には避難所等や現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。 [危・事]
- (2) 通信設備を収容するNTT東日本株式会社神奈川事業部、株式会社NTTドコモ神奈川支店及びNTTドコモビジネス株式会社のビルは、通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道（ケーブル用のトンネル）への収容等の対策を行っている。停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機又は移動電源車によりバックアップを行う。 [事]
- (3) 風水害時には防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利用制限等を行う。被災地に向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地に向けての通話がつながりにくい状況になった場合は、安否確認等の情報を円滑に伝達できるようNTT東日本株式会社では災害用伝言ダイヤル「171」などの運用を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始する。なお、提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオなど）を通じて周知する。 [事]

【資料3-3】 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所一覧

【資料8-29】 特設公衆電話設備の設置及び利用・管理等に関する覚書
（NTT東日本株式会社 神奈川支店）

5 研修・訓練の実施

市は、下水道業務継続計画（下水道BCP）訓練計画に基づき、マンホール開閉、緊急点検・調査、一次調査、土のう積み及び仮設ポンプ・バキューム車使用、管きよの二次調査、風水害時の施設設備の緊急点検（マンホールポンプ施設の監視装置による設備点検を含む。）自家発電設備の操作、マンホールポンプの緊急調査、可搬式発電機の運搬・設置・機動、仮設ポンプの設置・運転、薬品・燃料等の漏えい対策、故障トラブルに対処する応急復旧、要救護者を想定した救助並びにユニック車の使用の実地訓練を実施する。また、下水道業務継続計画（下水道BCP）の意義及び概要並びに改訂があった場合の職員研修を実施する。

[応]

第13節 災害廃棄物等の処理対策

市は、国の作成した「災害廃棄物対策指針」、県の作成した「神奈川県災害廃棄物等処理計画」に基づき市の災害廃棄物処理計画を作成する。また「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」に基づき、「海老名市災害廃棄物等処理マニュアル」を作成しているので、本マニュアルに基づき、市民、事業者、行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等（瓦礫（れき）、ごみ、し尿等）の円滑な処理を推進し、風水害時における応急体制の確保に努める。また、ごみ処理施設の浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両、機器等を常時整備し、緊急出動のできる体制の整備に努める。市は、仮設トイレ及びその管理に必要な物品の備蓄に努めるとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備に努める。

1 一般廃棄物処理施設の整備

市は、ごみ処理施設の浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両、機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。 [物]

2 災害廃棄物等の処理・処分計画の作成等

市は、「海老名市災害廃棄物等処理マニュアル」により、風水害発生時におけるごみ及び風水害により生じた災害廃棄物等の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ作成するなど風水害時における応急体制の確保に努める。また国の作成した「災害廃棄物対策指針」、県の作成した「神奈川県災害廃棄物等処理計画」及び「神奈川県災害廃棄物等処理マニュアル」に基づき、必要に応じて「海老名市災害廃棄物等処理マニュアル」の見直しを行う。 [物]

3 風水害時の相互協力体制の整備

- (1) 市は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体と調整し、風水害時の相互協力体制の整備に努める。また、県とともに、災害廃棄物等の処理に係る新しい協力体制の構築について検討する。 [物]
- (2) 過去の災害では、避難所から出る生活ごみ、倒壊家屋の廃材、家財道具等ごみの急増、特に水害時は、水が引いた後に一気に排出されたなどの教訓を踏まえ、様々な枠組みにより実施される他都道府県、他市町村からの人的支援、ごみ収集車等の迅速な応援要請及び当該応援に対し、円滑かつ効率的な受入れを検討し、災害時広域受援に関する計画等の整備を進める。また、応援職員等の受入施設等の提供に努める。 [危・物]
- (3) 市は、大規模風水害時において、広域で被害が発生した場合も想定し、姉妹都市や災害時相互応援協定都市に対し、人的支援、ごみ収集車等の迅速な応援要請及び円滑かつ効率的な受援体制の構築を推進する。 [危・物]

4 研修・訓練の実施

国、県の協力を得て、大規模風水害時に大量に発生する災害廃棄物処理に関する研修を実施に努め、災害廃棄物処理に対する意識及び知識の高揚を図る。また、災害廃棄物を迅速かつ的確に処理できるよう状況付与型の図上訓練の実施に努め、継続的に疑似体験を繰り返すことで災害廃棄物の処理能力を強化し、風水害からの早期の復興に役立てる。 [物]

第14節 広域応援体制等の拡充

風水害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し各関係機関と相互応援の協定を締結するなど平常時から連携強化に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模風水害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

平成28年熊本地震（2016年）の明らかとなった課題を踏まえて、平成29年3月に策定された「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」では、人的応援については、市町村、都道府県、全国自治体間、指定行政機関、指定公共機関その他様々な枠組みが存在し、全体像が難しい状況であると示している一方、1つの地方公共団体が1つの被災地方公共団体を支援する「カウンターパート方式」が、平成28年熊本地震（2016年）では応援・受援の形態として実施されたことを地方公共団体は理解するべきであるとも示されていることから、市は、風水害発生時の状況に応じて柔軟な対応ができる受援体制を構築することが重要である。

1 広域応援の受入体制等の強化

- (1) 市は、県の支援を受け、上空から重要拠点及び被災場所を把握できるよう主な施設の屋上にヘリサインとして施設名等の表示に努める。 [危・消]
- (2) 市は、県及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊、応急活動用備蓄資機材の配分方法、市での部隊の効率的運用方法等について検討する。 [危・消]
- (3) 市は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進める。 [危・消]
- (4) 市は、様々な枠組みにより実施される人的支援、物的支援、更にはボランティア支援等の迅速な応援要請及び当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを検討し、災害時広域受援に関する計画等の整備を進めるとともに、大規模風水害時において、市が都心部と同時被災した場合も想定し、姉妹都市や災害時相互応援協定都市に対し、人的支援、物的支援、更にはボランティア支援等の迅速な応援要請及び円滑かつ効率的な受援体制の構築を推進する。また、応援職員等の受入施設等の提供に努める。
[危・消・避・応・物・医]

2 応援機関との連携強化

市は、自衛隊の災害派遣要請を迅速に実施するため、県と連携し、自衛隊との連携体制の充実を図るとともに、具体的要請内容等を想定した実践訓練の実施に努め、連携強化を図る。また、米海軍厚木航空施設司令部との「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」に基づき、円滑な相互応援が実施できるよう定期的な会合等を通じて連携強化を図る。なお、その他の応援機関についても訓練等を通じて、更なる連携強化の推進に努める。 [危]

【資料8-89】 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書（米海軍厚木航空施設）

3 市町村との応援体制の強化

- (1) 市は、大規模風水害により、市が被災市単独では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合は、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう一層の連携強化を図る。また、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行う。 [危]
- (2) 市は、他市町村との災害時相互応援協定締結の拡充に努めるとともに、平常時から、顔の見える関係づくり、情報交換、訓練等により、連携体制の強化を図る。 [危]
- (3) 市は、他市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備する。 [危]

第15節 自主防災活動の拡充強化

大規模風水害発生時は、公助による応急活動には限界があり、自助・共助による対応が重要となることから、地域防災力の向上を図る必要がある。阪神・淡路大震災（1995 年）では、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、消火、被災者に対する救援活動等、住民、自主防災組織、自衛消防組織、消防団が大きな役割を果たした。また、東日本大震災（2011 年）では、地域住民の呼び掛けによる津波からの避難や、自ら避難所を開設し、避難者同士が力を合わせて避難所を運営するなど自助・共助の重要度を再認識させられた。

さらに、コロナ禍の教訓を踏まえ、感染症対策については、平時からの検討、実施の必要がある。市は、このような教訓を踏まえ、市民一人一人が「自らの身は、自ら守る。」という「自助」及び「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という「共助」の考え方を持つことが大切であるため、自主防災意識の向上及び自主防災活動の推進に努める。また自主防災組織（自主防災隊）の育成及び充実強化並びに自主防災組織（自主防災隊）及び消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備等、これらの組織の日常的な活動及び訓練の実施を推進し、女性やこども・若者の参画の促進に努める。

企業等は、風水害時のそれぞれの果たす役割を十分に認識し、各企業等において風水害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

1 市民への周知等

- （1）市は、県及び防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での予防、安全対策及び風水害時行動として、次のアからオまでに掲げる事項について周知徹底を図る。 [危]

ア 市民は、3 日分以上、推奨 1 週間分の飲料水・食料、トイレ袋、トイレットペーパー、感染症対策のためのマスク、消毒液等の備蓄及び非常持ち出し品（マスク、手指消毒液、体温計、常備薬、お薬手帳、ライト、ラジオ、携帯電話の充電器、モバイルバッテリー、乾電池等）の準備並びに老眼鏡、携帯電話等の常備品の確認

イ ペットを飼っている市民は、ペットの 3 日分以上、推奨 1 週間分の飲料水・ペットフード、ケージ、トイレ、首輪、リード（引き綱）などの備蓄の準備

ウ ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施

エ 出火時に迅速な初期消火を行うための消火器の設置及び風呂の浴槽等への水の確保（生活用水としての確保を含む。）並びに住宅用火災警報器の設置による火災予防対策

オ 風水害時の家族の行動についてのルールづくり、安否確認、連絡方法等の防災体制の構築

カ エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた自主防災の仕組みづくり

- （2）市は、県、自主防災組織（自主防災隊）等と連携して、大規模風水害を想定した広域、市域及びコミュニティレベルで多様な場面を想定した安否確認訓練を含む防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識及び連帯意識の向上を図り、風水害発生時に市民の役割が明確になるように努めるとともに、防災資機材の利用方法等の習熟に努める。 [危]

- （3）市は、地区の防災力の向上を図るため、国が作成した「地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）」に基づき、一定の地区内の居住者、当該地区に事業所を有する事業者等（以下この（3）において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、風水害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他当該地区の防災活動に関する計画の作成を推進する。

また、市は、地区居住者等により作成され、提案された地区防災計画を必要と認めるときは、「海老名市地域防災計画」に位置付け、市と地区居住者等の風水害対策を連携させ、地域防災力の向上を図る。

さらに、将来的に各自治会に1名の防災士を配置するよう、自治会に所属する防災指導員を対象に、防災士資格の取得を推進する。 [危]

【資料2-22】 海老名市地区防災計画

2 自主防災組織（自主防災隊）の育成等

- (1) 市は、自治会を単位として結成された自主防災組織（自主防災隊）が編成する風水害発生時の地域の初期活動に必要な班編成を行うとともに、風水害時及び平常時の各班の活動及び役割を明確にし、自主防災組織（自主防災隊）の育成指導の推進を図る。
また、女性を含めた自主防災隊の編成を促進する。 [危]
- (2) 市は、自主防災組織（自主防災隊）の防災物品の整備に努める。 [危]
- (3) 市は、火災が発生した場合における初期消火効果を高めるため、街路消火器の整備を推進する。また、特に住宅密集地域の自主防災組織（自主防災隊）の初期消火力の向上を図るため、可搬消防ポンプ等の整備を推進する。 [危]
- (4) 市は、自主防災組織（自主防災隊）の育成及び充実強化を図るため、防災物品の計画的な整備に関する助言等並びに自主防災訓練等の計画に関する助言等及び訓練等の支援を実施する。また、自主防災訓練等への女性や子ども・若者の参加の促進に努める。 [危]
- (5) 市は、防災知識の啓発、防災物品の利用方法等を自主防災組織（自主防災隊）、市民に指導できる地域の防災リーダーとして防災指導員を設置し、自主防災に必要な訓練及び研修並びに県総合防災センターの研修課程への参加等、計画的な育成指導に努める。 [危]

【資料2-18】 海老名市自主防災組織育成指導要綱

【資料2-19】 海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金交付要綱

【資料2-20】 海老名市防災指導員設置要綱

【資料8-30】 災害時等における共同住宅の地域連携・共助に関する協定書
(海老名市自治会連絡協議会)

【資料8-103】 災害時等における自治会館等の補助的避難所としての活用に関する覚書
(海老名市自治会連絡協議会)

【資料9-14】 海老名市自主防災組織一覧

3 消防団の機能強化

- (1) 市は、消防団員の確保及び資機材等の整備を進めるとともに、消防団員の風水害時における消火等の消防活動に関する教育を徹底し、消防団の充実強化に努める。 [消]
- (2) 市は、消防団員の能力、資質の一層の向上を図るため、県等が実施する専科教育等の研修及び教育訓練に消防団員を派遣する。 [消]
- (3) 市は、県等の支援を受け、消防団の車両及び資機材の整備並びに訓練の充実に努める。 [消]
- (4) 市は、大規模風水害時における消防本部及び消防署と連携した消防団の具体的な活動並びに自主防災組織（自主防災隊）等地域との連携に係る研修の実施に努める。 [消・危]

4 企業等の防災体制の確立等

- (1) 企業及び事業者は、風水害時のそれぞれの果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には各企業、各事業者において風水害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 [企・事]
- (2) 企業及び事業者は、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。 [企・事]

第16節 災害救援ボランティア活動の充実強化

市災害救援ボランティアセンターは、市及び市社会福祉協議会がボランティアによる被災市民の支援が必要と判断した場合は、海老名災害ボランティアネットワークと協働して市災害救援ボランティアセンターを開設し、被災者支援ニーズを収集・発信するとともに、支援活動を希望する個人又は団体のボランティアの受入調整、マッチング活動等を実施する。

市及び市社会福祉協議会は、平常時から海老名災害ボランティアネットワークとの連携体制及び協働体制の確立等の推進を図るとともに、その他各種ボランティア団体、市民等との協力体制づくりに努める。

1 災害救援ボランティア受入体制の整備

- (1) 市社会福祉協議会は、風水害が発生し、ボランティアによる被災市民の支援が必要と判断した場合は、厚生労働省防災業務計画の定めるところにより、市社会福祉協議会は、ボランティア活動の第一線の拠点として、市災害救援ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資提供等を実施するため、市は同計画の定めるところによりこれを支援するため、市及び市社会福祉協議会は、海老名災害ボランティアネットワークにおいて、連携体制及び協働体制の確立等の推進を図る。[社・危]
- (2) 市は、市災害救援ボランティアセンターの活動拠点として文化会館を指定し、市社会福祉協議会と協力し、災害救援ボランティア活動に必要な資機材等の確保に努める。[危・社]

【資料9-14】 災害救援ボランティアの活動拠点

2 ネットワークづくりの推進

- (1) 市、市社会福祉協議会及び海老名災害ボランティアネットワークは、平常時から、連携体制及び協働体制の確立等を推進するため、三者による会議を定期的に行う。また、三者においては、各種ボランティア団体等との連携体制及び協働体制の推進に努める。[危・社]
- (2) 市、市社会福祉協議会及び海老名災害ボランティアネットワークは、市災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練等を実施し、当該訓練等を通じて、各種ボランティア団体、市民等との協力体制づくりに努める。[危・社]
- (3) 市は、他市町村の災害救援ボランティアセンターとの連絡調整を円滑に行うことができるようパソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークの構築の推進に努める。[危]

【資料8-31】 災害時における相互協力に関する協定書

(社会福祉法人海老名市社会福祉協議会、公益社団法人海老名青年会議所)

3 人材の育成と活用

市、市社会福祉協議会及び海老名災害ボランティアネットワークは、県と協力し、災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験及び能力を持つ人材を掘り起こし、ネットワーク化に努める。[危・社]

4 マニュアルの検証等

市社会福祉協議会は、海老名災害ボランティアネットワークと協働して作成した「海老名市災害救援ボランティアセンターマニュアル」の検証を、訓練等を通じて行い、必要に応じて見直しを行う。なお、市は、当該マニュアルの検証、見直しに際し、助言し、協働する。[社・危]

5 研修・訓練の実施

市、市社会福祉協議会及び海老名災害ボランティアネットワークは、風水害時に市災害救援ボランティアセンターを迅速に設置できるよう災害救援ボランティアセンターの設置訓練の実施に努める。また、市、市社会福祉協議会及び海老名災害ボランティアネットワークによる連携・協働を図るため、必要に応じてそれぞれが取り組む風水害対策等の研修の実施に努める。

[社・危]

第17節 防災知識の普及

風水害時は、救助・救急、消火、緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、過去の災害の教訓を踏まえ、帰宅困難者の発生を抑制するための周知を図り、対応の徹底を促す。

大規模風水害等の災害時においては、公助による応急活動には限界があるため、市民一人一人が自助・共助の考え方を持つことが大切であることから、市は、あらゆる機会を通じて市民一人一人の自主防災意識の向上に努めるとともに、企業等の自主防災の徹底を図り、社会福祉、医療施設等防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及・啓発を推進し、自主防災意識の向上に努める。また、市職員に対する研修及び訓練を計画的に実施し、風水害時における役割、行動等の業務の習熟を図る。

過去の災害の教訓を踏まえ、市民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要であるため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

1 市民への防災知識の普及

(1) 市民への防災知識の普及

ア 市は、国、県及び市が作成した広報紙、リーフレット、ホームページなどを活用し、市民の自助・共助の意識の向上を図る。 [危]

イ 市は、毎年、防災に関する有識者等を講師に招き、防災講演会を開催し、市民への防災知識の普及・啓発を推進する。 [危]

ウ 市は、県と協力し、過去の風水害の教訓、文化を確実に後世に伝えていくため、風水害の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存し、市民への公開に努めるとともに、風水害に関する石碑等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 [危]

エ 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルで提供するなど、市民が情報の意味を直感的に理解できる様に、情報提供するとともに、防災知識の周知徹底を図る。

オ 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。

(ア) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールを取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(カ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(ク) 大地震と風水害による複合災害のリスク

(2) 家庭における身近な防災対策等の普及

ア 市は、県及び防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での災害予防、安全対策及び風水害時行動として、次の事項について周知徹底を図る。

[危]

(ア) 3日分以上、推奨1週間分の飲料水・食料、トイレ袋、トイレットペーパーなどの備蓄及び非常持ち出し品（マスク、手指消毒液等の感染予防対策品、常備薬、お薬手帳、ライト、ラジオ、携帯電話の充電器、モバイルバッテリー、乾電池等）の準備並びに眼鏡、携帯電話等の常備品の確認

(イ) ペットを飼っている市民は、ペットの3日分以上、推奨1週間分の飲料水・ペットフード、トイレ、ケージ、首輪、リード（引き綱）などの備蓄の準備

(ウ) ブロック塀の倒壊防止、自動車へのこまめな満タン給油、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施

(エ) 出火時の迅速な初期消火を行うための消火器の設置及び風呂の浴槽等への水の確保（生活用水としての確保を含む。）並びに住宅用火災警報器の設置等による火災予防対策

(オ) 風水害時の家族の行動についてのルールづくり、安否確認、連絡方法等の防災体制の構築

(カ) 感染症予防を踏まえた、安全な知人・親戚宅や車中泊避難等、避難所以外の避難先の検討

イ 市は、横浜地方気象台と連携して、竜巻等の突風災害について、竜巻注意情報等の意味や内容、被害の特徴、身の守り方等の普及・啓発に努める。

[危]

ウ 市は、地域の防災的見地からの防災アセスメント^{※5}を行い、市民の適切な避難及び防災活動に資する防災マップ並びに風水害発生時の行動マニュアルなどを分かりやすく作成し、市民に配布するとともに、研修又は講演会を実施するなど、防災知識の普及・啓発に努める。なお、浸水想定区域、避難所予定施設等に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

[危]

(3) 帰宅困難者に関する普及

市は、大規模風水害発生直後においては、救助・救急、消火、緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「無闇に移動を開始しない。」という基本原則を市民、企業、事業者、学校、関係団体等に周知を図り、対応の徹底を促す。

[危]

(4) 自主的な防災活動の普及

市は、風水害時のボランティア活動及び自主的な防災活動を普及するため、「防災とボランティアの日（1月17日）」及びその前後となる「防災とボランティア週間（1月

※5 防災アセスメントとは、災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業のこと。

15日から1月21日まで)」において、市社会福祉協議会、県、防災関係機関又は各種ボランティア団体等と協力して講演会、講習会、展示会等の推進に努める。 [危]

2 企業等の防災体制の確立等

- (1) 企業及び事業者は、風水害時のそれぞれの果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業、各事業者において風水害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 [企・事]
- (2) 企業及び事業者は、防災体制の整備、防災訓練の実施、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。 [企・事]
- (3) 社会福祉施設等の管理者は、介護保険法等の事業法等に基づき、風水害が発生した場合に備えて、避難確保計画を作成するものとする。 [福]

3 学校、社会福祉施設等における防災教育の推進

- (1) 市教育委員会は、市立学校において、児童・生徒が各教科及び特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害の危険を理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるため、県教育委員会が作成した防災教育指導資料等を用いて段階的な防災教育を実施する。 [避]
- (2) 市教育委員会は、県が小・中学校の教職員を対象に主催する専門研修により、防災に関する専門的知識及び技能の習得並びに学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な担い手となる教職員の育成を図る。 [避]
- (3) 市は、県立学校が実施する生徒参画型の災害図上訓練（DIG）等の実践的な防災教育の推進に協力する。 [危]
- (4) 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員及び利用者に対して、風水害に関する基礎的知識及び風水害時対応について、理解及び関心を深めるため防災教育を推進する。 [事]

4 研修・訓練の実施

- (1) 市は、職員の防災教育として「海老名市地域防災計画」や市災害対策本部等の組織体制の基本的な部分から段階的に教育するため、危機対応の各部に危機管理担当者を置き、年1回以上の危機管理研修を実施する。また、危機管理研修を受講した危機管理担当者は、各部にフィードバックし、情報の共有化を図る。 [危]
- (2) 防災に関する専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、国等が開催する研修に積極的に参加する。 [危]
- (3) 市は、県と協力し、風水害時に感染症が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修・訓練の実施に努める。 [医・危]

第18節 防災訓練の実施

市は、これまで「防災の日（9月1日）」及びその前後となる「防災週間（8月30日から9月5日まで）」を中心に市民、防災関係機関と総合的な防災訓練を実施し、平成18年度は県と合同の総合防災訓練を実施した。平成19年度から平成26年度までは、地域自主的な実践型の総合防災訓練を市内6ブロックに分けて順次実施してきた。また、東日本大震災（2011年）を教訓とし、避難所の開設・運営を市の重要課題に位置付け、全ての避難所予定施設に避難所開設チームを組織化し、避難所の開設に特化した訓練を平成24年度から3年間実施し、平成27年度からは、都心南部直下地震の発生により避難所の開設期間が長期化することを想定し、避難者が主体となって避難所を運営できるよう「海老名市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営委員会の設立、避難所運営で必要な役割を参加市民が自ら避難所生活での共助の重要性を体験・経験する避難所運営訓練を実施してきている。さらに職員の訓練については、「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、職員の緊急参集訓練をはじめ、登庁後の初期活動とし、庁舎の安全確認及び受付設置要領、市消防本部及び海老名警察署からの被害情報の収集要領、避難所、駅その他公共施設の情報収集要領を実施するとともに、危機対応の各部及び防災関係機関との連携を目的に市災害対策本部オペレーションセンター訓練を段階的かつ計画的に実施している。さらに、災害時協力車両登録を行っている市民についても、協力車両への物資の積載や搬送先への説明要領等の連携訓練を計画的に実施している。

過去の災害の教訓を踏まえ、風水害による浸水で庁舎内に立ち入ることが危険と判断される場合を想定し、初動期における災害対策本部の屋外運営手段等の構築を図るとともに、応援協定先との連携及び有効性の検証並びに防災関係機関との連携を目的とした実践的な訓練への段階的な拡充等を図り、職員、市民、防災関係機関等の風水害対応能力の向上を図る。

大規模風水害等の災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める必要がある。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応や国民保護が必要となる事態に備え、感染症対策及び国民保護に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

1 多様な訓練の実施

- (1) 市は、地域の実情を踏まえ、大規模風水害等の災害を想定した広域・市域・コミュニティレベルでの複合災害等多様な場面を想定した防災訓練の実施に努める。また、被災時の男女のニーズの違いなどの男女双方の視点、要配慮者等の多様な視点に十分配慮した防災訓練及び避難訓練の実施に努める。 [危]
- (2) 市は、風水害時に臨機応変に対応できるようにするために、基本的な知識及び体制を熟知した上で、様々な場面を想定した市災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練等を段階的かつ計画的に積み重ね、継続的な訓練の実施に努める。 [危]
- (3) 市は、県の実施する現地災害対策本部との連携強化を図る訓練や、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関と連携した、資源配分調整チームの運営訓練等に参加し、県や関係団体との連携強化に努める。 [危・消・避・物・応・医]

2 実践的な訓練の実施

市は、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとし実施に当たっては、訓練効果が得られるよう訓練参加者、使用する資機材、実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、避難所設置訓練や避難行動要支援者にも参加してもらうなど災害時を想定した実動訓練や参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努める。また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の見直しを行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。 [危]

3 広域応援機関と連携した訓練等の実施

- (1) 市は、県と協調して緊急消防援助隊の対応訓練を実施する。 [消]
- (2) 市は、米海軍厚木航空施設司令部との相互応援が円滑に行えるよう「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」に基づき、定期的な会合等を実施する。 [危]

4 地域特性に応じた訓練の実施

- (1) 市は、水防法（昭和24年法律第193号）第32条の2第2項の規定に基づき、内水及び洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、消防機関（消防本部・消防署・消防団）に対し水防訓練及び研修を実施し、水防に対する理解を深めるとともに、水防技術の研磨及び水防意識の高揚を図る。 [危・消]
- (2) 市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者に特化して収容する一時滞在所の迅速な開設、開設状況の広報及び運営のための訓練を実施する。 [応・危]
- (3) 市は、特に、風水害発生時の初期対応の徹底を図るため、「海老名市自主防災組織育成指導要綱」に定める情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導及び避難所開設訓練を重点的に実施する。 [危]

第19節 災害救助実施体制の充実

避難所運営や救援物資の提供等の災害救助は、災害対策基本法に基づき、基本的には市町村が主体となって実施するが、被害が複数市町村にまたがるような大規模風水害等が発生した場合は、県が災害救助法を適用し、市は県の補助機関として、又は県が事務委任をして、市が救助を実施する体制になる。そのため、災害時に県と市の連携が円滑に行えるよう平成30年11月に「災害救助事務の委任に関する事前の取決め」が策定された。

令和3年5月、災害救助法が改正され、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、非常災害等が発生するおそれがある段階で国の災害対策本部が設置される場合には、災害救助法の適用が可能となり、県（救助実施市を含む）が避難所の供与を実施することができるようになった。

[災害救助事務の委任に関する事前の取決め]

救助の内容	実施機関
1 避難所の設置	市
2 応急仮設住宅の供与	県・市
3 炊き出しその他による食品の供与	市
4 飲料水の供給	市
5 被服、寝具その他生活必需品の供与、貸与	市
6 医療、助産	県・市
7 被災者の救出	市
8 福祉サービスの提供	市
9 被災した住宅の応急修理	市
10 学用品の供与	市
11 埋葬	市
12 死体の搜索	市
13 障害物の除去	市

※上記を基本に、災害の規模・態様、地域の特性等により、委任する範囲を調整する。

1 災害救助の実施体制の確保

- (1) 大規模災害時に円滑に災害救助を実施するためには、県の資源配分計画に基づき、救助実施市や、国、物資の供給や輸送・保管等を担う民間団体と連携して対処することが重要であり、そのための連携体制を平素から確保する。 [市]
- (2) 市は、事務委任の事前の取決めに基づき事務委任された事項について、主体的に災害救助事務が行えるよう市職員の対応力を強化する。 [市]

2 関係機関との連携確保

- (1) 市は、大型防災備蓄倉庫等の物資の受領・配分拠点や避難所に対する物資等の輸送手段、又は物資等の保管場所に関して、民間団体との協定を含めて充実を図る。 [市]
- (2) 市は、災害救助に関する連絡会議や、国、県、救助実施市、協定事業者等との連携体制の一層の強化に努める。 [市]

3 災害救助の運用体制の充実

市は、災害救助の事務手続きや、避難所や物資拠点の運営等、災害救助の実務に関する訓練、研修を実施して、市職員等の対応力強化を図る。 [市]

第3章 風水害時の応急活動対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、気象庁等からの警報等の情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための水防等の活動等、災害発生直前の対策及び近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難、風水害による被害のおそれが高い地域の居住者等の自主的な避難を促進するなど市が定めるマニュアル及び計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

応急対策活動の実施に当たっては、生命及び身体の安全を保護することを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進める。

特に発災当初72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動について、人的・物的資源を優先的に配分する。

第1節 風水害発生直前の対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから被害を軽減するためには、市、関係機関、報道機関を通じた情報の伝達、適切な避難誘導及び災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策が極めて重要である。このため、市は、風水害発生の危険性について、避難指示等の避難情報を5段階の警戒レベルと併せて発令し、市民、特に要配慮者に分かりやすい情報伝達ができるよう努める。

1 警戒及び注意の喚起

横浜地方気象台は、市内に気象、洪水等による風水害及び被害の発生するおそれのある場合に特別警報、警報または注意報を発表し、市民や防災関係機関の警戒及び注意を喚起する。また、24時間体制を執っている県くらし安全防災局では、直ちに県防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達する。 [国]

(1) 警戒レベル相当情報

令和8年5月から運用が開始された新しい防災気象情報では、従来の情報体系を対象災害ごとの情報として整理し、警戒レベル4相当の情報として「危険警報」が新設されるとともに、情報名称そのものに警戒レベルに対応したレベルの数字を付して発表される。

警戒レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~			
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報
警戒レベル 1	早期注意情報		

##### (2) 特別警報、警報及び注意報の種類等（令和8年5月29日現在）

横浜地方気象台が発表する警戒レベル相当以外の特別警報・警報・注意報の種類及び運用の概要は次のとおり。

## ア 特別警報・警報・注意報の種類及び説明

特別警報	大雪、暴風、暴風雪、波浪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい予報警報
警 報	大雪、暴風、暴風雪、波浪により、重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雪、強風、風雪、波浪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

## イ 特別警報の種類と発表基準一覧 ※海老名市が対象となる特別警報のみ記載

大雪特別警報	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合
暴風特別警報	中心気圧930hPa以下または最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	中心気圧930hPa以下または最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

## ウ 警報発表基準一覧

河川氾濫	レベル3	相模川中流避難判断水位到達又は一定時間後に氾濫危険水位到達見込み
	レベル4	相模川中流氾濫危険水位到達
	レベル5	相模川中流氾濫発生
大 雨	レベル3	以下の基準値に到達することが予想される場合 表面雨量指数* ⁶ 基準 16 流域雨量指数* ⁷ 基準 64～159
	レベル4	以下の基準値に到達することが予想される場合 表面雨量指数* ⁶ 基準 27 流域雨量指数* ⁷ 基準 70～175
	レベル5	表面雨量指数* ⁶ 基準 42以上の1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 流域雨量指数* ⁷ 基準 70～175以上の1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
土砂災害	レベル3	おおむね3～6時間先にレベル4土砂災害危険警報の基準値である60分雨量及び土壌雨量指数* ⁸ 基準 211～230に到達することが予想される場合
	レベル4	おおむね2時間先にレベル4土砂災害危険警報の基準値である60分雨量及び土壌雨量指数* ⁸ 基準 211～230に到達することが予想される場合
	レベル5	60分雨量及び土壌雨量指数* ⁸ 基準 303～314以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、更に激しい雨が降り続くと予想される場合

暴 風	平均風速 25メートル毎秒
暴 風 雪	平均風速 25メートル毎秒 雪を伴う
大 雪	12時間降雪の深さ10センチメートル

- ※6 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもので、各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いられている。
- ※7 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものである。（河川ごとに異なる。）
- ※8 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、指数化し、土砂災害の危険性を示す新たな指標である。これは、各地気象台が発表する土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の発表基準に使用されている。

#### エ 注意報発表基準一覧

レベル2 氾濫	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
レベル2 大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数がレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合 表面雨量指数基準 12 流域雨量指数基準 80(目久尻川)、49(永池川)、127(鳩川)
レベル2 土砂災害	60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせがレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合 土壌雨量指数基準 129(今泉)、124(柏ヶ谷・国分)、135(大谷)
強 風	平均風速 12メートル毎秒
風 雪	平均風速 12メートル毎秒 雪を伴う
大 雪	12時間降雪の深さ5センチメートル
雷	落雷等により被害が予想される場合
濃 霧	視程 100メートル
乾 燥	最小湿度35パーセント 実効湿度55パーセント
低 温	夏期 最低気温16度以下が数日継続 冬期 最低気温マイナス5度以下
霜	最低気温4度以下 発表期間は晩霜期
着 雪	著しい着雪が予想される場合
着 氷	著しい着氷が予想される場合

## (2) 警報・注意報の地域細分

横浜地方気象台は、一般の利用のための警報・注意報を二次細分区域単位に発表する。

[国]

府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東 部	湘 南	海老名市

(3) 市は、日頃から洪水等による浸水が想定される区域、大雨等により土砂災害が発生するおそれがある土地の区域等について、市民に対し周知徹底を図り、風水害が発生したとき又は発生のおそれがある場合において混乱なく避難できるよう努める。 [危]

(4) 市は、風水害が発生するおそれがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、市民に対する避難情報等を提供するとともに、適切な避難誘導を実施するよう努める。特に、台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

[危]

(5) 市及び放送事業者は、伝達を受けた警報等を防災行政無線等により、市民への伝達に努める。なお、市は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民に伝達するものとする。 [危・事]

(6) 市は、台風等により、交通機関の運行停止があらかじめ見込まれる場合は、市民や企業等に対し必要に応じて、安全を確保するための情報提供を行う。 [危]

(7) 市は、洪水予報指定河川について、県から洪水特別警戒水位に達した旨の通知を受けたときは、市民に対して適切に状況を伝達することに努める。 [危]

## 2 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。 [国]

## 3 相模川洪水予報（水防活動用）

横浜地方気象台及び県は、相模川中流（相模原市緑区小倉橋から寒川町神川橋までの区間）について、相模川中流洪水予報として、洪水警報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）と洪水注意報（はん濫注意情報）を共同発表し、「神奈川県水防計画」等の定めるところにより、それぞれ県内の防災関係機関等に伝達する。 [国・県]

## 4 レベル4 土砂災害危険警報

(1) レベル3 土砂災害警報発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と横浜地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で確認することができ、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。また、県は避難指示の発令対象地域を特定するための参考情報として、レベル4 土砂災害危険警報を補足する情報の提供に努める。

[国・県]

- (2) レベル4土砂災害危険警報の発表基準は、レベル3土砂災害警報発表後において、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準に達すると予想されるときに発表される。 [国・県]
- (3) レベル4土砂災害危険警報の解除基準は、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の下降状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、横浜地方気象台及び県が協議の上、解除する。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合、横浜地方気象台及び県は「神奈川県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき、基準を取扱うものとする。 [国・県]
- (4) 横浜地方気象台及び県は、大雨警報の伝達系統に準じてレベル4土砂災害危険警報を関係機関に伝達する。 [国・県]
- (5) 市長は、横浜地方気象台と神奈川県が共同発表するレベル4土砂災害危険警報や気象庁が提供する「土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）」を参考にしつつ、総合的に判断し、避難指示を発令する。  
なお、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で、2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 [危]

## 5 防災気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民及び防災関係者に当該現象の状況、今後の見通し、並びに防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。発表された情報は、横浜地方気象台から特別警報・警報・注意報に準じて関係機関に伝達する。 [国]

### (1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの大雨、土砂災害、暴風及び高潮について、警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては6時間の幅で神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、明後日は午前・午後に分けて、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表する。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

### (2) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

時系列情報は、警報・注意報に先立って気象の見通しを二次細分区単位（＋山地等の分割地域）で提供する予測情報で、警報・注意報の発表に関わらず、時系列情報の対象とする全要素※について、翌日までの3時間毎または日毎の気象状況の見通しを、毎日4回（05時、11時、17時、23時）に提供する。

※対象要素：大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜（下線の要素は日毎の見通しを提示）

この情報は、気象庁ホームページでは常時表示され、定期的に更新（上記の4回）されるが、定期的な更新以外にも、当初の想定から今後の見通しが大きく変わった場合などには、必要に応じて臨時に修正情報を発表する。（気象庁ホームページの時系列情報も更新する。）

### (3) キキクル（土砂災害、浸水、及び洪水の危険度分布）

土砂災害や洪水災害からの自主避難の判断に役立てるため、気象庁が土砂災害、洪水及び浸水の危険度分布について、危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報をプッシュ型で通知するwebサービスで、気象庁ホームページ（<https://www.jma.go.jp/jp/bosai/risk>）で閲覧が可能である。

また、同ページでは流域雨量指数の予測値についても確認が可能である。

ピクセル色	適 用
災害切迫	命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
危険 警戒	危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
なし	現段階での危険はないものの、「今後の情報に留意すること」 浸水キキクルのみ水色で表示

#### ア 土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）

大雨による土砂災害発生 of 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

#### イ 浸水キキクル（大雨の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生 of 危険度の高まりの予測を、1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、レベル3 大雨警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

#### ウ 洪水キキクル（洪水の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生 of 危険度の高まりの予測を、3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、レベル3 大雨警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

#### エ 流域雨量指数の予測値

各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10 分ごとに更新している。

### (4) その他の気象情報

警報・注意報に先だって注意を喚起する場合や警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に、警報・注意報と一体で横浜地方気象台から適宜発表される防災上重要な情報

#### ア 気象防災速報

線状降水帯による大雨など、極端な現象を速報的に伝えるものであり、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等の「対応や行動が必要な状況であることを伝える簡潔な

情報」を補足するものとして、その根拠を示して解説する速報性の高い情報で、発生している極端現象に係る実況を伝えることを基本とする。

警報の対象にはなっていないが、予測が困難で発生した場合には相当の被害をもたらす現象(竜巻)についても、気象防災速報として発表される。

(ア) 神奈川県気象防災速報（線状降水帯直前予測）

2～3時間後に線状降水帯発生が発生すると予測された場合に発表される。

(イ) 神奈川県気象防災速報（線状降水帯発生）

線状降水帯が発生した場合に発表される。

(ウ) 神奈川県気象防災速報（記録的短時間大雨）

県内に大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」

（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認することができる。

(エ) 神奈川県気象防災速報（短時間大雪）

短時間に顕著な降雪が観測され、その後も強い降雪が続くと見込まれる場合に、短時間の大雪に対して一層の警戒を呼びかけるために発表されるもので、深刻な交通障害が発生するおそれが切迫していることを伝える情報

(オ) 神奈川県気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどによる激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県気象防災速報（竜巻注意）として発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

イ 気象解説情報

「現在の気象状況と今後の見込みを伝え、災害への備えや今後の防災対応の検討・判断を後押しする情報」であり、「現在及び今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しを網羅的に伝える情報」として発表される。

(ア) 気象解説情報（線状降水帯半日前予測）

(イ) 気象解説情報（台風第○号）

(ウ) 気象解説情報（※）※何に着目した情報なのかわかるよう、括弧内にキーワードを付す。

6 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、次のいずれかの基準により神奈川県知事に対して通報し、神奈川県を通じて海老名市に伝達される。ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。 [国・県]

ア 実効湿度55パーセント以下で、最小湿度35パーセント以下になる見込みのとき。

イ 陸上で毎秒12メートル以上の平均風速が予想されるとき。

※実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とする。

## (2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。 [消]

## 7 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

- (1) 市は、市域内において、危険が切迫し必要があると認めるときには「海老名市避難情報発令の判断・伝達マニュアル」に基づき、その地域の市民に対し立ち退きの指示を行う。なお、要配慮者に対して、その避難行動支援対策を行うことを考慮し、早目の段階で避難行動の開始を求める高齢者等避難を発令する。 [危]
- (2) 市は、住民に避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性のある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。 [危]
- (3) 市は、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況により、垂直避難等の屋内での安全行動（屋内安全確保）といった適切な避難行動を市民がとれるよう努める。 [危]
- (4) 市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。 [危]
- (5) 市民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。 [危・事]

## 8 避難所予定施設等の開設

市長は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じてあらかじめ指定された避難予定施設等を避難所等として開設し、速やかに市民に周知する。

[避・応・医・危]

## 9 広域避難

市は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市単独では市民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

## 第2節 風水害時情報の収集・伝達及び市災害対策本部等の設置

市は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して、被害情報及び関係機関が実施する措置状況等の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、市災害対策本部等の設置及び必要となる体制の整備を進める。

### 1 風水害発生直後の被害情報の収集・連絡

- (1) 市は、風水害発生直後において、庁舎及び公共施設の周辺に関する被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するため、情報の収集に当たる。 [危・消]
- (2) 市は、防災情報システム（防災カメラ）、ドローン及び防犯カメラを使用し、市内の状況を確認するとともに、必要があると認める場合は、応急復旧部又は消防部を巡視出動させ、情報収集を行う。また、勤務時間外、休日等は、配備人員が参集時に収集した情報を共有する。 [危・消・応]
- (3) 市は、人的被害の状況（行方不明者数を含む。）、建築物被害の状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県災害情報管理システムなどにより県に報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁に連絡する。特に行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者については、直ちに連絡する。 [危・消]
- (4) 市は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について広報を行う際には、関係機関と連携しながら適切に行う。 [危]
- (5) 市は、全国的な統一基準が策定されるまでの間、災害発生時の安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報原則速やかに公表する。 [危]
- (6) 市は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、「神奈川県非常通信運用要領」により、海老名警察署又は海老名水道営業所を通じて県へ連絡する。また、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。 [危・消]
- (7) 市は、「火災・災害即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。 [消]
- (8) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。 [危・消]
- (9) 市は、応急対策の活動状況、市災害対策本部設置状況等を県に連絡する。 [危]
- (10) 市は、県からの連絡を受け、県が収集した風水害発生直後の情報及び県が実施する応急対策の活動状況等を把握する。 [危]

2 市災害対策本部の設置等

(1) 市災害対策本部の設置基準及び配備体制発令基準 [危]

災害対策本部（市長）						
1 市内に基大な風水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 市内に基大な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」を発令するとき。 3 新産川橋（目久尻川）、永池橋（永池川）又は平和橋（鳩川）の水位観測所において、氾濫危険水位を超過し、洪水による被害が発生したとき。 4 相模大橋（相模川）の水位観測所において、避難判断水位を超過し、水防法（昭和24年法律第193号）第11条に規定する洪水予報により、氾濫危険水位を超過する予報がされたとき。						
風水害対策体制 （災害対策本部長）		設置基準1、2、3又は4により、災害対策本部が設置されたとき。				
		全員	全員	全員	全員	全員

備考 「風水害対策体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「風水害対策体制」に定める災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいう。

ア 市長は、本部設置基準により、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害対策本部を設置する。また、市災害対策本部長（市長）は、市災害対策本部が設置されたときは配備体制発令基準に基づき、「風水害対策体制」を発令し危機対処の部の行動計画に定める配備人員を配備する。

イ 市長は、市災害対策本部を設置したときは、県知事に速やかに報告するとともに、次の者のうちから必要と認める者に速やかに連絡する。（同本部を廃止したときも同じ）

- （ア） 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- （イ） 陸上自衛隊第4施設群長
- （ウ） 海上自衛隊厚木航空基地隊司令
- （エ） 隣接市町長

ウ 市は、配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害予防又は災害応急対策を実施する。

(2) 市災害対策本部の組織等 [危]

ア 市災害対策本部は、市災害対策本部長、市災害対策副本部長（副市長及び教育長）、市災害対策副本部長補佐及び市災害対策本部員をもって組織する。（市災害対策本部会議の構成も同じ。）

イ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を円滑に実施するため、市災害対策本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとし、風水害時の復旧・復興時には「復興支援部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

ウ 市災害対策本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

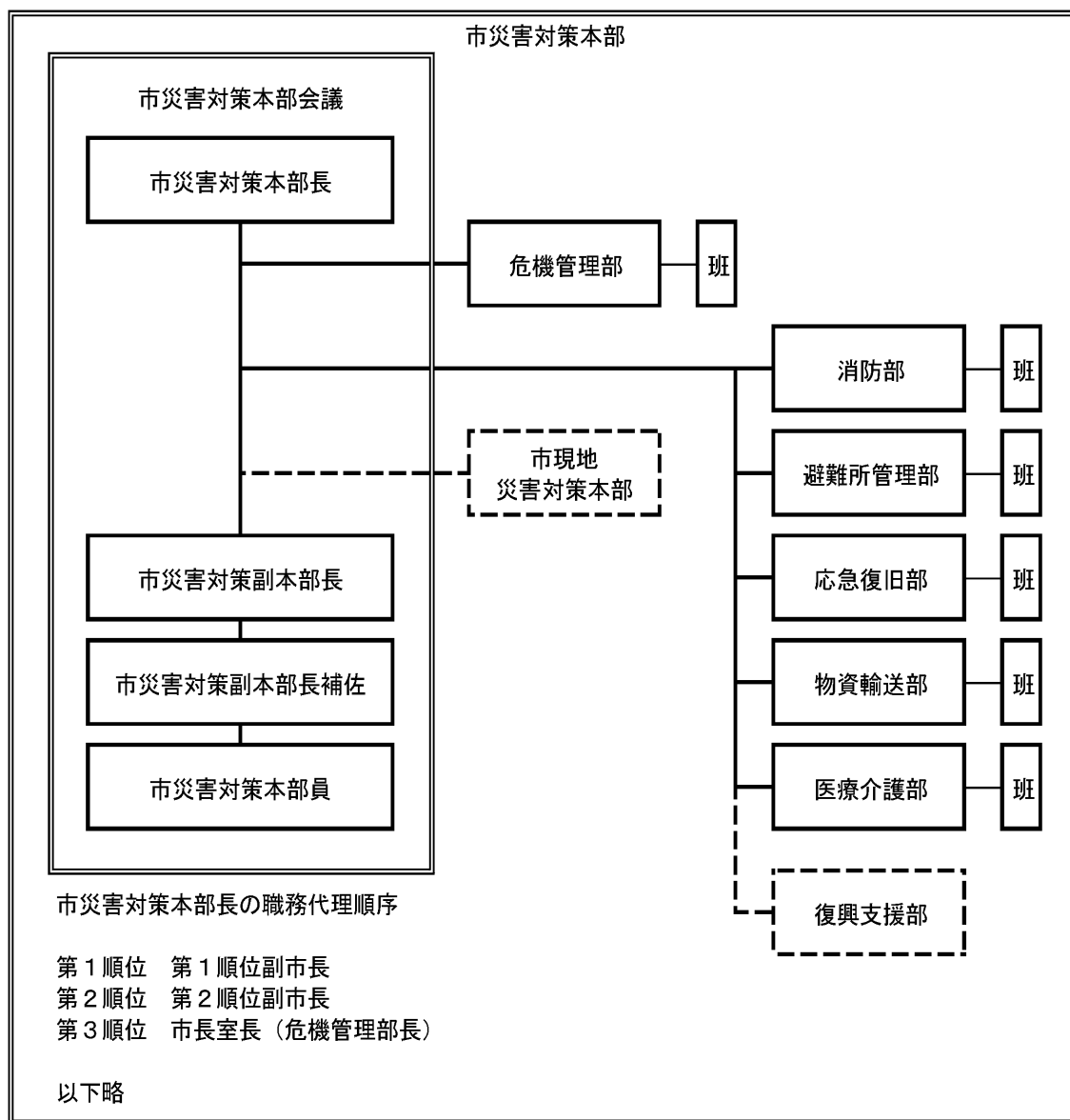
エ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害対策本部会議を招集する。

オ 市災害対策本部長は、市災害対策本部に災害対策の実施を要する地域にあって市災害対策本部の一部を行う組織として現地災害対策本部を置くことができる。

カ 市災害対策本部長は、風水害等により復興対策を実施する必要があると認めるときは、迅速かつ的確な復興支援を図るため、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより

復興体制を整備するものとし、部を横断的に編成し、本部に復興支援部を置くものとする。

キ 市災害対策本部組織図は、次図のとおりとし、市災害対策本部の組織及び運営については、「海老名市災害対策本部要綱」に定める。



【資料2-5】 海老名市災害対策本部条例

【資料2-6】 海老名市災害対策本部要綱

## 4 災害広報の実施

市は、風水害発生時には、市民に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民一人一人が適切に判断して行動ができるようにする必要がある。市は、速やかに広報部門を設置し、県及び防災関係機関と連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。

### (1) 広報事項

市は、流言飛語による市民の混乱を防止するため、被災状況、応急対策の実施状況、市民が執るべき措置等について、防災行政無線及び広報車により積極的に広報する。また、自主防災組織（自主防災隊）、ケーブルテレビ、コミュニティFM放送局その他の防災関係機関と連携を図り、被災者ニーズに応じた多様な内容を広報する。広報する事項はおおむね次のとおりとする。 [危]

#### ア 風水害の状況に関する事項

- (ア) 発生した風水害情報に関する事。
- (イ) 今後の見通しに関する事。
- (ウ) 被災状況及び応急対策の状況に関する事。

#### イ 避難に関する事項

- (ア) 避難情報に関する事。
- (イ) 避難所等の開設状況に関する事。

#### ウ 応急対策活動に関する事項

- (ア) 災害時医療救護関連施設の開設に関する事。
- (イ) 交通規制及び各輸送機関の運行状況に関する事。
- (ウ) 電気、ガス、水道等のライフラインの状況に関する事。

#### エ 市民生活に関する事項

- (ア) 帰宅困難者に対する帰宅経路等に関する事。
- (イ) 防疫活動の実施状況に関する事。
- (ウ) 飲料水・食料、生活必需物資等の供給状況に関する事。
- (エ) 市民相談窓口の措置状況に関する事。
- (オ) 被災者生活支援に関する事。
- (カ) 流言飛語の防止に関する事項
- (キ) その他市民生活に必要な事項（二次災害防止情報を含む）

### (2) 広報の方法

#### ア 放送機関への要請

市は、必要があるときは、「神奈川県地域防災計画」による「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて、次の放送関係機関への放送要請を行う。なお海老名エフエム放送株式会社及び株式会社ジェイコム湘南・神奈川への要請は、市が締結している協定に基づいて行う。 [危]

- (ア) 日本放送協会 横浜放送局
- (イ) 株式会社 アール・エフ・ラジオ日本
- (ウ) 株式会社 テレビ神奈川
- (エ) 横浜エフエム放送株式会社
- (オ) 海老名エフエム放送株式会社

(カ) 株式会社 ジェイコム湘南・神奈川

#### イ 報道機関との連携

市は、必要があるときは、「神奈川県地域防災計画」による「災害時における報道協力に関する協定書」に基づき、県を通じて、次のテレビ局、ラジオ局及び新聞社（各横浜支（総）局・支社）に広報を要請する。 [危]

- (ア) 日本テレビ放送網株式会社
- (イ) 株式会社 TBSテレビ
- (ウ) 株式会社 フジテレビジョン
- (エ) 株式会社 テレビ朝日
- (オ) 株式会社 テレビ東京
- (カ) 株式会社 ニッポン放送
- (キ) 株式会社 朝日新聞社
- (ク) 株式会社 毎日新聞社
- (ケ) 株式会社 読売新聞社
- (コ) 株式会社 産業経済新聞社
- (サ) 株式会社 中日新聞社東京本社
- (シ) 株式会社 日本経済新聞社
- (ス) 株式会社 日刊工業新聞社
- (セ) 株式会社 日本工業新聞社
- (ソ) 一般社団法人 共同通信社
- (タ) 株式会社 時事通信社

#### ウ 一般の広報

##### (ア) 記者発表

取材への対応は、原則として緊急記者会見、定期記者会見及び資料提供又は掲示板への掲示をもって行う。 [危]

##### a 緊急記者会見

市災害対策本部の設置後は、被害状況を把握した段階で緊急記者会見を行い、把握している被害状況、市災害対策本部の災害予防又は災害応急対策の方針について情報提供を行う。

##### b 定期記者会見及び資料提供

応急対策活動の実施期間中は、被害状況、応急対策実施の状況等について、定期的に記者会見又は資料の提供を行う。

##### c 記者会見の場所

記者会見の会場については、応急対策活動の実施に影響しない適切な場所を指定して行う。

#### (イ) 防災行政無線

風水害発生における、出火等の二次災害防止の呼び掛け、避難誘導、被害状況、避難生活関連情報等の市民に必要な情報を提供する。 [危]

#### (ウ) 広報紙

- a 発行体制を早期に整え、風水害対策活動全般にわたる情報を提供する。 [危]

- b 広報紙は、避難所等、公共施設等で配布することとし、ボランティアなどの協力を得て配布する。 [危]

(エ) 市ホームページ・市防災ホームページ

インターネット回線が使用可能な場合は、早期にホームページを利用した情報提供を行う。また、市防災ホームページは、えびなメールサービスにより配信された防災行政無線情報等を提供する。 [危]

(オ) SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）

フェイスブック、LINE及びX（旧ツイッター）を用いて災害情報を提供する。 [危]

(カ) えびなメールサービス

メールアドレス及び欲しい情報をあらかじめ登録した市民に対して必要な災害情報を提供する。 [危]

(キ) 緊急速報メール（エリアメール）

配信時に市域に居合わせた人に対して、避難指示等その他これらに類する風水害情報を配信する。 [危]

(ク) 広報

公用車及び消防車を用いて市内を走行し、市民に広報を行う。 [危・消]

【資料8-32】 災害時等における災害情報等の放送に関する協定書  
（海老名エフエム放送株式会社）

【資料8-33】 災害時における災害情報等の放送等に関する協定書  
（株式会社 ジェイコム湘南・神奈川）

5 市災害対策本部における災害応急活動の決定

(1) 風水害発生直後（初動期）

風水害発生直後（初動期）の勤務時間内及び勤務時間外、休日等の行動は、次のア及びイに掲げるとおりとし、詳細は、「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に定める。

ア 勤務時間内

(ア) 風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長は防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、市災害対策本部長は「風水害対策体制」を発令し、市災害対策本部会議を招集（状況に応じて招集時間を設定）する（市本庁舎3階 政策審議室）。 [危]

(イ) 風水害の状況の情報収集により、災害予防及び災害応急対策の方針が作成され、これを実施するときは、円滑な部間及び班間の連携が図れるよう市本庁舎4階401会議室に市災害対策本部オペレーションセンターを構築する。 [危]

(ウ) 危機管理部は、本庁舎内放送が使用できる場合はこれを使用し、庁舎内にいる市民に対し、気象情報及び職員の指示に従って慌てないで行動する旨を周知し、職員に対しては市民の安全確保を第一優先するよう指示する。 [危]

イ 勤務時間外、休日等

(ア) 風水害時、次のaからdに掲げる場合において、市長は防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、市災害対策本部長は「風水害対策体制」を発令し、市災害対策本部会議を招集（状況に応じて招集時間を設定）する（市本庁舎3階 政策審議室）。 [危]

- a 市内に甚大な風水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
  - b 市内に甚大な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が避難指示を発令するとき。
  - c 新産川橋（目久尻川）、永池橋（永池川）、又は平和橋（鳩川）の水位観測所において、氾濫危険水位超過し、洪水による被害が発生したとき。
  - d 相模大橋（相模川）の水位観測所において、避難判断水位を超過し、洪水予報により、氾濫危険水位を超過する予報がされたとき。
- (イ) 風水害が発生し、(ア)のaからdに掲げる場合において、配備人員はこれを覚知し、確認したときは速やかに参集するものとする。また、参集する配備人員は、参集する場所までの状況を確認し、情報収集に努めながら参集するものとする。  
[危・消・避・応・物・医]
- (ウ) 消防部は、消防部長（消防長）の命により、防災情報システム（防災カメラ）、ドローン及び防犯カメラを使用し、市内の被害状況を確認するとともに、必要があると認めるときは、巡視出動し、情報収集を行う。  
[消]
- (エ) 消防部が把握した情報並びに参集した配備人員の近所の状況及び参集途上の状況の報告に基づき、概算の被害規模を推定し、県災害情報管理システムなどにより、適宜、県に報告を行う。  
[危・消]
- (オ) 風水害状況の情報収集により、災害予防及び災害応急対策の方針が作成され、これを実施するときは、円滑な部間及び班間の連携が図れるよう市本庁舎4階401会議室に市災害対策本部オペレーションセンターを構築する。  
[危]

## (2) 被害情報の収集等（被害情報収集期）

- ア 市は、迅速かつ的確に被害情報を収集するため、危機対応の部ごとに被害情報を収集し、状況によっては海老名警察署その他の防災関係機関と連携を図り、必要な情報の収集を行う。また、市災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときは、市災害対策本部会議に防災関係機関の職員の出席を求める。  
[危・消・避・応・物・医]
- イ 部ごとに収集した被害情報は、部に属する班のうちから部の行動計画に定める庶務担当班で集約し、その結果を市災害対策本部等会議に報告する。この場合において、集約に時間を要すると判断されるときは、概数等で報告する。  
[危・消・避・応・物・医]

## (3) 応急活動情報等の収集（応急活動情報の収集期）

- ア 被害調査は、風水害対策活動の根幹となるものであり、県災害対策本部が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用について検討する情報の基本となるため、迅速かつ正確な被害調査を実施できるよう部間連携を徹底し、各部総力を挙げて実施する。  
[危]
- イ 市災害対策本部は、被害調査を基本とし、自らが行う災害予防及び災害応急対策の方針を作成し、これを実施する。  
[危]
- ウ 市災害対策本部は、県災害対策本部その他の防災関係機関に応急対策の活動状況を連絡する。  
[危]

## 6 通信手段の確保

市は、風水害発生時において、風水害情報の連絡通信を確保するために、各種の通信手段である地上系無線、衛星電話及び有線系の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときは、必要な要員を直ちに現場に配置し、速やかな通信の復旧を図る。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請する。  
[危・消]

### (1) 風水害時の通信手段

ア 被害状況等の通信手段は、有線又は無線の電話等のうち、最も迅速かつ確実な手段を選定するものとする。 [危・消]

イ 一般加入電話が途絶した場合は、防災行政無線、消防無線又は県防災行政通信網その他これらに類する通信手段を利用する。 [危・消・避・応・物・医]

ウ 市は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、海老名警察署又は海老名水道営業所を通じて県に連絡する。また、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くす。 [危・消]

エ 市民からの報告は、原則として避難所等に設置されている通信手段とする。避難所等は、防災行政無線局同報系無線設備のアンサーバック装置^{※6}、移動系無線設備のMCA無線機があり、その使用する優先順位は、各避難所等の避難所等運営マニュアルに定められている。また、災害時医療救護関連施設にあっては、MCA無線機が設置されている。 [危・消・避・応・物・医]

### (2) 風水害時の通信連絡

ア 市、県及び防災関係機関が行う風水害に関する情報伝達又は被害状況の収集報告その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として県防災行政通信網及び県災害情報管理システムにより速やかに行う。

イ 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりNTT東日本株式会社が指定した災害時優先電話^{※7}を利用する。また、通信の緊急度に応じ、非常又は緊急通信として、衛星携帯電話、電気通信事業者及び非常通信機関に通信を依頼する。

#### 【資料3-4】 災害時優先電話一覧

### (3) 災害時優先電話の利用

市は、災害時優先電話を利用して、風水害時の電話混雑時における通信を行う。なお、災害時優先電話は、発信のみ優先となっており、相手が話し中の場合は一般加入電話と同様に接続することができないため、緊急時には発信専用とする。

### (4) アマチュア無線団体等の協力要請

風水害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、アマチュア無線団体等に協力を求め、通信の確保を図る。

---

※10 防災行政無線局同報系無線設備アンサーバック装置とは、本庁舎と避難所予定施設等との間において、複信方式により双方向通話ができる装置のこと。

※11 災害時優先電話とは、災害の救援及び復旧並びに公共の秩序維持に関係する機関に設置するもので、NTT東日本株式会社にあらかじめ登録されていて、被災地及びその途中にある全ての電話設備が被災しない限り優先的に通話が可能となっている電話のこと。

## 7 市災害警戒本部の設置等

市長又は市長室長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、海老名市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害警戒本部を設置することができる。また、市災害対策本部が設置されたときは、市災害警戒本部は廃止されたものとしその事務は引き継がれる。

配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害時発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害警戒又は災害予防対策を実施する。

### (1) 市災害警戒本部の設置基準及び配備体制発令基準

[危]

災害警戒本部（市長又は市長室長）							
1 市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。							
2 市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、更に災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。							
3 市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が警戒レベル3「高齢者等避難」警戒レベル4「避難指示」を発令するとき。							
4 新産川橋（目久尻川）、永池橋（永池川）又は平和橋（鳩川）の水位観測所において、氾濫危険水位を超過し、洪水による被害が発生するおそれがあるとき。							
5 相模大橋（相模川）の水位観測所において、避難判断水位を超過したとき。							
風水害準備体制 （災害警戒本部長又は 危機管理部長）	設置基準1により、災害警戒本部が設置されたとき。						
	必要人員	必要人員	連絡員	必要人員	連絡員	連絡員	
風水害警戒体制 （災害警戒本部長又は 危機管理部長）	1 設置基準1により既に災害警戒本部が設置されている場合で、設置基準2、3、4又は5により配備体制を変更する必要があると認めるとき。						
	2 設置基準2、3、4又は5により災害警戒本部が設置されたとき。						
	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員

備考

- 「風水害準備体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「風水害準備体制」に定める災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」又は配備体制の変更等に応じて迅速に配備人員を確保するため連絡調整を行う「連絡員」をいう。
- 「風水害準備体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「風水害警戒体制」に定める災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」をいう。

### (2) 市災害警戒本部の組織等

[危]

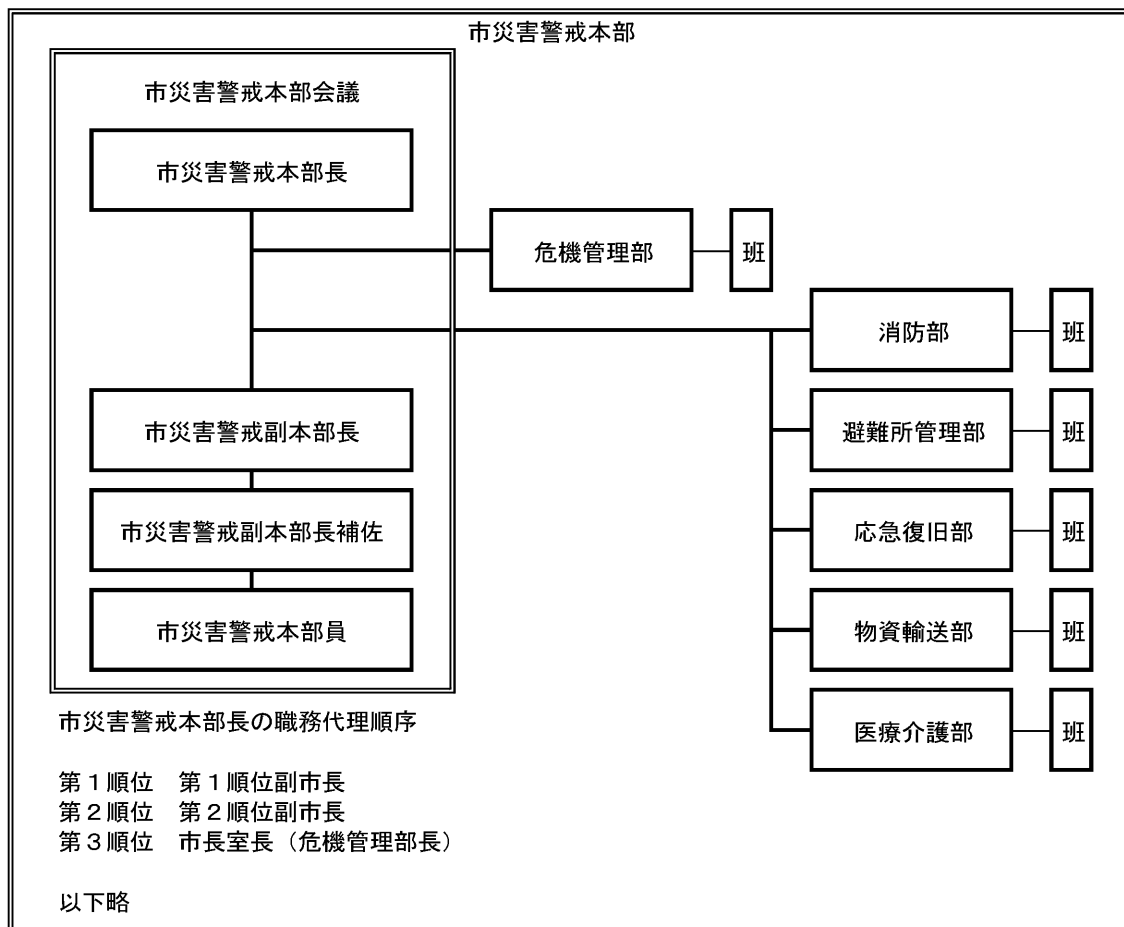
ア 市災害警戒本部は、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長（副市長及び教育長）、市災害警戒副本部長補佐及び市災害警戒本部員をもって組織する（市災害警戒本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害警戒本部長は、災害警戒又は災害予防対策を円滑に実施するため、市災害警戒本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

ウ 市災害警戒本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害警戒又は災害予防対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害警戒本部会議を招集する。

オ 市災害警戒本部組織図は、次図のとおりとし、市災害警戒本部の組織及び運営については、「海老名市災害警戒本部要綱」に定める。



【資料2－9】 海老名市災害警戒本部要綱

### 第3節 水防対策

県は、水防法第7条第1項の規定に基づき、県は水防事務の調整及びその円滑な実施のため、県水防協議会に諮り、「神奈川県水防計画」を定め、市長は水防管理者、市は水防管理団体として河川及び海岸の洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、市民等の安全を確保するため水防活動を実施する。

#### 1 「神奈川県水防計画」の目的

県は、県下における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、河川及び海岸の洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的として定めている。 [県]

#### 2 水防管理団体の責任

水防管理団体^{※8}は、その管轄区域内の水防が十分行われるよう水防組織の確立、消防団の整備、水防倉庫、資器材の整備、通信連絡系統の確立を行うとともに平常時における河川等の巡視及び水防時における適正な水防活動を実施する責任を有する。

[消・危]

#### 3 監視警戒

##### (1) 常時監視

水防管理者（市長）又は消防機関の長は、随時、区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川の管理者に連絡して、必要な措置を求める。 [危・消]

##### (2) 非常警戒

水防管理者（市長）又は消防機関の長は、気象の悪化が予想されるときは、区域内の河川の監視及び警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を執る。 [危・消]

#### 4 通信連絡

水防管理団体は、水防情報が迅速かつ確実に水防実施機関に届くよう通信連絡施設等を整備する。なお、通信系統は「神奈川県水防計画」に定める「水防時における通信連絡基本系統図」による。 [危・消]

#### 5 水防警報^{※9}

(1) 県知事は、洪水により国民経済上重大又は相当な損害があると認めて指定した相模川中流、目久尻川、永池川及び鳩川について、県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して発表する。 [県]

(2) 水防管理者（市長）は、県知事から水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれのあるとき、又はその他水防上必要があると認めたときに、「神奈川県水防計画」で定めるところにより、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるため発令する。 [危・消]

※12 水防管理団体とは、水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいうが、神奈川県では水防事務組合及び水害予防組合がないため市町村となる。

※13 水防警報とは、国土交通大臣又は県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、国土交通大臣又は県知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

### (3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	・ 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに消防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの     ・ 消防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	・ 気象予報警報等及び河川の状況により、特に必要と認めるとき
準備	・ 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘（こう）門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、消防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	・ 雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき
出動	・ 消防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	・ 洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき又は水位流量等、その他河川の状況により必要と認めるとき
指示	・ 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	・ 洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	・ 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	・ 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき

### (4) 水位の種類及び内容

種 類	内 容
水防団待機水位 （通報水位） 水防警報「待機」	・ 消防機関が河川状況に応じて直ちに行動できるように準備をするための指標となる水位     ・ 既往の洪水状況、消防機関の出動準備時間等を総合的に考慮し、市は水防管理団体として水防体制に入る水位     ・ 住民に避難行動を求める水位ではない。
氾濫注意水位 （警戒水位） 水防警報「出動」	・ 水防団待機水位（通報水位）を超える水位     ・ 消防機関が出動する目安で、既往の洪水状況、水防活動に要する時間等を総合的に考慮し、洪水による災害の発生を警戒すべき水位     ・ 河川の氾濫の発生に注意を求める水位に相当
避難判断水位 （特別警戒水位） 水防警報「指示」	・ 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位     ・ 市長の避難指示等を発令する目安で、既往の洪水状況、避難所の開設、住民の避難判断、要配慮者の避難に要する時間等を総合的に考慮し、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位
氾濫危険水位	・ 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位

## (5) 市内の河川における水位情報

		相模川中流	目久尻川	永池川	鳩 川
水位観測所名		相模大橋	新産川橋	永池橋	平和橋
所在地		海老名市 河原口	海老名市 柏ヶ谷	海老名市 上河内	座間市 座間
水位 の 種 類	水防団待機水位 (通報水位)	3.70m	1.30m	1.30m	1.60m
	氾濫注意水位 (警戒水位)	4.30m	1.80m	1.80m	2.60m
	避難判断水位 (特別警戒水位)	5.80m	1.80m	3.55m	2.75m
	氾濫危険水位	6.50m	2.20m	3.80m	3.10m

## 第4節 風水害の拡大防止及び二次災害の防止活動

市は、道路、下水道その他の所管公共土木施設が被災した場合又は土砂災害が発生した場合において、市民の安心、交通の確保、施設の増破、被害の拡大防止等を図るため必要があると認めるときは、施設の被災状況に応じた応急工事を早期に計画的に施工する。また、二次災害による被害の拡大を防ぐため、十分な応急対策を実施し、風水害発生時における施設の点検・現地調査を行うとともに被災状況等を把握する。

### 1 橋りょう被害対策活動

市は、被災橋りょうに係る仮橋の早期完成が必要な場合には、応急組立橋の活用等による早期架橋の実施に努める。 [応]

### 2 浸水被害対策活動

県は、河川が被災し、その流水による浸水が大きな被害を与え、又はそのおそれがある場合には、仮締切り工事又は決壊防止工事等の緊急工事を実施する。 [県]

### 3 土砂災害対策活動

市は、降雨等による地盤のゆるみにより二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、専門技術者職員を活用してその危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき危険度が高いと判断された箇所については、市民住民等に周知を図るとともに、適切な土砂災害防止対策を行う。 [応・危]

## 第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、あらかじめ被害の想定に基づき、派遣内容や物資等の必要数量等の活動内容を定めて災害に備えるものとし、発災後速やかに、救助・救急、消火活動及び医療救護活動を行う。また、救助・救急、消火活動等を行う際は、安全確保に留意して活動する。

### 1 救助・救急、消火活動

#### (1) 市

ア 市は、事前に定めた風水害の警防計画等により消防活動を実施するが、消防活動に当たっては、住宅密集地域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い効果的な運用を図る。 [消]

イ 市は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の自主防災組織（自主防災隊）等と連携して救助・救急活動を行う。特に医療機関等が被災した場合には市医師会等関係機関の協力のもと、県救急医療情報システム（EMI S）を活用して、広域的な救急活動を実施する。 [消・医]

ウ 市は、風水害発生時に傷病者の緊急度及び重傷（症）度に応じた適切な処置及び搬送を行うため、トリアージを実施し、傷病者の治療優先順位を決定する。 [消・医]

エ 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じて神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請を行う。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。なお、職員等の惨事ストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。 [消・危]

オ 市は、大規模風水害により自衛隊が派遣された場合は、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡する。 [危]

【資料 8-34】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書  
（社団法人 神奈川県自動車整備振興会 神央支部）

【資料 8-35】 災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書  
（株式会社 オグラ）

## （2） 消防団

消防団は、消防部長又は消防署班長の所轄の下に行動するものとし、地域防災の中核として、地域の自主防災組織（自主防災隊）と連携し、発災直後の初期消火及び被災者の救出・救護等、各種消防活動を行うとともに、河川巡視と避難情報伝達等の水防活動を併せて行う。 [消]

## （3） 市民

ア 市民は、まず、自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ失火防止に努める。 [民]

イ 市民及び自主防災組織（自主防災隊）は、近隣において発災時初期段階での初期消火活動、救出・救護活動を行うとともに、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。 [民]

ウ 企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。 [企]

## （4） 市長

市長は、必要がある場合には、県知事に対して次の要請を行う。 [危]

ア 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成

イ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請

ウ 県公安委員会に対する警察庁又は都道府県警察への援助要求の要請

エ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請

オ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請

カ 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、DMAT、DPAT等による医療救護活動の応援要請

キ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整

ク 国及び他都道府県への救助の応援要請

## 2 医療救護活動

### (1) 医療機関による医療救護活動

- ア 市は、必要があるときは、県（保健医療福祉調整本部）に対し、DMAT、DMAT-L、DPAT救護班（医療チーム）等の派遣を要請する。 [危・医]
- イ 市は、医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムにEMISにより収集・交換し、効果的な医療救護活動を確保する。 [医・消]
- ウ 市は、水道施設が被災した場合は医療機関に優先的な給水活動を行い、県は飲料水の確保や応急給水の支援を行う。 [物・県]
- エ 市は、被災地域以外の医療機関等に救急患者を搬送する場合は、県及び災害時医療救護関連施設と連携し、被災地域以外の医療機関等に協力を求める。 [消・医]
- オ 市及び県は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うためにDMAT、DMAT-L救護班（医療チーム）等を確保する。 [医・県]
- カ 市は、医療機関等を中心とした早期復旧活動について、地域のライフライン事業者に要請を行う。 [危]
- キ 市は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めるときは、県に対して迅速かつ的確な医療救護について要請を行う。 [危・医]
- ク 重傷（症）者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防部で実施する。ただし、消防部の救急車両が確保できない場合は、県、市、救護班等で車両を確保し搬送する。 [消・医・県]
- ケ 道路の破損等の場合又は遠隔地への搬送については、自衛隊等のヘリコプター等により実施し、また、傷病者等が多数発生する場合は、海上自衛隊厚木航空基地を航空搬送拠点として確保し、県外への医療搬送拠点となる広域医療搬送拠点（SCU）を設置する。SCUの設置後、県は医療機関等とも連携し、航空機等による傷病者の医療搬送を行う。 [消・医・県]

### (2) 災害時医療救護関連施設の開設及び救護班の要請

- ア 市は、迅速な医療救護活動を実施するため、「海老名市救急医療実施要綱」及び「海老名市救急医療実施要綱に関する取扱要領」に基づき、市医師会と協力して災害時医療救護関連施設を開設する。 [医]
- イ 市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等に救護班の派遣を要請する場合は、県知事に要請する。 [危]

### (3) 医薬品等の確保

- ア 市は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等の活用及び調達計画に基づき市医師会、市薬剤師会等から調達するが、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請する。 [危・医]
- イ 市は、医療機関等で血液製剤等が不足した場合には、県に要請する。 [危・医]

【資料8-36】 災害時における医療救護活動に関する協定書  
（海老名市三師会）

## 第6節 避難対策

市は、風水害発生後、人命の安全を第一に被災した市民の避難誘導を行うとともに、避難場所、避難所予定施設等その他避難に関する情報の提供に努める。

市民は、避難場所及び避難所予定施設等を日頃から把握するとともに、避難情報が発令された場合は、速やかに避難準備又は避難を開始する。また、自主的に避難する場合は、安全に十分注意する。

### 1 避難情報等

#### (1) 高齢者等避難

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を災害から保護するため特に必要と認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者に対して災害に関する情報を確実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で高齢者等避難を発令する。また、必要がある場合は要配慮者、特に避難行動要支援者に対し立ち退き先として避難場所又は避難所予定施設等を指示することができる。 [危]

#### (2) 避難指示

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。また、必要があると認めるときは、その立ち退き先として避難場所又は避難所予定施設等を指示することができる。 [危]

#### (3) 緊急安全確保（屋内での待避等の安全確保措置）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって市民の生命及び身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（屋内での待避等の安全確保措置）を指示することができる。 [危]

#### (4) 警戒区域の設定

市長は、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 [危]

#### (5) 消防警戒区域の設定

消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定し、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。 [消]

#### (6) 県知事への報告等

市長は、避難のための立ち退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を県知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、県知事に報告する。 [危]

#### (7) 県知事等への助言の求め

市長は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。 [危]

## 2 避難指示の内容等

### (1) 避難指示の内容

市長等、避難指示を発令する者は、原則として次のアからオまでに掲げる内容を明示して行う。 [危]

- ア 避難を要する理由
- イ 避難指示の対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

### (2) 避難の指示、警戒区域の発令代理者

#### ア 市職員（消防吏員を含む。）

市職員（消防吏員を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の委任を受けて、居住者等に対し避難のための立ち退きを指示することができる。 [市]

#### イ 警察官等

(ア) 警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき（連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時機を失するような場合）又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立ち退き及び又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。また、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置を指示する場合において、必要があると認めるときは、その立ち退き先として避難場所又は避難所予定施設等を指示することができる。なお当該指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。 [国・県]

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行なう市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市長に代わって警戒区域を設定することができる。また、警戒区域を設定する場合において、必要があると認めるときは、その立ち退き先として避難場所又は避難所予定施設等を指示することができる。なお、警戒区域を設定したときは、直ちに、その旨を市長に通知する。 [国・県]

(ウ) 警察官は、人命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、その場に居合わせた者に対し、避難の措置を講じることができる。この場合において、その旨を県公安委員会に報告する。 [県]

(エ) 警察官は、消防吏員若しくは消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員若しくは消防団員の要求があったときは、火災の現場において、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はこの区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。 [県]

#### イ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、これらの者に代わって避難等の措置を執ることができる。なお、避難等の措置を執ったときは、直ちにその旨を市長に通知する。 [国]

## ウ 県知事

(ア) 県知事又はその命を受けた県職員若しくは水防管理者（市長）は、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合において、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。 [県・市]

(イ) 県知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示並びに警戒区域の設定を市長に代わって行う。また、避難の必要がなくなったときの公示についても県知事が市長に代わって行う。なお、県知事は、市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。 [県]

## 3 避難措置の周知等

### (1) 関係機関への報告

避難指示を発令した場合は、必要な事項を次の順序で報告する。 [危・国・県]

ア 市長（災害対策基本法に基づく措置）

市長 → 県知事

イ 海上保安官又は警察官（災害対策基本法に基づく措置）

(ア) 海上保安官 → 海上保安部・署長 → 市長 → 県知事

(イ) 警察官 → 警察署長 → 市長 → 県知事

ウ 警察官（警察官職務執行法（昭和23年法律第123号）に基づく措置）

警察官 → 警察署長 → 警察本部長 → 県公安委員会

エ 自衛官（自衛隊法（昭和23年法律第165号）に基づく措置）

自衛官 → 市長 → 県知事

### (2) 市民への周知

ア 市は、自ら避難指示、屋内での待避等の緊急安全確保の発令、警戒区域の設定を行った場合又は他機関からいずれかの通知を受けた場合は、防災行政無線放送、広報車等により風水害広報を実施し、市民に周知する。また、避難の必要がなくなったときも同様とする。 [危]

イ 市は、避難情報を行ったときは、防災行政無線等を通じて市民等に伝達するとともにLアラート（災害情報共有システム）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた市民への迅速な通知に努める。 [危]

## 4 避難所予定施設等の開設

市は、被災者に対する救済措置を行うため、必要に応じてあらかじめ指定された避難所予定施設等を避難所等として開設する。

### (1) 避難所予定施設等の開設

ア 市は、あらかじめ施設の安全性を確認するなど、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所等を開設する。

緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、避難所を開設する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所を開設する。 [避・応・医・危]

イ 市は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」若しくは「一時滞在所運営マニュアル」を参考にしつつ、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営ガイドライン」等の感染症予

防対策を行ったうえで、避難所担当班員、学校避難所担当班員、一時滞在所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）、施設管理者で構成する避難所等開設チームにより指定された避難所予定施設等の安全を確認し、避難所等として開設する。 [避・応・医]

ウ 風水害が長期にわたることが見込まれる場合は、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所としての指定、民間賃貸住宅、旅館・ホテルなどを避難所等として借り上げるなど、市域外又は被災地以外にあるものも含め、多様な避難所等の確保に努める。 [危・避・応・医]

## (2) 避難所等の周知

市は、避難所予定施設等を避難所等として開設した場合は、速やかに市民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。 [危]

## (3) 避難所等の運営管理

ア 避難所等の運営は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」等を参考に行う。避難所担当班員、学校避難所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）、施設管理者等は、避難者を主体とする避難所運営委員会を設置して、避難所の円滑な運営を支援する。また、男女のニーズの違い、ペットの有無及び要配慮者等の多様な視点に配慮する。 [民・避・応・医]

イ 避難所等の運営管理に当たっては、被災者に対する給水・給食措置等が円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所等における情報の伝達、飲料水、食料等の配布、清掃等については、避難者等、市民、自主防災組織（自主防災隊）、ボランティアなどの協力を得られるよう努める。 [避・応・物・医]

ウ 市は、あらかじめ指定された避難所予定施設等以外の県立施設に被災者を一時入所させる必要があるときは、施設利用に関する協定に基づき、県に要請する。 [避]

エ 市は、在宅での避難や車中泊等、様々な事情から避難所等に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会の協力による巡回等、様々な手法で把握に努め、安否情報確認システム等で県等に報告する。 [避・危・応・医]

オ 市は、避難生活が長期化する場合は、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策、エコノミークラス症候群対策の必要性、飲料水・食料の確保、配食の状況、ごみ処理の状況等、食中毒対策、避難者の健康状態及び避難所等の衛生状態の把握に努める。さらに、ペット同行避難のルールを定め、ペットスペースを確保し、対応がとれるよう努める。 [避・応・医・物]

カ 市は、避難所等に滞在することができない被災者に対しても、食事供与の状況、トイレの設置状況等の生活環境の把握に努め、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。 [避・応・医]

キ 市は、避難所等における混乱の防止、秩序保持、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう配慮する。 [避・応・医]

ク 市及び市社会福祉協議会は、避難所等において救援活動を行うボランティアの受入れについては、市災害救援ボランティアセンター及び県災害救援ボランティア支援センターと連携して対応する。 [危・社]

ケ 市は、避難所等のライフラインの復旧に時間を要することが見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。 [避・応・医・危]

コ 市は、各避難所等との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者登録票に基づく避難者台帳を作成する。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。また、避難生活が長期にわたる場合に備え、国及び県の協力のもと、公営住宅、民間賃貸住宅等の空室情報を把握するほか、応急仮設住宅建設可能地をリストアップする。 [危・避・応・医]

サ 市は、風水害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難生活の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館、ホテルなどへの移動を避難者等に促す。 [避・応・医・危]

シ 市は、風水害の規模等に鑑み、必要に応じて避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用により、避難所等の早期解消に努める。 [応・危]

ス 市は、避難所等における避難者等の避難生活が長期にわたる場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋及び避難者の交流スペースの確保に努める。 [避・応・医・危]

【資料8-6】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書  
(神奈川県立中央農業高等学校)

【資料8-7】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書  
(神奈川県立海老名高等学校)

【資料8-8】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書  
(神奈川県立有馬高等学校)

【資料8-9】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書  
(神奈川県立かながわ農業アカデミー)

【資料8-10】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書  
(神奈川県立えびな支援学校)

【資料8-24】 災害時における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書  
(小原温泉旅館組合)

【資料8-25】 災害時における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書  
(鎌先温泉旅館組合)

【資料8-103】 災害時等における自治会館等の補助的避難所としての活用に関する覚書  
(海老名市自治会連絡協議会)

【資料8-105】 災害時等における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書  
(海老名市宅建業者協力会)

## 5 避難経路の通行確保及び避難の誘導

市は、市内巡視出動を兼ねて避難経路の安全確認を行い、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう警察官、消防団、自主防災組織（自主防災隊）その他避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努める。この場合において、避難措置の実施者の安全確保に留意する。 [危・消]

## 6 帰宅困難者への対応

### (1) 市の対応

ア 市は、「無闇に移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、一時滞在所の確保等に努める。また、一時滞在所の運営に当たっては、感染症予防対策や、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。 [応]

イ 市は、あらかじめ指定した帰宅困難者の収容機能を持つ避難所予定施設、補完避難所予定施設及び帰宅困難者の収容に特化した一時滞在所予定施設を迅速に避難所及び一時滞在所として開設し、円滑な運営を行うとともに、開設状況を帰宅困難者に広報し、県及び鉄道事業者へ情報伝達を行う。なお、状況により補完避難所予定施設を避難所として開設する。 [応・避]

ウ 市は、避難所及び一時滞在所に収容した帰宅困難者に飲料水等の提供を行う。 [物]

エ 市は、帰宅困難者が発生した場合は、県と協力し、避難所及び一時滞在所に関する情報、鉄道等の運行及び復旧状況等、帰宅困難者に必要な情報提供等を行い、帰宅困難者対策に努める。 [応・避・危]

## (2) 企業・事業所の対応

ア 企業・事業所は、発災時に風水害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努める。また、「無闇に移動を開始しない。」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内にとどめるよう努める。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底する。 [企・事]

イ 旅館、ホテルなどの宿泊施設、デパート、ホールなどの不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用し、対応する。また、施設管理者は、必要に応じて当該施設利用者をあらかじめ市が指定する避難所予定施設等に誘導する場合は、市に連絡するものとする。 [企]

ウ 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び鉄道運行中止に伴う帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道事業者及び関係機関は、それぞれの施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市の情報伝達等に基づき、地域の避難所予定施設等を案内するものとする。なお、要配慮者に対し十分な配慮を行うように努める。 [事]

## 7 広域一時滞在

市は、大規模な災害が発生し、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、他の都道府県との協議を求めることができる。 [危・応]

## 8 応急仮設住宅等

### (1) 応急仮設住宅の必要戸数の把握

市は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅等の戸数を調査する。 [応]

### (2) 応急仮設住宅の提供

ア 県及び市は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅（建設型及び民間賃貸住宅借上型）を供給する必要があるときは、県及び市で密接な連絡を取り、同法及び関係団体との協定に基づき応急仮設住宅の供給を実施する。 [県・応・危]

イ 県は、「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、救助実施市と協議のうえ建設型応急仮設住宅の事前配分の適用を決定し、設置計画に基づき資源を配分する。 [県]

### (3) 資機材の調達

ア 県及び市は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達する。 [県・応・危]

イ 県は、資機材が不足する場合は、海外からの調達を含め、他の都道府県及び関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に協力を要請する。 [県]

#### (4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

ア 市は、応急仮設住宅への入居者の募集については、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考する。 [県・応・医]

イ 応急仮設住宅の運営管理は、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死、引き籠もりなどを防止するための心のケア並びに入居者によるコミュニティの形成及び運営管理に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れについて検討する。 [県・応・医]

#### (5) 市営住宅等への一時入居

県及び市は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する県営・市営住宅等の空き家住宅を積極的に活用する。 [応]

#### (6) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設は、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請する。 [応]

#### (7) 住宅の応急修理

市が災害救助法に適用されたときは、県及び市で密接な連携を図り、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレなどの衛生設備等の日常生活に必要最小限の部分の応急修理を行う。 [応・危]

### 9 ペット対策

(1) 市は、大規模地震等災害当初におけるペットの受け入れについて、飼主にとって避難しやすくする観点から、開設する全ての避難所で同行避難を受け入れる。なお、その後、被害状況が落ち着いた段階で北部公園体育館をペット同伴避難所として運営することを基本とする。 [危・避・物]

(2) 市は、「生命あるものを大切にする」という観点に立ち、市民へ、避難所がペットを受け入れ可能であることを周知するとともに、ペットとの同行避難において、避難先で混乱が生じないように、普段からの備えや取組をすすめていくための行動指針（ガイドライン）の周知を図る。 [物・危]

(3) 市は、県の「災害時動物救護マニュアル」に基づき、県が獣医師会及び動物愛護団体等と連携して設置する動物救護本部と連携し、被災した犬猫等の救護を行う。 [物]

### 10 要配慮者への配慮

(1) 市は、避難誘導、避難所等での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に避難所等での要配慮者の健康状態の把握、福祉避難所の指定、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置に努める。また、高齢者、障がい者等に向けた情報提供にも十分配慮する。 [医・避・応]

(2) 市は、要配慮者に対し必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施する。また、在宅の避難行動要支援者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努める。 [医]

(3) 市は、避難所等の運営管理に当たっては、健康に不安のある要配慮者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的及び心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める。 [医・避・応]

- (4) 市及び施設管理者は、在宅又は社会福祉施設利用の高齢者・障がい者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織（自主防災隊）等と協力して実施する。

[医・事]

- (5) 市は、大規模風水害時の避難対策として、各種協定等により広域避難（疎開）を実施し、要配慮者等に対する身体及び精神的ケアの実施に努める。

[避・医]

- (6) 市は、災害時に身体障害者が指定避難所等へ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、他の避難者への配慮を行いつつ、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れることとする。

[避・医]

【資料8-11】 災害時における要配慮者等の移送協力に関する協定書  
（特定非営利活動法人 福祉輸送事業連合会）

【資料8-12】 災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書  
（株式会社 ハートフルタクシー）

【資料8-13】 災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書  
（株式会社 ユタカトラベル）

【資料8-15】 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書  
（厚木ホテル協議会）

【資料8-16】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書  
（社会福祉法人 星谷会）

【資料8-17】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書  
（社会福祉法人 中心会）

【資料8-18】 災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書  
（社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス）

【資料8-19】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書  
（社会福祉法人 ケアネット）

【資料8-20】 災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書  
（医療法人 葉梨整形外科）

【資料8-21】 災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書  
（SOMPOケアネクスト株式会社）

【資料8-22】 災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書  
（株式会社 ニチイケアパレス）

【資料8-23】 災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書  
（社会福祉法人あすか福祉会）

【資料8-24】 災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書  
（小原温泉旅館組合）

【資料8-25】 災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書  
（鎌先温泉旅館組合）

【資料8-26】 災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する覚書  
（海老名市私立幼稚園協議会）

## 11 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 市は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点及び男女の参画に十分配慮し、避難所等における生活環境を常に良好なものとするよう努める。

[避・応・医]

- (2) 市は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」若しくは「一時滞在所運営マニュアル」を参考に、女性用のトイレ、専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及びその場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布等、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子供に対

する暴力等を予防するための照明の設置等により安全性を確保し、女性及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努める。 [避・応・医]

- (3) 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にならないよう、被害者を生まないように、全ての人に「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。 [避・医]

## 第7節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

市は、被災者の健康保持のため、「海老名市災害時保健支援活動マニュアル」に基づき、必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 1 保健衛生

- (1) 市は、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、災害時医療救護関連施設等の設置及び心のケアを含めた対策を行う。 [医]
- (2) 市は、避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を採る。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。 [物・応]
- (3) 県及び市は、風水害による被災者の心のケアを行うために、かながわD P A Tや医療、保健、福祉関係者等の協力を得て、時期及び状況に応じた必要な措置を講ずる。また、こころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図る。さらには、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。 [県・医・危]

【資料8-38】 災害時における福祉バイオトイレの供給に関する協定書  
(優成サービス株式会社)

【資料8-39】 災害時における応急対策物資の供給に関する協定書  
(株式会社 建興)

【資料8-41】 災害時における浴場施設利用の協力に関する協定書  
(東京建物リゾート株式会社)

### 2 防疫対策

#### (1) 防疫対策の実施

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市は、県の指示に基づき、次の防疫対策を実施する。

- |   |                       |     |
|---|-----------------------|-----|
| ア | 感染症予防上必要と認めた場合の清潔方法   | [物] |
| イ | 感染症予防上必要と認めた場合の消毒方法   | [医] |
| ウ | ねずみ族及び昆虫の駆除           | [物] |
| エ | 予防接種の指示               | [医] |
| オ | 厚生労働省の承認を得た上で予防内服薬の投与 | [医] |

#### (2) 薬品、器具等の調達

市は、必要に応じて、県に薬品、器具等の調達を要請する。 [医]

#### (3) 防疫実施の方法

##### ア 防疫体制の確立

市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対処方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。 [危・医]

##### イ 治療勧告及び入院措置

市は、感染症が発生した場合には、県の指示のもとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、当該患者に対して感染

症指定医療機関において治療するよう勧告するとともに、感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施する。 [医]

#### ウ 感染症発生状況及び防疫活動の周知

市は、感染症が発生した場合は、その発生状況、防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。 [危]

#### エ 清潔方法及び消毒方法の指示

市は、感染症予防上必要と認める場合は、県から清潔方法及び消毒方法の指示を受ける。 [医]

##### (ア) 清潔方法

- a 市は、清潔方法の実施に当たっては、市内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心に行う。 [物・応]
- b 風水害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市は、被災の状況に応じ、的確な指導又は指示を行う。 [物]
- c 市は、収集したごみ、汚泥その他の汚物の焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。 [物]

##### (イ) 消毒方法

- a 市は、消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行う。 [医]
- b 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持ち量を確認の上、不足分を補い、便宜の場所に配置する。 [医]

#### オ ねずみ族及び昆虫の駆除

(ア) 市は、必要と認める場合には、県の指示によりねずみ族及び昆虫の駆除を実施する。 [物]

(イ) 市は、ねずみ族及び昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。 [物]

#### カ 予防接種の実施

(ア) 市は、感染症予防上必要と認められるときは、県の指示により予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条に規定する臨時の予防接種を行う。 [医]

(イ) 市は、県の指示に従い、臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保等を迅速に行い、時機を失しないように措置する。 [医]

### 3 遺体対策等

市は、遺体対策については、適切な対応を執るため、「神奈川県広域火葬計画」に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。また、必要に応じて、同計画に沿って県内市町村及び県外市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。

#### (1) 広報

市は、遺体を発見した者が、直ちに海老名警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底する。 [危]

#### (2) 通報

市は、遺体を取り扱った場合には、海老名警察署に通報する。 [消・医]

**(3) 検視・調査等**

海老名警察署は、遺体の検視・調査等を行う。 [県]

**(4) 検案**

法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師は、遺体の検案を行う。なお、市は、必要に応じて、検案後の遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を市医師会等に要請する。 [県・事・医]

**(5) 遺体の収容**

市は、遺体安置所予定施設に指定している市総合体育館の安全点検等を速やかに実施し、遺体安置所として開設し、海老名警察署その他の関係機関と協力し、遺体を収容する。 [医・県]

**(6) 身元確認、身元引受人の発見**

市は、海老名警察署、市医師会、市歯科医師会、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認及び身元引受人の発見に努める。 [医・県]

**(7) 遺体の引渡し**

海老名警察署は、検視、調査、医師による検案等が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない遺体を市に引き渡す。この場合において、市及び海老名警察署は遺体の引渡作業を協力して行う。 [医・県]

**(8) 身元不明遺体の取扱い**

市は、身元の確認ができず海老名警察署から引き渡された遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき、埋葬又は火葬を行う。 [医]

【資料6－4】 遺体安置所予定施設一覧

【資料8－42】 災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（神奈川県葬祭業協同組合及び一般社団法人 全国霊柩自動車協会）

## 第8節 飲料水・食料、生活必需物資等の調達・供給活動

市は、風水害の規模により、市民が備蓄している飲料水・食料等（飲料水・食料、生活用水、生活必需物資等）に不足が生じた場合は、市の備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達及び支援物資の活用、さらには、広域的な支援を受け、早期に被災者に必要な飲料水、食料等を供給する。

避難所等で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等を、冬季には暖房器具、燃料等を季節等に考慮するとともに、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮する。また、避難所等だけでなく、在宅被災者、車中避難者、その他の場所で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 1 飲料水及び生活用水の確保供給

#### (1) 給水方針

市は、風水害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットル（飲料は、1人1日2リットル）の応急給水を行う。 [物]

#### (2) 飲料水の確保

市は、県営水道に飲料水を要請して飲料水を確保するとともに、市が設置した飲料水兼用貯水槽等から飲料水を確保する。また、飲料水の提供協力のある災害時応援協定締結先に飲料確保の協力を要請する。 [物]

#### (3) 飲料水の給水活動

##### ア 応急給水

市は、県営水道が確保した飲料水のほか、市が設置した飲料水兼用貯水槽等の飲料水を活用して応急給水を実施する。特に医療機関にあっては、迅速かつ優先的に給水を行う。また、市単独での給水が困難な場合は、ペットボトル飲料水等の物資支援は県に要請し、給水車派遣は水道事業者と連携して公益社団法人日本水道協会に要請するとともに、協定締結先に必要な支援を要請する。 [物・危]

##### イ 応急復旧

市は、県営水道に対し一日も早く給水装置を通じて給水できるよう要請する。 [危]

#### (4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。 [危・物]

【資料8-43】 応急給水支援に関する覚書  
(神奈川県企業庁)

【資料8-44】 災害時等における飲料水等の供給に関する協定書  
(富士エクスプレス株式会社)

【資料8-45】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 ベンディング神奈川西支店)

【資料8-46】 防災力の向上に関する協定書  
(コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社)

【資料8-47】 災害時等における支援及び防災力の向上に関する協定書  
(雪印メグミルク株式会社)

【資料8-48】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(雪印メグミルク株式会社)

【資料8-134】 災害時等における飲料水等の供給に関する協定  
(株式会社 八洋)

2 食料の調達・供給

(1) 供給方針

市は、市で備蓄している食料を活用するとともに、食料が不足しないよう調達し、被災者等に対して供給を行う。 [物]

(2) 市の対策

ア 市は、市で備蓄している食料の提供に努めるとともに、食料が不足しないよう調達計画に基づき、市内小売業者等から調達した食料、広域応援協定等により調達した食料、全国からの支援による食料を被災者に供給する。また、災害時炊き出し施設に指定している市食の創造館、市食の創造館別館及び東柏ヶ谷小学校調理場において応急給食を実施する。 [物]

イ 市は、必要な食料の調達が困難な場合には、県に対して支援を要請する。ただし、政府所有米については、交通・通信の途絶により県の指示が得られない場合は、直接農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請する。 [危]

(3) 食料等の集積及び配分

ア 県は、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、県の広域受援計画に基づき、物資の配分と供給、調達を行う。県が直接配送する食料等は、市の拠点備蓄倉庫等又は避難所等で受入れを行う。ただし、県が直接配送できない場合には、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に食料等が集積され、市の必要分が配分される。 [県]

イ 市は、食料等を受入れ、被災者に対し配分する。 [物]

【資料4-9】 災害時炊き出し施設一覧

【資料8-49】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(株式会社 栄屋製パン)

【資料8-50】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(海老名市米穀小売商組合)

【資料8-51】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(株式会社 神戸屋 海老名事業所)

【資料8-52】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(株式会社 中村屋 神奈川工場)

3 生活必需物資等の調達・供給

(1) 供給方針

市は、市で備蓄している生活必需物資等を活用するとともに、不足している必要な生活必需物資等を調達し、供給する。 [物]

(2) 生活必需物資等

調達・供給する生活必需物資等は、主に寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等とする。 [物]

(3) 市の対策

ア 市は、市で備蓄している生活必需物資等の活用を図るとともに、調達計画に基づき、市内小売業者等から調達した生活必需物資等、広域応援協定等により調達した生活必需物資等、全国からの支援による生活必需物資等を被災者に供給する。 [物]

イ 必要な生活必需物資等の調達が困難な場合は、県に対して支援要請する。 [危]

(4) 生活必需物資等の集積及び配分

ア 県が広域受援計画に基づき、広域物資輸送拠点を経由し、市の拠点備蓄倉庫等又は避難所等で受入れを行う。ただし、県の拠点が開設できない場合や効率化のために拠点經由を省略できる場合等は、適宜拠点を経ないで避難所に輸送する等、柔軟に対応する。

[物]

イ 市は、生活必需物資等の受入れを行い、被災者に対し配分する。

[物]

- 【資料8-53】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(海老名商工会議所)
- 【資料8-55】 災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(相鉄ローゼン株式会社)
- 【資料8-56】 災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合)
- 【資料8-57】 災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(株式会社 マルエツ さがみ野店)
- 【資料8-58】 災害時等における被災者支援等の協力に関する協定書  
(イオンリテール株式会社 イオン海老名店)
- 【資料8-59】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(オイシックス・ラ・大地株式会社)
- 【資料8-60】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書  
(株式会社クリエイト)
- 【資料8-61】 災害時における物資の輸送等に関する協定書  
(一般社団法人 神奈川県トラック協会)
- 【資料8-62】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書  
(海老名市電設協会)
- 【資料8-63】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書  
(海老名市電友会)
- 【資料8-102】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書  
(三和シャッター工業株式会社)
- 【資料8-104】 災害時等における物資の輸送等に関する協定書  
(株式会社 AirX)
- 【資料8-107】 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書  
(株式会社 カインズ)
- 【資料8-135】 災害時における電源確保のためのポータブル電源の提供に関する協定  
(アンカー・ジャパン株式会社、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)

## 第9節 文教対策

風水害時においては、天気予報や気象情報等、事前の情報収集等が非常に重要となる。市教育委員会及び市立学校は、あらかじめ定める臨時休業に該当する警報等が登校前に発表されている場合は、児童・生徒の安全確保を図るため、臨時休業等の措置を執ることを原則とする。また、児童・生徒の在校時における下校の判断は、様々な情報を踏まえ、早い段階で決定し、実施する。また、「海老名市学校地震防災計画」等に基づき、市立学校ごとの計画等の定めるところにより、応急活動対策を実施する。

### 1 児童・生徒の保護対策

市立学校長は、風水害時においては、避難実施計画に基づき児童・生徒の保護に努める。  
[避]

#### (1) 市立学校の対応

ア 市立学校長は、学校災害対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。

イ 市教育委員会及び市立学校は、児童・生徒の生命及び身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒を保護し、安全が確認された後に、保護者等に引き渡す。ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者等が来校できないことが想定されることから、「海老名市学校地震防災計画」等に基づき、あらかじめ市立学校ごとに定められた計画等により、保護者等が来校するまでの間、学校で児童・生徒を保護する。

ウ 市立学校長は、児童・生徒及びその保護者等の安否情報、児童・生徒の保護者等への引渡し状況その他必要な状況を速やかに市教育委員会に報告する。

エ 市立学校は、初期消火、救護・救出活動、避難所開設等の防災活動を行う。

#### (2) 市立学校教職員の対処

ア 学級担任等は、「海老名市学校地震防災計画」等に基づき、あらかじめ私立学校ごとに定められた計画等により、児童・生徒の安全確保を図った後、避難誘導を行う。その後、学校災害対策本部の指示により、更なる児童・生徒の安全確保に努める。

イ 障がいのある児童・生徒については、介助体制等の組織により対応するなど十分配慮する。

ウ 児童・生徒の保護者等への引渡しについては、あらかじめ市立学校ごとに定められた計画等に基づき、確実に行う。

エ 保護者等が交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒については、氏名、人数等を確実に把握して引き続き保護するとともに、市教育委員会に報告する。

オ 学校災害対策本部の指示により、浸水等から児童・生徒の安全を確保するとともに、避難者と児童・生徒が混在しないよう児童・生徒の安全を確保するため、市立学校ごとに定められている個別の「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者を安全な場所に誘導し、及びその他の防災活動に当たる。

### 2 学校等における避難所予定施設等の開設

(1) 市は、避難所予定施設に指定している市立学校及び補完避難所予定施設に指定している県立施設等と連携し、風水害時は避難所又は補完避難所として開設し、避難者の安全確保を図る。  
[避]

- (2) 市立学校の避難所予定施設は、「海老名市学校地震防災計画」、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」を参考に、あらかじめ指名されている学校避難所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）等で構成する避難所開設チームにより指定された避難所予定施設の安全を確認し、避難所として開設する。〔避〕
- (3) 県立施設等の補完避難所予定施設は、必要に応じて「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」を参考に、避難所担当班員（連絡員）、自主防災組織（自主防災隊）、県立施設等の教職員等で構成する避難所開設チームにより指定された補完避難所予定施設の安全を確認し、補完避難所として開設する。〔避・県〕

### 3 学校等における避難所等の運営

- (1) 市立学校の避難所は、「海老名市学校地震防災計画」、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営ガイドライン」等を参考に、感染症予防対策の徹底、男女のニーズの違いなどの男女双方の視点及び要配慮者等の視点の多様な視点に配慮するほか、避難者主体の避難所運営委員会を設置し、学校避難所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）等の支援により避難所の円滑な運営を行う。避難所の運営に当たっては、被災者に対する給水・給食措置等が円滑に実施できるよう努める。この場合において、避難所における情報の伝達、飲料水、食料等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織（自主防災隊）、ボランティアなどの協力を得られるよう努めるものとする。〔避・物・危〕
- (2) 県立施設等の補完避難所は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」を参考に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症予防対策の徹底や男女のニーズの違いなどの男女双方の視点及び要配慮者等の多様な視点に配慮するほか、避難者主体の避難所運営委員会を設置し、避難所担当班員（連絡員）、自主防災組織（自主防災隊）、県立施設等の教職員等の支援により避難所の円滑な運営を行う。避難所の運営に当たっては、被災者に対する給水・給食措置等が円滑に実施できるよう努める。この場合において、避難所における情報の伝達、飲料水、食料等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織（自主防災隊）、ボランティアなどの協力を得られるよう努めるものとする。〔避・物・県〕

### 4 応急教育対策

#### (1) 応急教育の実施

市教育委員会は、風水害時において学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員、学用品等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。〔避〕

#### (2) 被害状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒及び施設・設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。また、市教育委員会においては、市立学校について取りまとめの上、県教育委員会に報告する。〔避〕

#### (3) 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次のアからエまでに掲げる施設の効率的な利用を図る。〔避〕

##### ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

##### イ 市立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた市立学校施設を相互に利用する。

#### ウ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図る。

#### エ 公共施設の利用

被災を免れた社会教育施設、体育施設その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

### (4) 教職員の確保

市教育委員会は、風水害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次のア及びイのとおり教職員の把握し、確保する。 [避]

#### ア 臨時参集

教職員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)に参集する。

##### (ア) 参集教職員の確認

各市立学校において、責任者(学校付近居住者)を定め、その責任者は、参集した教職員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

##### (イ) 参集教職員の報告

市立学校で掌握した参集教職員の人数等については、速やかに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会においては、取りまとめの上、県教育委員会に報告する。

##### (ウ) 県教育委員会の指示

市教育委員会は、市教育委員会から県教育委員会に報告した参集教職員の人数その他情報に基づき、県教育委員会が総合的に判断し、適宜指示連絡される事項に対応する。

##### (エ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各市立学校において参集した教職員をもって授業を行う体制を整える。

#### イ 退職教職員の活用

風水害により教職員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教職員を臨時に雇用するなどの対策を実施する。

### (5) 学用品の確保のための調査

市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類及び数量を調査し、県教育委員会に報告する。 [避]

### (6) 児童・生徒の心的症状の対応

市立学校長は、被災後、児童・生徒の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携により、校内相談を実施する。 [避]

## 第10節 緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動

防災関係機関は、風水害発生後、特に初期段階においては、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うために緊急通行車両の通行を確保することから、一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。また、緊急物資の供給及び応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路の確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施する。

### 1 交通の確保

#### (1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

##### ア 県警察

##### (ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

大規模風水害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び高速道路会社等の各道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止並びに混雑緩和のための措置を執る。 [県]

##### (イ) 大規模風水害発生時の交通規制等

大規模風水害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次の a から d までに掲げるとおり対応する。 [県]

##### a 被災地等への流入抑制

大規模風水害発生後、特に初期段階では、次の(a)から(c)までに掲げるとおり避難経路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- (a) 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- (b) 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- (c) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域又は通行制限区域におけるインターチェンジなどからの流入を禁止する。

##### b 緊急交通路確保のための交通規制

大規模風水害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大及び二次災害が発生することが予想され、市民の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護及び消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

##### c 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合は、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行う。また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路区間において車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動させるなどの措置命令を行うことを要請する。

**d 警察官の措置**

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより風水害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動させるなどの措置命令を行う。

**イ 自衛官及び消防職員**

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は当該措置を執ることができる。なお、措置命令又は当該措置を執った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。 [国・消]

**ウ その他**

高速道路会社等の各道路管理者は、県の「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や道路啓開等必要な措置及び応急復旧等必要な対策の実施について、県警察に連絡を取る。

[国・県・事]

**(2) 交通情報の収集等**

**ア 交通情報の収集**

県警察は、被災地の交通混乱の防止、緊急交通路確保等の交通対策を迅速かつ的確に実施するため、現場警察官及び関係機関からの情報に加え、交通監視カメラなどを活用し、情報を収集する。 [県]

**イ 交通情報の広報**

県警察は、交通規制を実施した場合は、規制標識板、立て看板、携帯用拡声器等を利用し、積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報又は必要に応じて市の協力を求める。 [県]

**(3) 道路の応急復旧等**

**ア 国等**

**(ア) 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 厚木出張所**

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所厚木出張所は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニターなどからの道路情報の収集に努める。この情報を基に、必要に応じてう回路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送道路の確保に努めるとともに、応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。また、他の道路管理者に対して、国土交通省関東地方整備局の要請又は指示により被害状況に関する報告を求め、及び応急復旧等の要請に応じ、調整を図る。この場合において、緊急輸送道路の確保を優先する。 [国]

**(イ) 中日本高速道路株式会社**

中日本高速道路株式会社は、風水害発生時に、非常災害対策本部を設置し、次のaからdまでに掲げる風水害応急対策を実施する。 [事]

- a 市との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行う。
- b 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。

- c 風水害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努める。
- d 風水害発生時に消防機関が行う救急活動に協力する。

## イ 県

県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による風水害時の情報収集体制を強化し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路の機能確保に努める。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行う。さらに、県管理道路においても応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行う。具体的な復旧作業については、県県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に締結した災害協定に基づき応急復旧を実施する。復旧状況については、速やかに県災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報する。

[県]

## ウ 市

市は、危機対処の部の行動計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保し、道路機能の確保を図る。

[応]

## エ その他

(ア) 建設業者と応援協定等を締結している道路管理者は、その協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

[応・消・国・県・事]

(イ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置を採る。

[応・消・国・県・事]

【資料 8-64】 災害時等における応急対策活動等の協力に関する協定書

(一般社団法人 海老名市建設業協会)

【資料 8-66】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

(海老名市建築職組合)

【資料 8-67】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

(神奈川土建一般労働組合 座間海老名支部)

【資料 8-68】 災害時等における応急対策活動等の協力に関する協定書

(白石市建設職組合)

【資料 8-69】 災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書

(株式会社 アクティオ)

【資料 8-70】 災害時等における応急対策資機材等の供給に関する協定書

(太陽建機レンタル株式会社厚木支店)

【資料 8-71】 災害時等における支援協力活動に関する協定書

(公益社団法人 隊友会神奈川県隊友会県央支部)

【資料 8-72】 災害時における応急対策活動等の協力に関する協定書

(海老名市測量業協会)

## (4) ヘリコプター臨時離着陸場

市は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図る。

[危・消]

## 2 緊急輸送

### (1) 県の緊急輸送

県は、車両、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を次のアからオまでに掲げるとおり確保する。

[県]

#### ア 車両の確保

- (ア) 県保有車両の利用
- (イ) 「緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あつ旋依頼
- (ウ) 「災害等における物資の輸送等に関する協定」に基づく一般社団法人神奈川県トラック協会に対する協力要請
- (エ) 関係業者（特殊車両等保有業者）に対する協力要請

#### イ 船舶の確保

- (ア) 関東運輸局長に対する調達・あつ旋依頼
- (イ) 神奈川県漁業協同組合連合会に対する協力要請
- (ウ) 神奈川県水難救済会に対する協力要請
- (エ) 海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する要請

#### ウ 航空機（ヘリコプター）の確保

- (ア) 県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用
- (イ) 陸上自衛隊、海上自衛隊、第三管区海上保安本部等に対する要請
- (ウ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請

#### エ 鉄道車両の確保

県は、鉄道による輸送手段を確保するために鉄道事業者に対し協力を要請する。

#### オ 燃料の確保

県は、風水害対策上重要な車両等への石油類燃料の供給を行うために県石油業協同組合に対し協力を要請する。

### (2) 市の緊急輸送

市は、次のアからウまでに掲げる現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あつ旋を依頼する。 [物・危]

#### ア 市保有車両

- イ タクシー会社、バス会社その他の運送事業者等への協力要請
- ウ 建設業者等への協力要請

### (3) 防災関係機関の緊急輸送

- ア 防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。
- イ 県は、風水害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関・指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、当該応急対策の実施に必要な物資、資材の運送を行うことを要請又は指示する。

## 3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。 [物・危]

### (1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等

エ 初動の風水害応急対策に必要な要員・物資等

オ 後方医療機関に搬送する負傷者等

カ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資

**(2) 第2段階（発災後3日目からおおむね1週間の間）**

ア 第1段階の続行

イ 飲料水、食料等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

**(3) 第3段階（発災後おおむね1週間以降）**

ア 第2段階の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需物資

**4 緊急通行車両の確認手続**

**(1) 緊急通行車両（確認対象車両）**

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次の業務に従事する車両とする。

[物・危]

ア 警報の発表状況の伝達及び避難指示の発令

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 被災者の救難、救助その他保護

エ 災害を受けた児童・生徒の応急の教育

オ 施設及び設備の応急の復旧

カ 清掃、防疫その他の保健衛生

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

ク 緊急輸送の確保

ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

**(2) 緊急車両の事前届出**

市は、緊急通行車両として活動すると予測される車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部交通規制課）に「事前届出」を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付及び「確認証明書」の事前の交付を受ける。

[物・危]

**5 障害物の除去**

**(1) 実施機関**

ア 市は、各種応急措置を実施するため工作物、崖崩れ、浸水等による住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。なお、実施困難なときは、県に応援協力を要請する。

[危・応・消]

イ 道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急車両通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所に移動することなどの措置を命ずることになることから、市は、市の管理する道路、水路等にある障害物の除去復旧の優先度に応じて行う。また、県は、県の管理する道路、河川等にある障害物の除去を復旧の優先度に応じて県警察、自衛隊又は消防機関の協力を得て行う。

[応・消・県]

ウ その他施設及び敷地内の障害物の除去は、当該施設の敷地所有者又は管理者が行う。

[民・企・事]

## (2) 障害物除去の対象

風水害時における障害物（工作物を含む）の除去は、おおむね次の各号に掲げる場合に行う。

[応・消]

ア 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

エ その他公共的立場から除去を必要とする場合

## (3) 障害物除去の方法

ア 障害物除去の実施者は、自らの組織、労力及び機械器具を用い、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

[応・消]

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように配慮して行う。

[応・消]

## (4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所は、それぞれの実施者において考慮するが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この集積場所は、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。ただし、風水害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

[応・消・物・危]

ア 廃棄するものは、実施者の管理に属する遊休地、空地その他廃棄に適当な場所

イ 保管するものは、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 広域避難場所として指定された場所以外の場所

## (5) 障害物除去に関する応援及び協力の要請

市は、市民の生命及び財産を保護するため、必要に応じ、県に対して障害物除去の応援協力要請を行う。

[危]

## 第11節 警備体制、災害応急対策等

県警察は、大規模風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な風水害応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

### 1 警備体制の確立

- (1) 県警察は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部に県警察災害警備本部を、海老名警察署に海老名警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立する。 [県]
- (2) 県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行う。 [県]

### 2 風水害応急対策

県警察は、県災害対策本部等関係機関と連携して次の風水害応急対策を実施する。 [県]

#### (1) 情報の収集・連絡

風水害の警備上の必要な情報収集を行い、収集した情報を必要により関係機関に連絡する。

#### (2) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県及び市（危機管理部及び消防部）と協力して、被災者の救出救助活動等を実施する。また、海老名警察署長は、市（危機管理部及び消防部）の現場責任者と随時、捜索区割りなど現場活動に関する調整を行う。

#### (3) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を執る。

#### (4) 交通対策

市域における交通の混乱の防止を図り、風水害応急対策活動が円滑に行われるよう風水害の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保等必要な交通規制を実施する。

#### (5) 防犯対策

無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯並びに救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所等におけるトラブル等を防止するため、パトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地に発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、社会秩序の維持に努める。さらに、風水害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止に努めるとともに、風水害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

#### (6) ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、各種犯罪及び事故の未然防止と、被災市民の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

【資料8-73】 災害時等における交通及び地域安全の確保等に関する協定書  
(海老名警備業協力会)

## 第12節 ライフラインの応急復旧活動

ライフラインについては、発災後、直ちに専門技術を持つ人材等を活用し、それぞれの施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止及び被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行う。

市は、電気、ガス、水道等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を要請するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐため、ライフライン各事業者と連携を図りながら復旧するよう調整する。

ライフライン各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧（見込み）状況及び安全確認のための情報を市民に広報・周知し、二次災害の防止及び利用者の不安解消に努める。

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設について、電気事業者に早期の復旧を促す。

### 1 上水道施設（上水道事業者）

- (1) あらかじめ定められた計画により応急復旧要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行う。 [県]
- (2) 施設の破損等により、給水を停止する場合又は断水のおそれが生じた場合は、市及び市民に対し影響区域及び復旧期について速やかに周知する。 [県]
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請する。 [県]
- (4) 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。 [県]
- (5) 送配水管等の復旧については、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧する。 [県]
- (6) 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設する。 [県]

【資料8－74】 災害時における応急対策に関する協定書  
（海老名管工事業協同組合）

### 2 下水道施設（下水道管理者）

- (1) 市は、風水害が発生した場合は、部の行動計画及び下水道業務継続計画（下水道BCP）を参考に応急復旧要員を確保して、直ちに被害状況の調査を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行う。 [応]
- (2) 流域下水道では、県及び関連市町が連携して被害状況の調査及び施設の点検を行う。 [県]
- (3) 県は、施設の実状に即した応急対策用資材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施する。 [県]
- (4) 県は、施設の被害状況及び復旧見込み等について、市及び市民に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。 [県]

### 3 電力施設（東京電力パワーグリッド株式会社）

- (1) 風水害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。 [事]
- (2) 感電事故及び漏電による出火の防止、電力施設の被害状況、復旧予定等についてインターネット、各報道機関、広報車、防災行政無線局同報系無線設備等を通じて広報する。 [事]
- (3) 風水害時は、原則として送電は維持するが、県警察又は消防部からの送電停止の要請があった場合は円滑な防災活動を実施するため適切な危険予防措置を執る。 [事]
- (4) 風水害時の復旧資材は、次のアからウまでに掲げるとおり確保する。 [事]
  - ア 現業機関は、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
  - イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船舶等により行い、その他調達可能な運搬手段により行う。
  - ウ 風水害時においては、復旧資材置場としての用地を確保する。
- (5) 災害復旧の実施は、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難所等を優先する。 [事]

### 4 都市ガス施設等

- (1) 東京ガスネットワーク株式会社は、ガスの供給に支障をきたす風水害が発生した場合又は非常事態が発生した場合は、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的に応急活動組織を編成する。また、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、風水害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行う。 [事]
- (2) 東京ガスネットワーク株式会社は、応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、風水害被害発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。 [事]
- (3) 東京ガスネットワーク株式会社は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合は、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。 [事]
- (4) 東京ガスネットワーク株式会社は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合に、その状況に応じてテレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて広報活動を行うほか、必要に応じて直接当該地域に周知する。また、県、市の関係機関とも必要に応じて連携を図る。 [事]
- (5) LPガス事業者は、都市ガス事業者同様に必要な応急復旧措置を講ずる。 [事]

【資料8-28】 災害時等における燃料の供給に関する協定書  
(神奈川県石油商業組合 高座支部 海老名部会)

【資料8-75】 災害時等におけるLPガス等の調達・供給に関する協定書  
(県央LPガス協会 海老名部会)

5 電話（通信）施設（NTT東日本株式会社 神奈川事業部、株式会社 NTTドコモ神奈川支店、NTTドコモビジネス株式会社及びKDDI株式会社）

- （1） 風水害発生時は、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、原状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事等の応急復旧対策を行う。また、通信施設に被害が生じた場合又は異常輻輳（ふくそう）等の発生により、通信の疎通が困難な場合及び途絶するような場合も、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧及び災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施する。  
[事]
- （2） 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置は、被災者の利用する避難所等を優先する。  
[事]
- （3） 災害復旧の実施は、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災関係機関を優先する。  
[事]

## 第13節 災害廃棄物等の処理対策

市は、「神奈川県災害廃棄物処理計画」、「神奈川県災害廃棄物等処理マニュアル」及び「海老名市災害廃棄物処理計画」に基づき、県と連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、災害廃棄物の発生量を推計し、処理体制の整備を図り、適正かつ円滑・迅速な収集・処理に努める。

### 1 災害廃棄物対策に関する体制の整備と連絡体制の確立

市は、「海老名市災害廃棄物処理計画」を作成して、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図るとともに、県及び自衛隊との連絡体制を確立する。 [物]

### 2 ごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況の把握

市は、風水害発生後、速やかに市内のごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、その状況を県等の関係機関に報告する。 [物]

### 3 仮設トイレの設置

(1) 市は、市民の避難状況、上下水道の被災状況、復旧の見通しなどの情報に基づき、仮設トイレの必要性及び配置を考慮しながら、速やかに備蓄している仮設トイレを設置する。また、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について市民に周知する。 [物・応]

(2) 市は、備蓄している仮設トイレが不足する場合は、災害協定に基づき、仮設トイレを確保するとともに、し尿収集の委託業者の備蓄分及び仮設トイレのリース業者からの調達を検討する。また、県に支援を要請する。 [物・応]

【資料8-38】 災害時における福祉バイオトイレの供給に関する協定書  
(優成サービス株式会社)

【資料8-39】 災害時における応急対策物資の供給に関する協定書  
(株式会社 建興)

### 4 し尿及び生活ごみ処理

(1) 市は、避難所等の収容人数及び断水地域の在宅市民の人数等から、し尿収集対象発生量及び生活ごみの発生量を推計し、通常時のし尿及びごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図る。 [物]

(2) 市は、し尿及び生活ごみの収集・処理業務の増大により、収集車両、人員及び処理施設の能力が不足する場合並びに処理施設が倒壊又は稼働不能な状態その他これらに類する状態のときは、県への支援要請を検討する。 [危]

### 5 災害廃棄物処理

市は、県が災害廃棄物の再利用・再資源化、中間処理及び処分に関連する民間の産業廃棄物処理業者の被災状況の概要を把握し、地区別及び施設の種類別に整理した情報の提供を求め、迅速な災害廃棄物処理の実施に努める。 [物]

#### (1) 発生量等の推計

市及び県は、発災後速やかに災害廃棄物の発生量等を推計する。

#### (2) 仮置き場の設置

市は、推計した発生量をもとに、仮置き場の必要面積を算定し、施設管理者の承認を得て、公園・空地等に仮置き場を設置する。仮置き場が不足する場合は、県に対し、県有地の仮置き場利用について調整する。

【資料8-76】 災害時における応急対策の協力に関する協定書  
(海老名市資源協同組合)

## 第14節 被災者等への情報提供及び相談、物価の安定等に関する活動

市の広報担当は、風水害発生後速やかに防災関係機関と連携して被災した市民に正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切に判断して行動が執れるよう努める。また、被災者の生活上の不安を解消するため、男女のニーズの違いや要配慮者にも考慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図る。

### 1 被災者等への情報提供

市及び県の広報担当は、風水害発生後速やかに防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、市民の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表、伝達及び広報活動に努める。また、避難所等以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等の各種情報等が提供されるように努める。

#### (1) 市災害対策本部及び市現地災害対策本部

ア 風水害発生初動期、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次に掲げる情報等を、掲示板、広報紙、インターネットのほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努める。また、高齢者、障がい者、外国人等にも配慮した伝達に努める。 [危]

- (ア) 気象及び風水害による被害の状況
- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
- (ウ) 安否情報
- (エ) ライフライン、交通施設等、公共施設等の復旧状況
- (オ) 医療機関等の生活関連情報
- (カ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (キ) 交通規制等に関する情報
- (ク) 避難所等の情報

イ 企業等からの有線及び無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努める。 [危]

ウ 報道機関のためのプレスルーム等を設置し、報道機関への市長談話等の放送を要請するとともに、経時変化する情報を速やかに情報提供する。 [危]

エ インターネットなどを利用し、24時間情報提供する体制を整備する。 [危]

オ 市は、被災者の安否情報について市民住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。 [危・避]

#### (2) 集配郵便局等

市内郵便局は、「災害時における海老名市と海老名市内郵便局の協力に関する協定書」に基づき、市から提供された情報を必要に応じて市民に広報する。 [事]

#### 【資料8-106】 海老名市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

(日本郵便株式会社 綾瀬郵便局・海老名市内に所在する別表に掲げる郵便局)

### (3) 市、県及び防災関係機関

県及び防災関係機関は、それぞれで定めた風水害時の広報計画等に基づき、市民、利用者に広報を実施する。また、情報の公表及び広報活動を行うときは、その内容について市、県及び防災関係機関で相互に通知し、情報交換を行う。 [危・県・事]

## 2 災害相談の実施

### (1) 災害相談の実施

地域の被災した市民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、県と相互に連携し、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施する。相談等は、職員のみならず、関係機関、神奈川県大規模災害対策土業連絡協議会を通じて派遣された弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、総合的に行う。 [避]

### (2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、次の事項について風水害発生初動期から復興期までの時期において、幅広く対応し、早期解決を図り、生活の安定を支援する。 [避]

#### ア 風水害発生初動期から応急復旧期まで

行方不明者、避難所等、飲料水・食料、衣類等の問合せへの対応

#### イ 応急復旧期から復興期

避難所等の生活、心の悩み相談及び仕事の再開相談

#### ウ 復興期

住宅又は事業所の再建相談等

## 3 応急金融対策の実施

### (1) 民間金融機関に係る措置

#### ア 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えは、状況に応じて職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

#### イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図る。

#### ウ 金融機関の業務運営の確保

(ア) 日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るように必要な措置を講ずるほか、必要に応じて営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。

(イ) 日本銀行横浜支店は、災害の状況に応じて、必要な範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

#### エ 金融機関による非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、次に掲げる措置を執るよう要請する。

**(ア) 災害関係の融資に関する措置**

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

**(イ) 預金の払戻及び中途解約に関する措置**

預金通帳、届出印鑑等を滅（紛）失した場合でも、預金者であることを確認して払戻しに応じること。また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出しに応ずること。

**(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置**

災害時における手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業について配慮すること。また、窓口営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行うなど災害被災者の便宜を考慮すること。

**(エ) 汚損銀行券に関する措置**

汚損日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じて必要な措置を採ること。

**(オ) 営業停止等における対応に関する措置**

窓口営業停止等の措置を講じた場合は、営業停止等、継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知を徹底すること。

**オ 各種金融措置に関する広報**

関係機関は、災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券、補助貨幣の引換措置等は、関係行政機関と協議の上、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てる。

**(2) 日本郵便株式会社の措置**

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のア及びイに掲げるとおり非常取扱いを行う。

**ア 為替貯金業務関係**

郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取りを行う。

**イ 簡易保険業務関係**

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い、保険料払込猶予期間の延伸等を行う。

**(3) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置**

**ア 非常金融措置の実施**

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を執るよう要請する。

**(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置**

保険証券（共済証書）、届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

(イ) 保険金（共済金）の支払及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置

保険金（共済金）の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料（共済掛金）の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合は、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てる。

(4) 第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に次の(ア)から(オ)までに掲げる措置を執るよう要請する。

(ア) 届出印鑑喪失の場合の措置

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

(イ) 有価証券喪失の場合の措置

有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。

(ウ) 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置

被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限り便宜措置を講ずること。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口業務停止等の措置を講じた場合は、業務停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他の措置

顧客への対応について十分配慮すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てる。

4 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 市及び県は、食料をはじめとする生活必需物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。 [物・危・県]

- (2) 市及び県は、市民が落ち着いた消費行動が執れるよう生活必需物資等の供給状況等について、必要な情報提供に努める。 [物・危・県]

- (3) 市及び県は、コンビニエンスストア等の小売店舗等と協定を締結し、物資が安定的に供給されるよう努めるとともに、災害発生後速やかに営業が開始できるよう物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努める。 [危・物・県]

## 第15節 広域的応援体制

市は、被害の規模に応じて、様々な枠組みにより多様な形態で多くの団体から実施される人的支援及び物的支援の迅速な応援要請を実施するとともに、当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを行い、市域における被害の軽減、被災者の援護等を図るため、また、大規模風水害時における広域受援が発生した場合は、外部からの複数の多様な応援を円滑に受け入れ、効果的に展開する必要があることから、受援計画等を整備作成し、災害時広域受援速やかに応援を受け入れ効果的な風水害応急対策を実施する体制の構築を図る整備する。

### 1 広域的な応援体制

- (1) 市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対して応援要請を行い、又は県知事に対して応援要請若しくは災害応急対策の実施を要請する。なお、他市町村長への応援要請は、県は地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行う。 [危]
- (2) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合において、必要に応じ、その旨及び当該市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を県知事に通知する。 [危]
- (3) 市長は、県知事の自衛隊への派遣要請の要求において、通信途絶等の理由により要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置を執る必要があると認められる場合は自主派遣をする。なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を県知事に通知する。 [危]
- (4) 県知事は、市長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し広域応援の要請を行う。 [県]
  - ア 県公安委員会に対する警察庁又は都道府県警察への援助要求の要請
  - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
  - ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請
    - (ア) 避難所運営や罹災証明書等交付等の災害応援業務の支援
    - (イ) 被災市が行う災害マネジメントの総括的支援
  - エ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議、関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
  - オ 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請
- (5) 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し県知事からの要請を待ついとまがない場合又は人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認める場合は、他の都道府県知事及び他市町村長に消防の応援要請を行う。 [国]
- (6) 職員の派遣
  - ア 県知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対して職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。 [県]

イ 市長は、必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請する。この場合において、市長は、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項を記載した文書をもって要請を行う。  
[危]

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(7) 県知事は、災害の規模、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合は、防衛大臣又はその指定する者に対し「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき、災害派遣を要請する。この場合において、要請範囲はおおむね次のアからシまでに掲げるとおりとする。  
[県]

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の復旧
- キ 応急医療・救護・防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 給食及び給水
- コ 入浴支援
- サ 救援物資の無償貸与又は譲与
- シ 危険物の保安及び除去
- ス その他県知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

- (8) 県知事は、県内各地の災害に対処するため、必要があると認めるときは、「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき、在日米軍に対し応援を要請する。 [県]
- (9) 市長は、災害に対処するため、必要があると認めるときは、「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」に基づき、米海軍厚木航空施設司令部に対し応援を要請する。 [危]
- (10) 県が被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請を行うに当たり、国は応援職員の派遣に関し総合調整を行う。また必要に応じて現地調整会議を設置する。 [国]
- (11) ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制を執るよう努めるものとする。 [事]
- (12) 高速道路会社は、高速道路のサービスエリアなどを消防部、県警察及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。 [事]

【資料8-89】 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書（米海軍厚木航空施設）

2 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

(1) 要請先

陸上自衛隊の派遣は、東部方面混成団長、第1師団長又は東部方面総監に要請する。  
[危]

【資料1-7】 自衛隊

(2) 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次に掲げるとおりとする。  
[危]

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等

エ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

3 広域応援の受入れ

市は、あらかじめ指定した広域応援活動拠点を開設し、広域応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊及び緊急消防援助隊）等の受入体制を整え、県と連携して災害応急活動を実施する。この場合において、実施する対策は次に掲げるとおりとする。  
[物・危・消]

(1) 備蓄防災資機材・物資の配分及び搬送調整

(2) 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整

(3) 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整

(4) 輸送車両・ヘリコプターの誘導及び物資の搬送調整

(5) 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機及び出動調整

(6) その他必要な災害応急活動

【資料8-90】 災害時等における相互応援協力に関する協定書  
（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）

【資料8-91】 災害時等における相互応援協力に関する協定書  
（海老名市・座間市・綾瀬市・寒川町）

【資料8-92】 危機発生時における相互応援に関する協定書  
（白石市・登別市・海老名市）

【資料8-93】 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定  
（相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村）

【資料8-94】 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定  
（神奈川県及び県内市町村）

【資料8-95】 災害時における相互応援に関する協定書  
（桜川市・那珂市・海老名市）

【資料8-96】 災害時における相互応援に関する協定書

- (東海市・海老名市)  
【資料8-97】 災害時における相互応援に関する協定書  
(白鷹町・海老名市)  
【資料8-98】 災害時相互応援に関する協定  
(豊田市・海老名市)  
【資料8-99】 災害時における相互応援に関する協定書  
(須坂市・海老名市)  
【資料8-100】 災害時における相互応援に関する協定書  
(太田市・海老名市)  
【資料8-101】 災害時における相互応援に関する協定書  
(海老名市・羽幌町)  
【資料8-108】 災害時における相互応援に関する協定書  
(新発田市・海老名市)  
【資料8-124】 災害時における相互応援に関する協定書  
(甲斐市・海老名市)

#### 4 広域応援活動の調整

市は、必要があると認めるときは、県に対し広域応援部隊の運用（配分）を県が決定した上で、広域応援部隊の進出拠点・活動拠点の確保、通信・連絡体制の構築、進入ルートをはじめとした活動に必要な情報提供を行うとともに、被災状況及び活動状況に応じた部隊及び資機材の再配分等の広域応援活動の調整を県に要請する。 [危]

#### 5 部隊間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するDMAT等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

#### 6 航空機の運用調整

- (1) 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 [県]
- (2) 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊及びDMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリア及び任務の調整等を行う。また、必要に応じて自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。 [県]

#### 7 自治体間の人的支援

- (1) 市は、災害発生後、人的支援のニーズ等を速やかに把握し、県に連絡する。 [危]
- (2) 県は、市からの応援要請があった場合、又は県が職員の応援が必要だと判断した場合で、県内の自治体間の応援では対応できない場合は、次の事項を総務省、又は関東ブロックの幹事県に応援を要請する。 [県]
- ア 災害対応業務に係る対口支援の実施  
イ 総括支援チームの派遣

#### 8 海外からの支援の受入れ

県及び市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努める。 [県・危]

## 第16節 災害救援ボランティアの支援活動

市社会福祉協議会は、大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合は、市の支援を受け、海老名災害ボランティアネットワークと協働・連携し、かつ、その他各種ボランティア団体、市民と協力・連携して市災害救援ボランティアセンターを設置する。また、市災害救援ボランティアセンターの設置・運営に関しては、県災害救援ボランティア支援センターの支援を受け、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネートなどにより被災地のボランティア活動の効果的な支援に努める。

### 1 ボランティア活動支援拠点の設置

#### (1) 県災害救援ボランティア支援センターの設置及び役割

県は、県災害対策本部を設置したときは、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、県社会福祉協議会、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンター（災害等の状況により設置しがたい場合は、あらかじめ定めた別の場所）に県災害救援ボランティア支援センターを設置する。なお、県災害救援ボランティア支援センターの主な役割は、次のとおりとする。 [県]

- ア 災害救援ボランティアにかかわる情報収集・発信
- イ 被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
- ウ 市災害救援ボランティアセンター及び災害救援ボランティアとの連絡・調整
- エ 災害救援ボランティア活動への支援

#### (2) 市災害救援ボランティアセンターの設置及び役割

市社会福祉協議会は、災害が発生し、ボランティアによる被災市民の支援が必要と判断した場合は、市の支援を受け、海老名災害ボランティアネットワークと協働・連携し、かつ、その他各種ボランティア団体、市民と協力・連携し、厚生労働省防災業務計画の定めるところにより、市災害救援ボランティアセンターを設置する。なお、市災害救援ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりとする。 [危・避・社]

- ア 被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信
- イ 災害救援ボランティアの受入れ及びコーディネート
- ウ 災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- エ 市域内外の災害救援ボランティア団体、行政機関、市民等との連絡調整

#### 【資料8-31】 災害時における相互協力に関する協定書

(社会福祉法人海老名市社会福祉協議会・公益社団法人海老名青年会議所)

### 2 情報の収集・発信

#### (1) 発災直後における被災地情報等の収集

県は、災害発生後速やかに災害救援ボランティアコーディネーターなどにより組織された先遣隊を被災地域に派遣し、被害状況、ボランティアニーズ、市災害救援ボランティアセンターの設置に向けた状況等を把握する。 [県]

#### (2) 県ホームページによる情報の収集・発信

県災害救援ボランティア支援センターは、県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供する。 [県]

### (3) 登録ボランティア（個人・団体）に対する情報配信

県災害救援ボランティア支援センターは、災害救援活動を希望するボランティアに対して、電子メール又はファクシミリその他これらに類する通信手段により、ボランティアニーズなどに関する情報の配信を行う。 [県]

## 3 災害救援ボランティアの受入れ

- (1) 県は、災害救援ボランティアの受入れに際して、各種ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮し、必要に応じて災害救援ボランティア支援団体に対して活動拠点を提供するなど、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 [県]
- (2) 市社会福祉協議会は、市の支援を受け、海老名災害ボランティアネットワークと協働・連携し、かつ、その他各種ボランティア団体、市民と協力・連携して災害救援ボランティアの活動場所、必要に応じて資機材・宿泊場所等の提供又はそれらの情報提供により活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。 [社・危]
- (3) 市は、元消防団員等の経験及び能力を有したボランティアなどとの連携に努めるものとする。 [消・危]
- (4) 市は、県外からの支援の受入れは、県と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとする。 [危・社]

## 4 海老名災害ボランティアネットワークの活動に対する支援

市及び市社会福祉協議会は、海老名災害ボランティアネットワークとの協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所、資機材、資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとする。 [危・社]

## 第17節 災害救助法関係

災害救助法適用の災害が発生した場合は、県知事又は救助実施市の長は災害救助法の規定に基づき、被災者の保護及び社会秩序の保全を目的として救助を実施する。また、市民生活の安定のため、市は義援物資・義援金の受入れなどを行う。

災害時に、不規則かつ大量に届けられる小口の義援物資を適切に処理するには多くの人手及び時間を要し、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理していくことが困難であるなど多くの課題が指摘されていることから、市は、個人等から寄せられる小口の義援物資については、原則として受け入れないこととするなど、義援物資を効率的に活用する体制づくりに努める。

### 1 災害救助法

#### (1) 災害救助法の適用

ア 市長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認めるときは、県知事に対してその旨を要請する。 [危]

イ 市長が、県知事に要請するおおむねの基準は、次のとおりとする。 [危]

(ア) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が(オ)に掲げる市の災害救助法適用基準1号以上であるとき。

(イ) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で、当該市の滅失世帯数が(オ)に掲げる市の災害救助法適用基準2号以上に達したとき。

(ウ) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情^{※10}がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。

(エ) 多数の者の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準^{※11}に該当するとき

(オ) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

(カ) 市の災害救助法適用基準は次のa及びbに掲げるとおりである。

a 1号 100世帯

b 2号 50世帯

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているため、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯は、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなす。

ウ 県知事は、必要があると認めた場合は、災害救助法を適用する。 [県]

#### (2) 災害救助法の適用手続

ア 市長は、災害が発生した場合は、市の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県知事に報告する。 [危]

※14 内閣府令で定める特別の事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※15 内閣府令で定める基準とは、地震災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ 市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供する。 [危]

ウ 県知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、災害救助法による事務委任に係る事前の取決めに基づき次に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合において救助の期間、内容を市長に通知する。 [県]

- (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品物資の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 福祉サービスの提供
- (キ) 被災した住宅の応急修理
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 死体の捜索
- (サ) 死体の処理
- (シ) 障害物の除去
- (ス) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

エ 県知事は、災害救助法を適用したときは、市及び各部局に指示するとともに関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に報告する。 [県]

### (3) 資源配分の連絡調整の実施

ア 県が災害対策本部を設置し、災害救助法が適用され、資源等の配分に係る広域調整が必要と判断した場合は、県は、資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市に参集を要請するほか、必要に応じて、物資の供給、輸送、保管に係る民間団体に参集を要請する。 [県]

イ 市は、市の被災状況や支援ニーズを、資源配分連絡調整チームに通報する。 [市]

## 2 義援物資・義援金

### (1) 受入れ・配分

#### ア 義援物資

##### (ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関の協力を得ながら、民間企業、自治体等からの義援物資について、受入を希望するもの及び希望しないものを把握し、県及び市は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図る。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用して物資の配分を行う。 [物・県]

##### (イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市は、個人等からの小口義援物資は、原則受け入れないこととし、その方針を周知するものとする。なお、周知に当たっては、記者発表、県及び市のホームページに掲載するほか、県域報道機関、全国ネットの報道機関による放送、他の自治体等のホームページへの掲載依頼等を行う。 [県・危]

## イ 義援金

県及び市は、義援金の受入れ、配分に関して、市、日本赤十字神奈川県支部、県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどし、できる限り迅速な配分に努める。

[県・医]

### (2) 指針の作成

市は、義援物資・義援金の受入れ・配分に関して、迅速な対応を図るため、災害発生後に作成される県の指針に従い、市の指針を作成する。

[医]

## 3 災害弔慰金等

(1) 市長は、一定規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対しては災害障害見舞金を支給する。

[医]

(2) 市長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された風水害では、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）に従って災害援護資金の貸付けを行う。

[医]

(3) 市社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小規模風水害時に生活福祉資金貸付制度要綱に基づく生活福祉資金（災害援護資金）の低所得世帯対象の貸付けに関する一部を県社会福祉協議会から委託された場合は当該貸付けを行う。

[社]

(4) 市長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明書等の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書等を交付する。

[物]

## 第4章 復旧・復興対策

大規模災害は、市民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけでなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続ける。市は、大規模災害の後の市民生活の再建、都市の復興、さらには、経済活動の復興が早期に実現できるよう市民、地域コミュニティ、NPO、県等の行政機関と協働して復興対策に取り組む。

### 第1節 復興体制の整備

大規模災害の後、迅速かつ的確に災害復興対策を実施するため、災害復興体制を整備する。

#### 1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

市は、復興にかかわる総合的な措置を執り、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う「復興支援部」を市災害対策本部内に設置する。復興支援部は、庁内の部等を横断的に編成し、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成及び既存計画（施策）との整合性の確保を行う。また、復興支援部の業務については、行動計画において別に定める。なお、復興支援部は、「神奈川県地域防災計画」に明文化されている「海老名市復興本部」の設置に対しての所掌の事務を行う。

#### 2 人的資源の確保

市は、本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になるため、被災職員による減員等もある中、特定の分野及び職種において人員不足が予測される。このため、特に人材を必要とする部門については、関係機関と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行う。それでも不足する場合は、県や災害協定市等へ応援要請を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

##### （1）派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、災害対策基本法、応急対策職員派遣制度、その他協定等に基づき、職員の派遣又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れる。また、市は、県の「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請する。

##### （2）専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等の様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供を求められることが予想される。このため市は、相談業務に従事する者の派遣を県に要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受け入れる。

##### （3）情報提供と市民相談の実施

市は、行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報誌を利用して提供する。また、臨時相談窓口や電話相談窓口を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応ずる。

#### 3 研修・訓練の実施

市は、国の「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」を参考に、災害が発生した場合に復興計画の円滑な作成及び災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、復興計画を担う知識を備えた職員の育成を目的に海老名市復興イメージトレーニングの実施に努める。

[応・危]

## 第2節 復興対策の実施

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定並びに住宅の復興対策、生活再建支援、地域経済復興等の多岐にわたる復興対策を迅速かつ的確に行うために被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施する。

### 1 復興に関する調査

市は、被災状況を詳細に把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定並びに住宅の復興対策、生活再建支援等の復興対策にかかわる応急対策を迅速かつ的確に行うため、復興に関する調査を行う。

#### (1) 被害状況調査

県は、災害情報管理システムなどを通じて、市町村から被害情報等を収集し、被害情報取りまとめる。

市は、建築物、都市基盤施設の被害状況について、調査を実施し、県に報告する。

#### (2) 都市基盤復興に係る調査

##### ア 公園、緑地等の被災状況調査

市は、広域避難場所、広域応援活動拠点、応急仮設住宅の用地となる公園、緑地等の被害状況を調査する。

##### イ その他都市基盤復興に係る調査

市は、公共土木施設、下水道施設、公共学校施設等の被害状況について調査する。

#### (3) 住宅の復興対策に係る調査

##### ア 建築物の被災状況に関する調査

市は、住宅の復興対策を効果的に行うため、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、応急仮設住宅の必要戸数、恒久的な住宅の必要量、その他必要になる住宅対策等について、応急仮設住宅の建設戸数調書を作成して県に報告する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な手法により実施する。

##### イ 住家等被害認定調査

市は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明書等を交付するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、罹災証明書等の根拠となる住宅等の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。なお、風水害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに各種の支援措置を早急に実施するため、風水害による住宅等の被害の程度の調査及び罹災証明書等の交付の体制を確立し、遅滞なく住宅等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書等を交付する。また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家等被害認定調査等、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いなどについて、被災者に明確に説明する。

#### (4) 生活再建支援に関する調査

##### ア 離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

## イ その他生活再建に係る調査

市は、要配慮者の被災状況、地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災及び復旧状況、社会教育施設等の被災状況等その他生活再建に必要な被災状況について調査する。

## (5) 地域経済復興支援に係る調査

市は、被災地全体の概要の把握に努めるが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

### ア 事業所等の被害調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別及び規模別の被害額並びに工場、商店、農地・農林水産業等の被害についての調査を行う。

## イ 地域経済影響調査

市は、産業基盤施設の被災状況、事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

## (6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたることから、その進捗状況は発災から経過した時間及び地域によって異なるため、市は住宅、都市基盤、地域経済等の復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策・復興事業を修正する。

## 2 復興計画の策定

市は、大規模風水害等の災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、「海老名市復興計画」を策定する。

「海老名市復興計画」を策定する際には、①海老名市復興の基本方針の策定、②海老名市分野別復興計画の策定、③海老名市復興計画の策定という3つのステップを経て行う。なお、「海老名市復興計画」の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持、回復及び再構築に十分に配慮するものとする。

### (1) 復興計画策定体制

復興計画は、市の復興事業（分野別復興計画）を束ねるものであり、各部が連携して実施する必要があるため、復興支援部を中心として策定のための庁内組織を整える。また、県の復興計画との整合を図るための連絡協議会や、必要により、専門家の知見を活かす専門委員会等を活用する。

### (2) 復興基本方針の策定

#### ア 復興理念及び基本目標の設定

市民、事業者及び市が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興にかかわる全ての人々が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定する。この際、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の規定により、市の復興計画は、都道府県方針に即して策定する必要がある。

#### イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要なため、「海老名市復興計画」を策定していく過程において地域全体の合意形成を図る必要がある。

### (3) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等、広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建等の個別具体的な計画が必要な分野については、「海老名市分野別復興計画」を策定する。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図る。

### (4) 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。また、復興施設及び復興事業は広範な分野にわたり内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策・復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のアからクまでに掲げるとおりである。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の目標年

オ 復興計画の対象地域

カ 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）

キ 復興施策・復興事業の事業推進方策

ク 復興施策・復興事業の優先順位

### (5) 復興計画策定のプロセス

ア 市は、「海老名市復興計画」の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織として市復興推進本部を組織し、その長は市長とする。

イ 市長は、市復興推進本部内に市復興計画策定委員会を設置し、「海老名市復興計画」の理念等を諮問する。

ウ 市長は、国及び県の「復興計画」との整合性や市復興計画策定委員会からの答申を踏まえ、「海老名市復興計画案」を策定し、市復興推進本部の審議を経たのち決定する。

### (6) 復興計画の公表

市は、復興施策を具体的に公表し、市民と協働・連携して復興対策を推進する。

## 3 復興財源の確保

### (1) 財政方針の策定

被害状況の把握、対応策の検討と同時に、応急・復旧事業及び復興事業に係る財政需要見込みを算定する。また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度及び重要度に応じて適切な対応が図れるよう機動的かつ柔軟な予算執行及び編成を行う。

### (2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制等により財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置等の十分な支援を国に要望する。

## 4 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となる。市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既存の長期計画・広域計画における位置付け、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討する。

### (1) 復興基本方針の策定

市は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置付けなどを踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表する。

### (2) 復興整備条例等の制定

市は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例等を制定する。その条例等には、市、市民及び事業者の責務並びに復興対象地区の指定及び整備手法を明示する。

### (3) 復興対象地区の設定

市は、条例等を制定した場合は、被災状況調査や既存の都市計画における位置付け、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定する。

### (4) 建築制限の実施

市は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施する。この場合において、住宅等の復興に関して情報提供を行う。

### (5) 都市復興基本計画の策定及び事業実施

市は、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等、具体的な復興施策を示す「海老名市都市復興基本計画」を策定する。また、復興対象地区ごとに「海老名市地区復興都市計画」を策定する。

### (6) 仮設市街地対策

市は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、市民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、「海老名市仮設市街地計画」を策定する。

### (7) 住宅対策

市は、生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きくかかわってくるため、持ち家、マンションなどの再建支援、災害市営住宅の供給及び市営住宅等への特定入居等を行う。また、市営住宅の入居対象外の市民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

### (8) 復旧・復興の基本方針を早期に決定するための支援

市は、被災状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等市民の意見を踏まえて、迅速な原状復旧又は災害に強いまちづくりを目指す計画的復興を早急に検討し、県の人的、技術的支援を得て復旧・復興の基本方向を早期に決定する。

## 5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、①災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧、②施設自体を被災前の状況に戻す復旧、③防災機能を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施する。

なお、市からの要請及び地域の実情を勘案して必要な場合は、道路、河川等の災害復旧工事について、国又は県が代行できる。

#### (1) 被災施設の復旧等

- ア 市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、市管理の公共施設の復旧を進める。
- イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携し、施設の早期復旧に努める。

#### (2) 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化等の防災機能の強化、さらには、建築物及び公共施設の不燃化等を基本目標とする。

##### ア 道路施設

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設の管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。なお、計画道路については、被災状況、市街化の動向等を勘案し、幅員、ルート及び線形の変更も含めて再検討する。

##### イ 公園及び緑地

市は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、公園及び緑地の復旧・復興方針を作成する。また、都市計画決定されている公園及び緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備する。

##### ウ ライフライン施設

市は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災機能の向上に努める。

##### エ 災害廃棄物等

大規模風水害により災害廃棄物が発生するため、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、迅速かつ適切に処理を進める必要がある。

##### (ア) 海老名市災害廃棄物等処理実施計画の策定

市は、建設業協会等の関係機関と協力して県が策定する「災害廃棄物等処理基本方針」等を基に「海老名市災害廃棄物等処理実施計画」を策定する。

##### (イ) 災害廃棄物等の処理

市は、県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理・処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行うが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整の上、「海老名市解体処理実施計画」を作成し、受付窓口等を設置して分別、運搬等について周知し、広報を行う。

## 6 生活再建支援

被災者の生活復興は、災害前の状態に復元することが第一目標となるが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合がある。そこで、新たな生活を再建するためには、市、市民及び民間機関が連携し、協働することが大切である。

また、被災者等の生活再建に向けて、住居の確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティ

の維持及び回復、心身のケアなど生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要がある。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### (1) 被災者の経済的再建支援

市は、被災者の生活再建が円滑に進むよう福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに、被災者生活再建支援金、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金、生活福祉資金の貸付け及び罹災証明書等の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予及び減免をする。

#### ア 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者の自立的生活再建が速やかに図れるよう被災者生活再建支援金、県被災者生活再建支援金の支給申請等に係る事務を行う。

#### イ 災害援護資金及び生活福祉資金の貸付け

(ア) 市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例に従って災害援護資金の貸付けを行う。

(イ) 市社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金（災害援護資金）を、低所得者世帯を対象に貸付けを行う。

#### ウ 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例に従って災害弔慰金を支給する。また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、同法に基づき、同条例に従って災害障害見舞金を支給する。

#### エ 義援物資の受入れ及び配分

##### (ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行う。

##### (イ) 個人等からの小口義援物資

市は、個人等からの小口の義援物資は、原則受け入れないこととし、その方針を周知するものとする。なお、周知に当たっては、記者発表、市のホームページへの掲載のほか、報道機関、他の自治体等のホームページへの掲載依頼等を行う。

#### オ 義援金の受入れ及び配分

県及び市は、義援金の受入れ及び配分に関して、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ及び配分を行う。その際、配分方法を工夫するなど、できる限り迅速な配分に努める。

## カ 生活保護

市は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

## キ 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、個人市民税、軽自動車税、固定資産税等の地方税の申告等の期限延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置について検討する。

## ク 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等の社会保険関連の特例措置を実施する。

## (2) 精神的支援

### ア 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談の実施

市は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して相談窓口等を設けて、DPAT、医師、保健師、精神保健福祉士等が心の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行うよう努める。

### イ 被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置

市は、被災者の心のケアに長期的に対応するための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行うよう努める。

### ウ 災害時の心のケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わる心の変化について、被災者、行政関係者、ボランティアなどに周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布する。

### エ 被災児童・生徒の心のケア事業

市は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒に対して、スクールカウンセラーなどによる相談等を実施する。

## (3) 要配慮者対策

### ア 高齢者・障がい者への支援の実施

市は、高齢者・障がい者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施する。また、障がい者は、その障がいなどの種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができなくなることも想定されるため、その状況に対応した支援を実施する。

### イ 外国人被災者への支援の実施

市は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう応急仮設住宅、義援金等各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、易しい日本語及び可能な限り多言語で発信するよう努める。

## (4) 医療機関

市は、地域の医療需要に対応するため、県の支援を受けて仮設診療所を開設する。

## (5) 社会福祉施設等

### ア 地域の福祉需要の把握

市は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生、既存の福祉サービスの供給能力の低下等、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

**イ 社会福祉施設等の再建**

市は、社会福祉施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援の実施を検討する。

**ウ 福祉サービス体制の整備**

市は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保、施設の新設、既存施設の増設等を検討する。また、福祉サービス体制の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援を、必要に応じて要請する。

**(6) 生活環境の確保**

**ア 飲料水・食料の安全確保**

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や飲料水兼用貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行う。また、食料についても、炊き出しなどによる健康被害が発生しないよう食品衛生確保のための指導を行う。

**イ 公衆浴場等の情報提供**

市は、公衆浴場等の営業状況を把握し、情報提供を行う。

**(7) 教育の再建**

**ア 学校施設の再建、授業の再開**

市は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建て替えなどの復旧方策を検討するとともに、市立学校周辺の被災状況等を把握し、「海老名市学校再建復興計画」を作成する。また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保する。

**イ 児童・生徒への支援**

市は、児童・生徒の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入・転出手続についても弾力的に取り扱う。

**(8) 社会教育施設、文化財等**

市は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定する。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

**(9) 歴史的公文書の修復等**

市は、歴史的公文書等の修復及び破損防止を県から修復方法等の情報提供、職員派遣等の支援を受けて行う。

**(10) 災害救援ボランティアの活動支援**

**ア 要配慮者に対するボランティア活動支援**

被災者が一時的に避難所から仮設住宅に移り、さらに、自立できる人たちは仮設住宅の退去が進む復興期においては、要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界がある。このため、市は、県、市社会福祉協議会、災害中間支援組織、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティア及びNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう必要な情報の提供等の支援に努める。

**イ ボランティア団体に対する支援**

復興に向けては、市民及び団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要である。こうしたことから、市は、県と連携して要配慮者に対する支援やまちづくり、産

業振興等、様々な課題にかかわる地元のボランティア及びNPOのネットワーク化、組織強化等に対する支援に取り組む。

#### (11) 情報提供及び市民相談

市は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、市ホームページや広報紙等を利用して提供する。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

### 7 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接にかかわってくるものであり、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与える。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵（かん）養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながる。地域経済を復興するには、元居た地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められる。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆（ぜい）弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられる。

#### (1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

##### ア 産業復興方針の策定

市は、県の被災状況に応じ、県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針の策定に協力する。

##### イ 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備する。相談に当たっては、商工会議所等各種関係団体と協力するなど総合的な支援を行う。

##### ウ イベントなどの活用

市は、各種団体と協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、イベントなどの活用等により、市民等の交流の活性化に努める。

#### (2) 金融・税制面での支援

##### ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、市は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和等の特例措置を要請する。また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、償還期限の延長等の特別な取扱いを行うよう要請する。

##### イ 既存融資制度等の活用の促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるよう既存融資制度等について周知し、活用促進を図る。

##### ウ 融資の円滑化を図るための支援の実施

市は、風水害等による被害が大きい場合に、中小企業の再建に向けた資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図る。

**エ 新たな融資制度の検討**

市は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資等、新たな融資制度等の創設について検討する。

**オ 金融制度、金融特別措置の周知**

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行う。

**カ 税の減免等**

市は、災害の状況に応じて、地方税についての申告等の期限延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置について検討する。

**(3) 事業の場の確保**

**ア 仮設賃貸店舗の建設**

市は、被害状況調査、事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討する。

**イ 共同仮設工場・店舗の建設支援**

市は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、公益財団法人神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談等を行う。

**ウ 工場・店舗の再建支援**

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対し公益財団法人神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談等を行うとともに、資金面に関する支援を検討する。

**エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供**

市は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、市ホームページなどを活用して情報提供を行う。

**オ 物流ルートに関する情報提供**

市は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。

**(4) 農林水産業者に対する支援**

**ア 災害復旧事業等の実施**

市は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行う。

**イ 既存制度活用の促進**

市は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進する。

**ウ 物流ルートに関する情報提供**

市は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。